

平成27年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 2月27日（金）

・開 会	39
・会議録署名議員の指名	39
・会期の決定	39
・町長施政方針	39
・諸般の報告	48
・議案の上程（第2号～第31号）	50
・発議の上程（第1号）	58
・議案等に対する質疑	59
・議案等の委員会付託	61

第2号 3月2日（月）

・一般質問	67
本田芳枝議員	67
1. 総合計画策定について	67
2. 27年度予算編成について	74
3. 健康寿命について	78
木村優子議員	85
1. 地域包括ケアシステムの構築に向け、認知症対策について	85
田川正治議員	94
1. 2015年度予算編成について	94
2. 安全・安心な住みよい町づくりについて	109
川口 晃議員	113
1. 医療費を中学卒業まで無料に	113
2. 町営住宅入居募集要項の改変について	115
3. 働く人の雇用のルールについて	117
4. 教育問題について	123
太田健策議員	131
1. 給食センター建設について	131
2. 朝日区の町営住宅について	141

第3号 3月3日（火）

・一般質問	149
久我純治議員	149
1. 総合窓口専任手話通訳者の配置を	149
2. 駕与丁公園の管理について	151
3. 無認可保育園・保育所の今後について	157
福永善之議員	160
1. 学童保育の小学校6年生までの受入れに関する事	160
2. 待機児童対策で無認可保育園の今後、及び、(仮称)こども館の建設費の本予算計上に関する事	163
小池弘基議員	177
1. (仮称)こども館建設が今なぜ必要なのか	177
2. 都市計画(通称マスタープラン)について	186
山脇秀隆議員	192
1. 平成27年度施政方針と重点施策について	192

第4号 3月20日(金)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	215
議案第2号 粕屋町行政手続条例の一部を改正する条例について	215
議案第3号 粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	216
議案第4号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	218
議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	221
議案第6号 グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について	222
議案第7号 粕屋町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	224
議案第8号 住居表示実施に伴う関係条例の整備に関する条例について	225
議案第9号 粕屋町町民農園設置条例の一部を改正する条例について	226
議案第10号 粕屋町保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について	227
議案第11号 粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について	227
議案第12号 粕屋町立幼稚園の保育料の減免に関する条例を廃止する条例について	227
議案第13号 粕屋町隣保館条例の全部を改正する条例について	230

議案第14号	粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について……………	230
議案第15号	粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 等に関する基準を定める条例の制定について……………	232
議案第16号	粕屋町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める 条例の制定について……………	232
議案第17号	平成26年度粕屋町一般会計補正予算について……………	235
議案第18号	平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	246
議案第19号	平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	246
議案第20号	平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	246
議案第21号	平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算につ いて……………	250
議案第22号	平成27年度粕屋町一般会計予算について……………	252
議案第23号	平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	262
議案第24号	平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	262
議案第25号	平成27年度粕屋町介護保険特別会計予算について……………	262
議案第26号	平成27年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ いて……………	262
議案第27号	平成27年度粕屋町水道事業会計予算について……………	267
議案第28号	平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について……………	267
議案第29号	町道の路線認定、廃止及び変更について……………	269
議案第30号	福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について……………	270
議案第31号	訴えの提起について……………	271
発議第1号	粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について……………	273
・ 閉 会……………		281

平成27年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成27年2月27日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長の施政方針
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案の上程
- 第6. 発議の上程
- 第7. 議案等に対する質疑
- 第8. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（15名）

1番 木村 優子	9番 久我 純治
2番 川口 晃	10番 因 辰美
3番 安河内 勇臣	11番 本田 芳枝
4番 太田 健策	12番 山脇 秀隆
5番 福永 善之	13番 八尋 源治
6番 小池 弘基	15番 伊藤 正
7番 田川 正治	16番 進藤 啓一
8番 長 義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木 繁信 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 清 範 副 町 長 箱 田 彰
教 育 長 大 塚 豊 総 務 部 長 八 尋 悟 郎

住民福祉部長	水 上 尚 子	都市政策部長	吉 武 信 一
教育委員会次長	関 博 夫	総務課長	安河内 強 士
経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税務課長	石 山 裕	収納課長	瓜 生 俊 二
社会教育課長	中小原 浩 臣	学校教育課長	八 尋 哲 男
健康づくり課長	大 石 進	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	今 泉 真 次	介護福祉課長	吉 原 郁 子
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	安河内 涉
地域振興課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	中 原 一 雄		

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

一昨年4月の改選から、早いものでもう2年を経過しようとしています。つまり、この3月議会で定例会としては任期中16定例会の半分終わるということになるわけであります。初めて議席を得られた議員の方にとりましても、それぞれに経験を積まれたものと思います。とりわけ3月定例会は会期も長目の設定であり、かつ新年度の当初予算も上程されています。皆様方の真摯にして活発なご審議をお願い申し上げ、開会の言葉とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、平成27年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、1番木村優子議員及び3番安河内勇臣議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月20日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの22日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

町長の施政方針の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

おはようございます。

本日、平成27年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、まず最初に、平成27年の施政方針を申し上げます。

本日、ここに平成27年度の予算案及び諸議案の提案に当たりまして、町政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べます。

私は、平成23年に町長就任以来、地方自治の本旨に立ち返り、粕屋町の現状と将来を見据えて町民の心を心とし、町民の生活を直視した住む人の立場に立った行政を念頭に置き安全安心の、そして「心やさしいまちづくり」に取り組んでまいりました。

本町は、若い世代が多く居住し、子育て世代への支援のニーズが高いことから、待機児童の解消をはじめ、「安心して子育てができる環境づくり」の充実を図るため、町民と協働で行政を進めるなど、町民の福祉の向上と町政の発展を願い、さまざまな課題に取り組んできたところでございます。

国立社会保障・人口問題研究所が発表いたしました「日本の将来推計人口、平成24年1月の推計」でございますけれども、平成22年、2010年の国勢調査による人口—これ日本の人口でございます—、1億2,806万人をピークに日本の総人口は急激に減少していき、平成60年、2048年には1億人を割ると見込まれております。全国の1,718市町村のうち896の自治体が、若い女性が半減することから「消滅可能性都市」とされるなど、人口減少に対する危機感は高まっております。

このことは、年少人口の減少や高齢者人口の増加によって、労働経済活動力の低下による税収の減少や若者世代への社会保障費負担の増大等、地方の分権と言われる時代に大きな影響をもたらします。

第2次安倍内閣による「アベノミクス」が始まってから、「金融緩和」「財政政策」「成長戦略」といった政策が実施され、2年が経過いたしました。そして昨年4月、消費税が8%に増税されたことにより、駆け込み需要の反動等により、耐久財や設備投資への消費の低迷、景気の落ち込みが予想以上に長引いておるところでございます。

今年こそは、景気の回復が地方に届き、雇用の拡大や賃金の上昇によって経済の好循環による豊かさを実感できる強い日本経済の再興を期待したいものでございます。

また、昨年改定されました日本再興戦略2014における施策の中で、女性の活躍は成長戦略の重要な鍵を握るとされており、「女性が輝く社会」の実現のために女性が活躍しやすい社会環境を整えることは、経済の活性化とともに人口減少に歯どめをかける上でも重要な施策でございます。

このようなことから、地方創生にしっかりと取り組み、答えを出していくためには、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されたところでございます。

幸い、粕屋町におきましては先人が築いた都市と自然が調和した環境と、そしてJRの6つの駅や九州自動車道の福岡インターチェンジ、都市高速道路の粕屋ランプ、そして主要幹線道路等のインフラ整備により交通の利便性が高く、なおかつ150万都市の福岡市に隣接している等、地理的好条件に恵まれ、今後とも人口が伸びると見込まれます。町民の平均年齢も39歳と若いことから子育て世代が多く、出生率も県内一高い状況であり、加えて合計特殊出生率も「2.03」と高く、活気ある町となっております。

今後も町民の皆様の声に耳を傾け、「この町に生まれてよかった」「住んでよかった」「住み続けたい」と感じていただけるまちづくりを推進し、自助・共助・互助・公助がそれぞれの役割の中、更なる福祉の充実を図り、町民の幸せ感を高めてまいります。

まちづくりの指針となります総合計画につきましては、平成23年5月に地方自治法が改正され、市町村への基本構想策定の義務付けは撤廃されました。これは、市町村の自主性並びに主体性を高め、創意工夫を期待する観点から行われたものだと思います。地方分権による主体性を発揮し、自立した地域づくりを進めてまいります。

本年度は、第4次総合計画の最終年度として最後の年でございます。私にとりましても、町長就任後1期目の任期を締めくくる年でもございます。

このような環境の中にあつて、現在、平成28年度から10年間の粕屋町のまちづくり構想に向け、第5次総合計画の策定に着手しているところでございます。

本計画は、これまで築き上げてきた行財政運営の基盤と仕組みを継承しながら、「町民にわかりやすく協働での取組」「地域の特性や強みを活かし、活力あるまちの創造」「成果を重視した戦略的な行政運営」の3つの柱を視点といたしまして策定を進めているところでございます。

更には、増加し続ける人口を受け入れ、地方創生を図っていくためには、地域の特色や地域資源を活かし、住民に身近な施策を幅広く盛り込んだ地方版総合戦略の実施が不可欠でございます。最適な施策を展開し、市制を目指したまちづくりを進めてまいります。

今後も、地域の実情や多様化する町民ニーズに柔軟かつスピーディーに対応できる体制を確立し、より一層効果的かつ自立的な行財政運営を図ってまいります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成27年度の予算につきまして概要を申し上げます。

まず、最近の我が国の経済情勢は、穏やかな回復基調が進んでいるものの、経済の好循環が待ち望まれている状況でございます。昨年12月には「地方への好循環拡

大に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、これまでの経済対策とともに、今回の政府の平成27年度予算及び平成26年度補正予算は、地方創生の観点から魅力のある地域づくり、「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」を推進し、女性が輝く社会の実現に向け、子育て支援を充実するとともに国債発行額を減額するなど、経済再生と財政再建の両立を目指す予算となっております。

粕屋町におきましては、限られた財源を効率よく有効に配分し、中・長期的な財政の健全化に努めるとともに、あらゆる事務事業を精査しながら予算の検討を行い、更に国の経済対策を有効に活用した補正予算も含めた予算編成といたしております。

予算規模といたしましては、社会保障に係る民生費の自然増及び児童・生徒数の増加によりまして教育費の増大に伴い、一般会計の総額は過去最大規模の約131億円となり、平成26年度と比較いたしましてプラス6.7%、特別会計と企業会計を合わせ総額240億円となる、前年度比プラス7.2%の予算について提案するものでございます。

一般会計における歳出の主なものといたしましては、総務部では災害時対策として庁舎非常用電源の設置工事を行います。

住民福祉部では、待機児童対策として進めてまいりました私立保育所・認定こども園の新設に伴う補助金、施設の老朽化対策といたしまして行います町営住宅施設改修工事、国が昨年度に続き社会保障施策として実施します臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金を計上いたしております。

都市政策部といたしましては、5年ごとに実施されます国勢調査の年でございしますので、その経費を計上しておるところでございます。

教育委員会部局といたしましては、児童数の増加に伴う小学校の増築工事や非構造部材の耐震化工事が増額の大きな要因となっております。

このほか国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、住宅新築資金などの4特別会計の合計は71億2,300万円余で8.0%の増となっており、水道、下水道の2企業会計の合計は37億5,800万円余で7.2%の増となっております。

継続的な学校施設の整備や老朽化した町営住宅の改修は急務でございますが、財政の健全化のためには世代間負担のバランスをとりながら財政運営を図ってまいります。

以上が平成27年度の予算の概要でございます。

今後も経済の動向や政府が繰り出す施策の発信に留意し、財政的に有利な施策を積極的に取り入れ活用した行政運営を行ってまいります。町民の皆様の生活に寄与できる強くて優しいまちづくりに努めてまいります。

それでは、平成27年度の町政運営の方針について、第4次粕屋町総合計画に掲げる5つのまちづくり目標に沿ってご説明を申し上げます。

まず、1点目は、「都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまち」の実現に向けた取り組みについてでございます。

本町の交通の利便性が高い立地条件を活かした新規企業の誘致や新しい産業の創出によって、雇用の創出や地域経済の活性化を図るため、戸原北西地区の開発や江辻山の企業立地による産業基盤の強化を図ってまいります。

また、質の高いまちづくりを進めるために、九大農場跡地における新たな町の顔となる拠点づくりや酒殿駅周辺における町の資源の恵みを楽しむ土地区画整理事業を積極的に進めてまいります。

県事業の基幹道路整備として筑紫野・古賀線バイパス、福岡東環状線及び粕屋・久山線の道路建設を進め、これら生活の基盤を支える都市計画道路の整備を行うことにより、交通渋滞の緩和を図るとともに沿線地域の開発に繋げてまいります。また、通学路や生活道路の安全対策に向け、長者原・江辻線、脇田・宮の前線の歩道整備に取り組んでまいります。

柚須駅のバリアフリー化については、鉄道会社による国庫補助事業として実施されることから、これに基づく定められた国、JR、町がそれぞれ負担を行うことにより、来年度の完成を目指してまいります。これにより、高齢者や障がい者等の移動の円滑化が期待されます。

また、香椎線の駅の無人化計画については、乗客の安全性や周辺地域の防犯の見地から、関係町、宇美町、須恵町、粕屋町で協力し、撤廃の要望を行ってまいります。

農業の振興につきましては、60年ぶりの農協・農政改革が進められております。農業の自主性が求められ、高付加価値農業、6次産業化の育成や農地の有効利用を推進するため、関係団体等との連携、協議を図り、粕屋町の農政のあり方、あり様について検討してまいります。まずはじめに、新しく建設される学校給食センターへの地元農産物の地産地消を図ってまいります。

また、水害対策では県事業として多々良川の改修事業に着手していただいております。これは薬師堰を転倒堰へ改修を行い、あわせて古屋敷堰を撤去し、堰の統廃合を行い、河川の流下を円滑化することで水害の減災を図ってまいります。これにかかわる周辺農業用施設の整備もあわせて行ってまいります。

また、商工業の振興・活性化につきましては、本年度実施される地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、プレミアム付商品券を2億円発行いたしま

す。これに20%のプラスがございますので、総額2億4,000万円となるものでございます。また、2年間中断しておりました粕屋町花火大会を町と商工会が共催し、町民の夏のイベントを開催することによって夏の町の賑わいと商工業の活性化を図ってまいります。

2点目は、「誰もが安心していきいき暮らせるやさしいまち」づくりに向けた取り組みについてでございます。

町民の皆様が健やかに安心して豊かに暮らすためには、まず子育て支援政策として、安心して子どもを産み育てられるように、妊娠期からの相談事業を充実させ、発達や言語に関する相談体制の強化、育児教室等の充実を図ってまいります。

待機児童対策として、本年4月から認定こども園と新設保育所が開園し、保育定員が260名増加することにより、粕屋町の保育環境は待機児童ゼロに向けて大幅に改善いたします。

また、子育て支援センターと児童館の2つの機能をあわせ持つ「粕屋町（仮称）こども館」を建設いたします。これは、国の補正予算による大きな補助をいただくことにより、町負担はかなりの軽減がされました。子育て支援の拠点として、子育てに関する不安を軽減し、保育に夢や喜びを感じることができ、親と子が生き生き伸び伸びと遊び活動できる居場所として建設するものでございます。

次に、高齢者施策につきましては、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年に向け、2025年でございますが、介護が必要となっても住み慣れた場所で暮らし続けることができるように、みんなで支え合う仕組みづくりとして、地域包括ケアシステムの構築を他町に先駆けて取り組んでまいります。

そのために、地域包括支援センターの機能を充実させ、介護給付だけではなく、地域の実情に合わせた多様なサービスを組み立てられるよう、互いに支え合う自助・共助・互助・公助の仕組みづくりの一つとして生活支援サポーターの育成運営に取り組んでまいります。

また、健康寿命を延ばすことを目指し、本年度から介護予防・生活支援・社会参加を一体的に行う「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を進めてまいります。

同時に、主体的に介護予防に取り組まれる方や積極的に生活支援サポーターとして活動いただける方の励みになればと、介護予防ボランティアポイント制度を導入してまいります。

また、新規事業として70歳以上の高齢者自らの健康づくりと生き甲斐づくりの機会を提供するとともに、癒しの時を提供するため久山温泉と提携し、温泉利用券による助成を行います。

障がい者施策として、粕屋町障害者計画・障害福祉計画に基づき、障害に対する理解を深め、共生できる地域づくりを目指してまいります。

また、町営住宅管理運営事業では、町営住宅長寿命化計画による改築工事といたしまして、甲仲原団地の屋根断熱防水工事を実施してまいります。

健康づくり施策として、町民の皆様が自らの健康に関心を持ち、予防に取り組むことができるように、健康増進事業として生活習慣病の予防教室の開催や歯周疾患の予防事業を継続して実施してまいります。

また、感染症予防事業として、成人の肺炎球菌予防接種は国が定めた定期接種の他に、これに該当しない方々については町単独の助成を行い、成人の風しん予防接種に対しましても引き続き助成の継続を行ってまいります。

更に、保健師の地区分担制によりまして健康講座を重点とした地区活動を推進し、個人だけではなく家族や地域といった単位で生活習慣病の発症予防、重症化防止に努めるとともに虐待予防にも取り組んでまいります。

今後も、特定健診・特定保健指導やがん検診の強化を図り、受診率の向上に努め、早期発見、早期治療へとつなげてまいります。また、地域における健康づくり活動を支援するとともに、国民健康保険事業や介護保険事業など社会保障を支える制度の健全な運営も役立ててまいります。

「人・地域・文化・愛する人を育むまち」の実現に向けてでございます。

学校教育においては、「確かな学力・豊かな心・たくましい体」を育成する教育を充実させるため、学校、地域、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

本年4月に施行されます「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、自治体の長が主催する総合教育会議を設置し、教育振興に関する施策の大綱を教育委員会と協議いたします。また、夏の暑さやPM2.5対策のため、近隣の自治体に先駆けて小・中学校に空調設備を設置いたしました。そして、教育環境の向上に努めてまいったところでございます。これは25年度の補正予算で実施いたしました。相当な町負担が軽減をされております。あと、必要であれば経営政策課のほうでお聞きになれば、こんなにもという数字がわかると思います。引き続き、児童・生徒の増加に対応した粕屋西小学校校舎の増築工事、老朽化した粕屋中学校舎の大規模改修工事を計画的に実施してまいります。この大規模改修工事につきましても、26年度補正に入っておりますので、町負担は相当軽減されております。そして、子どもたちが安全で安心して充実した学校生活を送ることができるように、教育環境の整備充実を進めてまいります。

学校給食共同調理場整備運営につきましては、学校給食衛生管理基準に適合した

施設として、粕屋町の次世代を担う子どもたちに安全で安心した栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するため、新しい手法として民間で運営するPFI方式により、平成28年9月の供用開始に向けて建設に取りかかってまいります。

社会体育につきましては、駕与丁公園グラウンドや中央スポーツ公園、学校の体育館等の施設を広く町民に開放し、そしてかすやドームは粕屋町のスポーツの殿堂として各教室や大会などの利用促進を図り、健康づくりや体力向上のために住民の活用を促進してまいります。また、東中学校のテニスコートに照明施設を整備いたしました。これにより、社会人のテニス愛好者にサンレイクのテニスコートに加え、利用の拡大を図ったところでございます。

また、本年度は福岡県民体育大会が福岡地区で開催されることから、かすやドームは卓球競技の会場として提供することになります。

史跡埋蔵文化財につきましては、昨年、九州大学農学部附属農場内の阿恵遺跡におきまして、約1300年前、飛鳥時代から奈良時代にかけての役所跡が確認されました。

糟屋郡内で初めて政治の中核施設が発見されたことは、大変意義深く、国の史跡指定の価値があるものとされております。本町が古代から糟屋地区の中核であったことが明らかになったところでございます。本年度、遺跡の範囲の確認のために試掘範囲を拡大し、調査してまいります。なお、九大農場も2018年には伊都キャンパスのほうに移ります。そういったことから、もうあと丸4年しかございません。そういったことで、この試掘の範囲を拡大することによって、あと残すべきところが確定をするのではないかと考えております。そうすることによって、今からの跡地の利用活用が今後の協議となっていくのではないかと考えます。九州大学も急いでおりますので、町としてもできるだけ早く、そういった国と協議しながらその範囲を決めてまいりたいと考えております。

4点目は、「交流と助け合いによりお互いを大切にしあえるまち」づくりに向けた取り組みでございます。

平成23年の東日本大震災、平成24年の九州北部豪雨、昨年は8月の集中豪雨による広島市土砂災害、9月には長野、岐阜県の御嶽山の噴火災害など、多数の犠牲者と甚大な被害が発生いたしました。いつ、どこでこのような災害に見舞われるか、誰にも予測はつきません。誰もが安全で安心できるまちづくりの実現には、災害に対する日頃からの備えが大切でございます。

防災・減災対策においては、粕屋町地域防災計画に基づき防災備品の計画的な備蓄に努めますとともに、防災拠点となる庁舎に非常用発電設備を新設いたします。

更には、災害時における自助、共助の重要性の観点から、支援制度を活用した行

政区での自主防災組織の設立を促進するとともに、防災訓練などの実施をしてまいります。

また、消防・救急体制の充実に向けては、人口が急増する粕屋町西部及び志免町域の消防力強化のために乙仲原地区の貝田交差点付近に粕屋中部消防署西出張所の建設を進めます。当初、本年10月ぐらいには完成の予定でございましたけども、一部工事の発注は今からでございますので、今年中とか今年度中に若干供用開始は延びるのではないかと思います。

次に、これは5点目、最後でございますけども、「みんなで創り進めるまちづくり」の実現に向けての取り組みについて申し上げます。

健全で効率的な行財政経営を進めるためには、税金や地方債、公債費の均衡を考慮した予算編成を基本としてまいります。

使用料・手数料は、増加する管理費用にあわせ、受益者負担の観点から本年4月より一部において見直しを行い、受益者負担の適正化と自主財源の確保に努めてまいります。

今後とも、町財政運営の根幹となる町税や使用料などの公平、公正な賦課徴収に努めますとともに、各種債権の徴収義務の強化及び効率化を図るため、債権の一元管理を進めてまいります。

また一方、適正な公共施設の管理のため、公共施設等総合管理計画の策定に着手しており、来年の2月の完成を目指しているところでございます。

この計画によって、公共施設や道路、橋梁や上下水道といったインフラの維持管理や統廃合も含めた施設の更新、長寿命化のための改修等、今後10年間の具体的な方針を定め、公共施設管理にかかわる財政負担の軽減と平準化を図ってまいります。

消費生活問題は、近年、悪質化・巧妙化しており、詐欺事件や商品などの不具合だけでなく、生命・身体にかかわる重大な問題を起きてございます。その対策といたしまして、本年4月に粕屋町外4町で運営する消費生活についての広域相談窓口、これは交番と一体化した施設として「かすや中南部広域消費生活センター」を志免町に開設をいたします。町民の皆様の様々な悩みや不安に対処し、適切な助言により問題解決による相談体制を整え、安全・安心の地域社会づくりに取り組んでまいります。

また、社会保障・税番号制度において、国、地方公共団体間の情報連携が行われ、行政手続の簡素化による国民の利便性の向上と社会保障分野におけるきめ細かな支援が期待されるものでございます。来年1月の制度開始に向け、運用の準備を進めてまいります。

以上、平成27年度の町政運営の方針を申し上げます。

私は、大きく社会が変革するこの時代において、粕屋町が地域の特性や強みを活かして活力ある町として更に発展し、これからも町民の目線で物事を捉えながら、町民の皆様と明るく希望あふれる未来に向かって幸せを感じながら、そして豊かさを感じながら安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

今後も町民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

平成27年2月27日、粕屋町長 因清範。

どうもご清聴ありがとうございました。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、諸般の報告を申し上げます。

今定例会での報告といたしましては、一部事務組合の平成25年度決算が1件、一部事務組合等の平成27年度予算が8件でございます。別途紙面を配付しておりますので、ご一覽いただければと思います。

大変ご心配をかけております駕与丁公園の落橋いたしました水鳥橋について、状況をご説明申し上げます。

現地は、今の現状を維持するために両側の橋台の固定作業を終えております。今後、落橋の原因を明らかにするための調査と復旧方法の検討を、九州地方整備局や福岡県の助言を受けながら、大学教授を含む有識者、国、県の橋梁に関しての専門的知識を持った方々で構成いたします水鳥橋復旧検討委員会を設け、今後の復旧に当たってまいります。

これは、復旧はいずれにしても、落水が条件でございますので、10月以降ということになるかと思えます。

次に、し尿汲み取り業者の覚書についての協議が調いましたのでご報告申し上げます。

昨年12月議会において経過を報告しておりましたけども、し尿収集業者で構成する組合との平成6年度に取り交わしました覚書の変更については、次のとおりでございます。

1点目は、補填金の支払いといたしまして、対象のし尿汲み取り業者2社、有限

会社三光社及び有限会社粕屋清掃センターに対し、総額1億1,600万円を8年間で支払うということで、金銭面については妥結をしたところでございます。

2点目は、今後、減車（廃車）補償及び人頭減の補填についてはないものいたします。

以上、協議が調いましたので、初年度分として平成27年度予算に計上を行っておりますので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

次に、救助資機材積載消防車の寄贈についてでございます。

平成26年度の消防庁一般会計予算、国民の命を守る消防防災行政の推進の消防団の装備・訓練の充実強化事業で、救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車の無償貸付の照会があったところでございます。そのことで、粕屋町といたしまして申請を行ってまいりました。結果、救助資機材積載消防車1台の貸与が決定をしたところでございます。2月19日に納車をされました。これも普通持っている消防車よりももっと高機能の消防車でございます。チェーンソーがあり、金物を切るカッターがあり、それから浮き袋等が搭載されるなど、人命救助活動に必要な、大体消防団が使える程度のものが全て積載をされております。これは、福岡県内では5台の提供があったということで聞いております。せっかくだいておりますので、救助資機材の取り扱いにつきましては消防団員に十分な研修・訓練を実施いたしまして、火災や災害時に有効に活用してまいりたいと思っております。

次に、災害時の協定についてのご報告をいたします。

災害に強いまちづくりのため、組織・団体・企業等と災害時の協定締結に努めているところでございます。平成26年度におきまして締結をしたところは、株式会社アクティオというレンタル機材の提供会社でございます。それから、粕屋町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置及び運営についての提携をいたしたところでございます。そして、株式会社ゼンリンとは地図製品等の供給等について、そして2月25日にはコカ・コーラウエスト株式会社と飲料水の提供に関する協定を提携いたしました。このコカ・コーラウエスト株式会社との飲料水の提供は、福岡県内では今のところ糸島市、福津市、そして私の町粕屋町が3番目でございます。市町村では初めてということでございます。協定内容は、粕屋町内で災害が発生した場合にコカ・コーラウエスト株式会社の災害対応型自動販売機内の飲料水を優先的に提供していただくものでございます。協定締結に当たり、同社により森の水日より、これ2リットル入りでございますけれども、それを50ケース無償でいただいております。今後も企業等の協力を得ながら、協働で災害の備えを充実し、災害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上、報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時21分)

(再開 午前10時35分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は30件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、平成27年本議会に上程いたします議案について、提案を申し上げます。

条例の改正が11件、条例の廃止が1件、条例の新規制定が3件、平成26年度補正予算が5件、平成27年度当初予算が7件、町道路線の認定・廃止・変更が1件、一部事務組合の規約の変更が1件、訴えの提起が1件、以上30件でございます。このうち26年度補正予算並びに27年度当初予算の議案につきましては、副町長のほうから提案申し上げます。

それでは、よろしく申し上げます。

議案第2号から提案し、ご説明申し上げます。

粕屋町行政手続条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月に公布され、平成27年4月から施行されます。この行政手続法に追加された手続に関する事項について、同法の趣旨にのっとり町の行政手続条例を改正するものでございます。

今回改正する内容につきましては、1つが行政指導をする際の許認可の権限の根拠等の明示、次に行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続きの規定の追加、その他所要の改正をいたすものでございます。

次に、議案第3号は粕屋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償を定めております

が、別表に掲げる報酬の規定につきましては各種所要の整備を行うものでございます。具体的な内容につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長の報酬を削るもの、固定資産評価審査委員会の委員報酬を年額から日額に改めるもの、施設での不在者投票に際し、指定病院等における外部立会人の報酬を定めるもの、町内の重要な文化財について指導、助言を求める文化財調査指導委員会の委員報酬を定めるもの。

議案第4号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

平成26年8月7日に人事院勧告が出され、地域間、世代間の適正な給与配分等の実現を図る観点から、給与制度の総合的見直しを実施されることにより一般職及び特別職の国家公務員の給与改定が行われたものでございます。これに準じて関係する粕屋町一般職の職員の給与に関する条例、粕屋町特別職の職員の給与に関する条例、粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、以上3つの条例を改正を一括して行うものでございます。

今回の改正の概要といたしましては、地域の民間給与水準との格差を解消するため、第1に給与表の平均2%引き下げ改定を行い、55歳を越え6級以上の職員の1.5%減額措置を廃止するものでございます。第2に、給与表の引き下げによって生じた民間企業との差を補うため、地域手当を3%から6%に引き上げるものでございます。第3に、平成26年11月に改定いたしました期末・勤勉手当の0.15月引き上げ分を、6月と12月へ0.075月分ずつ均等に配分するものでございます。第4は、災害への対処のため、緊急の必要により平日深夜に管理職が勤務した場合の管理職特別勤務手当を定めるものでございます。実施の時期は、平成27年4月1日からとなっております。給料表の引き下げによる激変緩和のための経過措置として3年間の現給保障を行い、地域手当につきましては支給割合を段階的に引き上げるものでございます。

議案第5号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育行政における責任体制の明確化のため、教育委員長と教育長を一本化した特別職の新教育長が置かれることとなりました。これに伴い関係条例を整備する必要が生じたので、粕屋町特別職報酬等審議会条例、粕屋町特別職の職員の給与に関する条例、粕屋町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の3つの条例について一部を改正するものでございます。施行日は平成27年4月1日となっております。経過措置として、施行日において在任中の教育長につきましては、その教育委員としての任期中

に限り現行制度を継続するものとなっております。

議案第6号は、グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案件は、スポーツ振興法が廃止され、新たにスポーツ基本法が制定されたことに伴い、本条例第1条の一部を改正するものでございます。また、粕屋東中学校テニスコートに照明施設を新設し、本年4月1日より供用開始することに伴い、第2条別表第1及び第6条別表第2をそれぞれ改正するものでございます。

議案第7号は、粕屋町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、同法第11条第5項の規定が新設されたことに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例を町の条例で定めるものでございます。施行日は平成27年4月1日でございますが、経過措置として、施行日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期中に限り現行制度を継続するものとなっております。

次に、議案第8号は住居表示実施に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

2月21日に長者原東の住居表示を実施いたしましたことに伴い、粕屋町福祉センター、長者原駅北自転車駐車場及び長者原駅南自転車駐車場の所在地につきまして、位置の表示が変更されました。これにより、条例に定める各施設の位置を定めるため、粕屋町福祉センター設置運営条例、粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の2つの条例につきまして一部を改正するものでございます。

議案第9号は、粕屋町町民農園設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

町民農園は、農業者以外の者が野菜や花などを栽培して自然に触れ合うとともに、コミュニティーの場所を提供し、農業に対する理解を深めること等を目的に設置しているものでございます。現在、町民農園利用者には使用料をもって受益者負担としていただいておりますが、現在の運営経費に対する受益者負担割合の適正化を図るため、使用料の改定について粕屋町行財政改革推進委員会に付議いたしましたところ、妥当であるとの意見書が提出されましたので、その意見書を尊重し、使用料の改正を提案するものでございます。

議案第10号は、粕屋町保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例は、国の子ども・子育て支援法の制定に伴い、保育料に関する事項を変更する必要があるため改正するものでございます。

次に、議案第11号は粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例は、国の子ども・子育て支援法の制定に伴い、保育料に関する事項を変更する必要があるため改正するものでございます。

議案第12号は、粕屋町立幼稚園の保育料の減免に関する条例を廃止する条例についてでございます。

本条例は、平成27年4月1日より施行となる国の子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、町立幼稚園の保育料も現行の保育料を上限として改定されます。それに伴い町立幼稚園就園奨励費が廃止となるため、関係条例を廃止するものでございます。

議案第13号は、粕屋町隣保館条例の全部を改正する条例についてでございます。

現在、隣保館における部屋使用料の区分は、1日、夜間、終日という大まかな区分で設定され、実際の利用時間以上に使用料を支払うケースが多発しておるところでございます。利用者にとって不具合が生じている状況でございます。この問題を改善するため、使用料を1時間単位ごとの使用料に変更するとともに、これまで規定がなかった隣保館事業について明記するなど、全部について見直しを行うものでございます。

議案第14号は、粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、第6期介護保険事業計画期間の策定に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容は、平成27年度から平成29年度までの介護保険料率を変更するもので、所得段階に応じて現行8段階を14段階に設定するものでございます。

議案第15号は、粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の公布により、厚生労働省令で定められている介護予防支援事業所に関する基準を町の条例で定めるものでございます。条例の主な内容といたしましては、介護予防支援に従事する人員や運営に係る基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものでございます。

議案第16号は、粕屋町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

議案第15号と同様に、第3次一括法の公布により厚生労働省令で定められている

地域包括支援センターの職員等に関する基準を町の条例で定めるものでございます。条例の主な内容といたしましては、地域包括支援センターの職員に係る基準等と地域包括支援センターの公正かつ中立的な運営の確保について定めるものでございます。

また、予算案の提案があった後に条例等々について、また私からご説明申し上げます。どうもありがとうございました。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎副町長（箱田 彰君）

それでは、議案第17号は、平成26年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,069万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億7,461万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、町債を3億8,030万円、町税を2億90万円、県支出金を1億8,832万5,000円増額し、繰入金を8,086万7,000円、地方譲与税を1,000万円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、こども館整備事業費を5億1,372万8,000円、中学校施設整備事業費を2億9,312万6,000円、公共施設整備基金費を5,000万7,000円、地域振興事業費を4,001万円、障害者自立支援給付事業費を3,857万8,000円、流域関連公共下水道事業会計補助金を3,000万円増額し、児童手当給付事業費を5,520万円、私立保育所運営事業費を3,680万円、道路改良新設事業費を3,420万円、臨時福祉給付金給付事務費を2,931万円それぞれ減額するものでございます。

なお、国の平成26年度補正予算であります地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応し、今回の補正予算でこども館整備事業費や地域消費喚起・生活支援としてのプレミアム付商品券発行事業などを今回計上するものでございます。

次に、議案第18号は平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億5,025万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、保険税軽減特例の拡大に伴う保険基盤安定繰入金の増加により、繰入金を4,291万1,000円増額し、諸収入を4,421万1,000円減額

するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、特定健康診査受診者の増加により委託料を290万円増額し、出産育児一時金の減少により保険給付費を420万円減額するものでございます。

次に、議案第19号は、平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,734万8,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、保険料軽減特例の拡大に伴う保険基盤安定繰入金の増加により、繰入金を44万9,000円増額するものであり、一方、歳出といたしましては、繰入金の増額と同額を後期高齢者医療広域連合負担金として44万9,000円増額するものでございます。

次に、議案第20号は平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億6,440万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を53万7,000円、一般会計繰入金を24万3,000円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を77万5,000円増額するものでございます。

介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,584万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、サービス収入を68万円増額するものであり、歳出の主なものといたしましては、サービス事業費を68万円増額するものでございます。

次に、議案第21号は平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてでございます。

主な補正の内容は、公営企業法改正による長期前受金戻入益及び減価償却費の確定による増額と、一般会計繰入額を増額したため、収益的収支につきましては収入を1億7,628万8,000円増額し14億2,088万5,000円に、支出を7,014万9,000円増額し13億3,464万円に、資本的収支につきましては収入を91万4,000円増額し6億6,965万3,000円とするものでございます。

次に、議案第22号は平成27年度粕屋町一般会計予算についてでございます。

平成27年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億9,800万円とするものであります。これは対前年度比6.7%、8億2,200万円の増額になり、その主なものを事業別に前年度と比較しますと、小学校施設整備事業費を5億483万2,000円、中学校施設整備事業費を1億1,357万円、私立保育所運営事業費を1億3,513万3,000円、認定こども園運営事業費を1億1,190万7,000円、子育て支援事業費を6,918万8,000円、町有財産管理事務費を9,981万5,000円前年度より増額するとともに、町債の元金償還金を1億3,594万1,000円、道路改良新設事業費を8,342万9,000円前年度より減額し計上いたしております。また、財源不足を補うため、減債基金から1億4,800万円、財政調整基金から2億円繰り入れをいたしております。

次に、議案第23号は平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

平成27年度の本特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ45億7,875万7,000円とするものであります。これは前年度当初予算比で11.1%の増となっており、主な要因は保険財政共同安定化事業の対象拡大のためでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税8億3,853万7,000円、国庫支出金9億4,584万4,000円、前期高齢者交付金8億88万円、共同事業交付金10億3,974万2,000円、繰入金3億2,695万8,000円を計上いたしております。

一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費26億6,235万円、後期高齢者支援金等4億7,432万9,000円、介護納付金1億7,872万3,000円、共同事業拠出金10億7,020万1,000円でございます。

次に、議案第24号は平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

平成27年度の本特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ4億5,039万2,000円とするものであり、これは前年度当初予算比6.1%の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料3億5,490万円、繰入金9,447万7,000円を計上いたしております。

一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金4億2,972万2,000円でございます。

次に、議案第25号は平成27年度粕屋町介護保険特別会計当初予算についてでございます。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,801万4,000円とするものであります。これは対前年度比2.3%増となっており、その主な理由は地

域支援事業費の増加に伴うものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料 4 億 6,196 万 6,000 円、国庫支出金 4 億 2,121 万円、支払基金交付金 5 億 5,084 万 5,000 円、県支出金 2 億 9,376 万 8,000 円、繰入金 3 億 5,016 万 6,000 円を計上いたしております。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費 7,548 万 3,000 円、保険給付費 18 億 9,490 万 4,000 円、地域支援事業 1 億 278 万 6,000 円でございます。

次に、介護サービス勘定は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,423 万 4,000 円とするもので、対前年度比 7.7% の増となっております。

歳入の主なものといたしまして、介護予防サービス計画給付費収入 1,145 万 2,000 円を計上いたしております。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務管理費 1,292 万 1,000 円でございます。

次に、議案第 26 号は平成 27 年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

平成 27 年度の本会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 206 万 1,000 円とするもので、歳入の主なものといたしましては諸収入 205 万 1,000 円、一方、歳出の主なものといたしましては諸支出金 141 万円でございます。

議案第 27 号は、平成 27 年度粕屋町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきましては、収入が 10 億 893 万 9,000 円、支出が 9 億 4,493 万円で、資本的収支につきましては、収入が 410 万円、支出が 4 億 7,163 万 3,000 円であります。収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填するものでございます。

次に、議案第 28 号は平成 27 年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきましては、収入が 13 億 5,504 万 6,000 円、支出が 13 億 7,423 万 8,000 円で、資本的収支につきましては、収入が 6 億 1,198 万 9,000 円、支出が 9 億 6,698 万円あります。収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上が予算関係の議案の提案理由となっております。よろしく申し上げます。

(副町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、議案第29号からご説明申し上げます。

これは町道の路線認定変更及び廃止についてでございます。

整理番号1番から8番は、路線の認定でございます。整理番号1番から5番の5路線は、花ヶ浦一丁目地内の土地区画整理事業により整備された道路を町道として路線認定するものでございます。整理番号6番は、粕屋町学校給食センター建設に伴い、河川管理者から占用許可を受け、多々良川の堤防敷を町道として路線認定するものでございます。整理番号7番は、ミヨリ線とミヨリ緑道線を結ぶ道路であるため、町道として路線認定するものでございます。整理番号8番は、県事業の粕屋・久山線整備に伴い、町へ移管される区間と、整理番号9番と10番を統合し、一路線として新たに路線認定をいたすものでございます。次に、整理番号9番、10番は路線の廃止でございます。整理番号8番の酒殿・江辻線の路線統合に伴い、重複する整理番号9番、志免・長者原線及び整理番号10番、向川原・長者原線の路線を廃止するものでございます。最後に、整理番号11番、12番は路線の変更でございます。整理番号11番、12番は、県道福岡・篠栗線の拡幅工事完成に伴い、起点を変更する必要が生じたため路線変更するものでございます。

以上、道路法の定めによるところにより議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案30号は福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

平成27年4月1日から有明広域葬斎施設組合が有明生活環境施設組合に名称変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案31号は訴えの提起についてでございます。

長期にわたり給食費を滞納している学校給食滞納者に対し、給食費の支払いを求める支払督促の申立てを福岡簡易裁判所に行いました。町が行った支払督促の申立てに対し、相手方から異議申立てがなされたところでございます。民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行します。つきましては、町が原告となり訴訟を行うことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、議員発議について趣旨説明を求めます。

提案者3議員を代表いたしまして、山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長(山脇秀隆君)

それでは、発議第1号、粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について、3常任委員会委員長を代表し、議員発議の提案理由の説明を行います。

平成26年の第186回通常国会で、教育委員長と教育長の一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されましたので、粕屋町議会委員会条例第19条第1項の一部である、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改正するものであります。

以上、発議第1号の提案理由といたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

議案等に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

10番因辰美議員。

◎10番(因辰美君)

議案第17号の補正予算についてお聞きいたします。

先日、2月17日に厚生常任委員会を開きまして、担当所管のほうから、設計図面ができ上がりましたということで設計を説明していただきました。このような新規な事業の中で、補正予算でなぜ提案されるのかという、緊急性とその内容の説明をお願いします。

◎議長(進藤啓一君)

箱田副町長。

◎副町長(箱田彰君)

先ほど町長のほうから施政方針の中でも出ましたが、今回のこども館の建設につきましては、従来から申し上げておおり、このこども館の建設並びに子育て支援施設の補助金は零細な補助金しか従来ございませんでした。しかしながら、こども館の建設は相当の金額を要するもので、多種多様な補助金の模索を行ってまいりました。その中で、国の補正予算に計上されるであろう補助金を見つけ出しながら、研究しながら今日まで至っております。そういった中で、国の緊急経済対策に伴う国の補正予算が、要望しておりましたら、つきましたので、これは新年度予算ではなくて26年度の補正予算で繰り越すと。繰り越して27年度に事業実施を行うという内容でございますが、詳細につきましては予算特別委員会の中で申し上げたいと思

ますけども、そういったことで26年度補正予算に計上したものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

10番因議員。

◎10番（因 辰美君）

補正予算で1回可決しますと、27年の事業として扱うのであれ、やはりもう決まってしまうですね。そういった中で、今回の説明の中で、先ほどゼロ歳から3歳児までの保育の充実といった形で説明されましたけども、この前の説明の中では不登校の方とかそういった方の、児童館のほうの説明が多かったわけですね。ですから、厚生常任委員会の範疇だけではないという認識でありました。ですから、今後は総務委員会と厚生常任委員会、あわせて審議していかないかんといい、そのときに思っておりました。そういった中で、恐らく新規事業であろうというもので当初予算だろうと思っておりましたから、しかし今回のように補正予算で急遽出されますと、審議するところがなかったわけですね。ですから、そういったものが審議されないまま5億円以上のものがすぐ建てます、右から左にと言われましてもなかなか難しいと思います。ですから、もう少し、やはり議案の提案につきましては事前にはっきりとしていただかないと議会が混乱すると思いますので、ぜひ十分注意していただきますようによろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

7番田川正治議員。

◎7番（田川正治君）

今の件じゃないんですが、別件です。

山脇委員長が説明されました、粕屋町議会委員会条例の一部ということで、19条1項の一部を、教育委員会の委員長を教育長に改めるということですが、これは国の制度の関係で教育委員会制度なくなっていくというもとでの改正の中身になると思いますが、この19条1項の一部というところの、どういう関係のものが委員長を教育長とするのか、全てこの字句に載っている委員長を教育長に変えるのかということについて、ちょっとわかりにくかったので、改めて説明を。

◎議長（進藤啓一君）

山脇総務委員長。

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

私の認識では、国が決めた流れの中での文言の整理というふうに解釈してます。この議員必携の中にも委員会条例が載ってますので、それを見ますと地方自治法で121条で長及び委員長等の出席義務ということで、今までの文言の中で教育委員会

の委員長、要するに長であるとか委員長であるとか選挙管理委員会の委員長であるとか監査委員の責任者であるとか、そういった規定が入ってます。その中で、粕屋町の委員会条例の中にも19条で教育委員会の委員長という文言があって、それを文言の整理で教育委員会の教育長というふうに変えるというふうに認識をしております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今の説明でちょっとわからなかったんですが、とにかく19条の中のこの委員長を教育長に変えるということだけだということでの提案の改正の条例の内容かということを確認をしたいということで質問しよんですが、そのほかにも委員長とか教育長の関係が書かれているのも字句あると思うんですけどね。そういうのは変わらなくて、ここの部分だけだということによろしいのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

山脇委員、私が説明しましょうか。

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

あくまでも、この資料があると思うんですが、本則第2章、会議及び規律っていう部分がありまして、出席説明の要求という中に教育委員会の委員長という文言が入っておりますので、その文言を教育委員会の教育長と改めるということだというふうに認識をしておりますので、そのほかについては当然それに従って教育委員長が教育長にかわるというふうに認識をします。

◎議長（進藤啓一君）

これ以上になりますと内容の質疑になりますが、これは議会委員会条例の一部改正ですから私のほうから説明させていただきますけれども、かつて説明されております、教育委員会法が変わって、教育委員会の委員長がなくなって教育長に移行されるということになりましたですね。ですから、うちの委員会条例の中にその委員長を外して教育長に改めると。ただそれだけの条例改正の提案でございますので、また質疑の中でよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前11時22分)

平成27年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成27年3月2日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | | | | |
|----|------|-----|---|---|---|---|----|
| 1番 | 議席番号 | 11番 | 本 | 田 | 芳 | 枝 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 1番 | 木 | 村 | 優 | 子 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 7番 | 田 | 川 | 正 | 治 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 2番 | 川 | 口 | | 晃 | 議員 |
| 5番 | 議席番号 | 4番 | 太 | 田 | 健 | 策 | 議員 |

2. 出席議員（15名）

- | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 木 | 村 | 優 | 子 | 9番 | 久 | 我 | 純 | 治 | |
| 2番 | 川 | 口 | | 晃 | 10番 | 因 | | 辰 | 美 | |
| 3番 | 安 | 河 | 内 | 勇 | 臣 | 11番 | 本 | 田 | 芳 | 枝 |
| 4番 | 太 | 田 | 健 | 策 | 12番 | 山 | 脇 | 秀 | 隆 | |
| 5番 | 福 | 永 | 善 | 之 | 13番 | 八 | 尋 | 源 | 治 | |
| 6番 | 小 | 池 | 弘 | 基 | 15番 | 伊 | 藤 | | 正 | |
| 7番 | 田 | 川 | 正 | 治 | 16番 | 進 | 藤 | 啓 | 一 | |
| 8番 | 長 | | 義 | 晴 | | | | | | |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木 繁信 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町 長	因	清	範	副 町 長	箱	田	彰		
教 育 長	大	塚	豊	総 務 部 長	八	尋	悟	郎	
住民福祉部長	水	上	尚	都 市 政 策 部 長	吉	武	信	一	
教育委員会次長	関		博	総 務 課 長	安	河	内	強	士

経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収納課管理係主幹	豊 福 健 司
社会教育課長	中小原 浩 臣	学校教育課長	八 尋 哲 男
健康づくり課長	大 石 進	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	今 泉 真 次	介護福祉課長	吉 原 郁 子
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	安河内 涉
地域振興課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
総務課庶務人事係係長	山 田 由 紀	上下水道課長	中 原 一 雄

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いするものであります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いする次第であります。

それでは、通告順に質問を許します。

11番本田芳枝議員。

(11番 本田芳枝君 登壇)

◎11番（本田芳枝君）

11番本田芳枝でございます。それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

第1問は、総合計画策定についてでございます。

昨年、第5次総合計画の準備として住民意識調査が行われました。内容の抜粋は、かすや広報2月号に掲載されていますので、ご存じの方も多と思います。そのアンケートの詳細の内容がホームページにありましたので、今日はそれを中心に質問いたします。

無作為抽出3,000人の方へアンケートを依頼し、回収率は41.4%の1,241名分でした。各小学校区、男女の性別、年齢別に分析が細かくしてあります。このようなアンケート調査は、10年前の第4次策定準備のとき、5年前の後期基本計画の策定のときも実施されました。施策が実施されることで町民がこの町への愛着を強め、まちづくりに積極的にかかわれるようになったかどうかというような観点から質問を進めます。

1、住民意識調査の結果ですね。昨年の結果について、かすや広報2月号の記事のトップに上がっていました。このアンケートの記事の部分ですが、粕屋町の住みやすさについての結果に町長はどのような感想をお持ちでしょうか。その内容は、粕屋町の住みやすさについて、平成26年度は住みやすい21.8%、まあ住みやすい

62.8%、合計84.6%の方が住みやすいというふうに答えておられます。いや、違うか、いや、それでいいんだね。交通や買い物などが便利だからということで72.6%の方が住みやすいというふうに答えておられますが、その後の住みにくいと答えられた中のその中の半分の方が、交通や買い物などが不便だからという理由で住みにくいと上がっています。これは、長者原のようにJ Rとバスの便がいいところに住んでおられる方と江辻や上大隈あるいは内橋1区や阿恵のような粕屋町内の公共施設へ行くのが不便な方たちではないかと思われまます。粕屋町の交通格差の結果があらわれているのではないかと思います。いずれも快適な生活の基盤は、交通や買い物に便利なのが一番なのではないでしょうか。住みやすいと感じておられる方が粕屋町への愛着度も高いようです。町長は、この辺をどのように分析していらっしゃいますか。質問です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

アンケートの詳しい内容については、後に総務部長のほうから答えますけども、今の質問に対しましては、粕屋町は14.13平方キロ、今回1万平米増えました。それで、14.12が13ということになりました。これは、測量機器等の精度の向上によってだそうであります。そういったことをございますけども、大変町域は狭うございます。そういう中でJ R駅が6つある、それから福岡インター、それから都市高速のランプもある。J Rの駅を1キロで円を描いていきますと、ほとんど埋まってしまふ。ほとんど埋まってしまふ、もうそういった町はないだろうと思います。あとは、交通の利便性が低いとか何とかちゅうことでの理由じゃなくって、それもあるかもしれませんけども、そうすればもう相当駅をつくっていかないかん。バスもありますし、江辻にしても物流センターというバス停がございます。ここはかなりの本数でバスが行ってます。あと、そういった意味からすれば、もう少しできるとすれば福祉バス、今ふれあいバスをもう少し密度を高くしていくぐらいしかないだろうというふうに思います。それでもやっぱりてんちょうもあるということになれば限界がありますので、今後の検討課題だと思ひますけども、私は住みやすいというのが84.6%もあるというのが大変高い数字だと思ひております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

実は、前回の平成16年度も同じような84.7%の方が住みやすい、現在は84.6%の

方が住みやすいというアンケート結果が出ています。それで、設問の仕方が交通や買い物等が便利だから住みやすいとか住みにくいかというふうな形で上げておられますが、交通が大まかに公共交通なのかあるいは町内のそういう福祉バスに代表されるようなことなのか、そこがはっきりしていませんので何とも言えないし、住みにくいて答えられた方の地域別とか、そういうのも分析されるともっとわかりやすく今後の施策に粕屋町としてどうしたらいいか、JRとか西鉄バスのことはもう置いて、粕屋町としてはこれから高齢化が進みますので、車の運転もなかなかできないような状況になりますから、それに対してどういう政策をするかというのが一つの観点になると思います。

次、2番目に行きます。

総合計画には、まず粕屋町の目指す将来像として、「みんなで創ろう ゆとりいきいき ふれあいかすや」、その下にまちづくりの目標があって5つの章になっています。その各章の関連する指標や計画の検証、見直しなどはどうなっているでしょうかという問いをさせていただきます。

同じく、アンケート調査の中に問いの19になるんですが、粕屋町の総合計画をご存じですかという設問があります。知っているかについての問いに、全く聞いたことがない、つまり1,211名の方の半数、600の方が聞いたことがないと。名前は聞いたことがあるが31.5%、内容を見たことがあるが10.6%、内容までよく知っているという方は1.0%、つまり12人の方ですね。結局、総合計画を知っているという方は本当に少ないという状況ですが、具体的な施策への取り組みにはアンケートにかかわられた方の評価は出ています。それで、まずこの総合計画に対する住民の周知度に対して、町長はどういうふうに今感じておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

アンケート調査については、所管の部のほうでお答えしたほうが的確ではないかと思います。

◎11番（本田芳枝君）

ああ、ちょっと待って。いいですか。

◎町長（因 清範君）

総務部長のほうから答えさせましょうか。

◎11番（本田芳枝君）

はい。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞどうぞ、本田さん、どうぞ。

◎ 11 番（本田芳枝君）

総務部長じゃなくて、私は今回総合計画に対する町長の思い、町長リーダーシップのもとに各職員の方がなさると思うので、そして施政方針にもこの総合計画は、今年最後の年なんですね。そして、ご自分の任期の最後、だからもう詳しくはいいんです。町長が今この時点でどういうふう感じておられるか、それをちょっとお聞きしたいと思います。それを責めるとか、そういうことはしませんので、よろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

周知度については、半分の方がご存じないとかというのは、大変残念に思います。しかし、後期マスタープランをつくったときには、こういった小冊子を全戸に配布したと思います。それでも半分の方が、これはランダム方式で抽出してますから、そのときにはいらっしゃらなかった住民の方も入ってあると思いますから、そこら辺が少ないというのか多いのかというのは別にして、やはり新しく入ってお見えになる住民の方にも、町はこういったまちづくりをしようと思ってますというようなPRが必要でないかというふうに思ってます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

それでは、このアンケート調査に回答をされた方たちが町の施策をどのように評価しているか、感じているかというのが、このアンケート調査の中に実際にございました。それで、今日は皆さんにそれを見ていただきながら話を進めようと思います。

（パネル使用）アンケート調査を取り出して印刷して、それをまた大きくしてサンレイクでグラフをつくったので、非常にわかりにくいと思います。それで、議員の皆さんには説明の表を渡していますが、傍聴者の皆さんにはちょっとわかりにくいので申しわけないなと思いますが、ちょっと聞いてください。

粕屋町が取り組んできた施策に対して満足しているか、5年前と比べて改善されているかということに関して、これは満足度、改善度マトリックス、このマトリックスというのは、町民の施策に対する評価をあらわした表なんですね。それが出ていました。マトリックスというのは、物の本によると、問題に対する2つ以上の事柄を表のように並べ組み合わせることで、問題解決のための着眼点を導き出すこと

に適した図法と。これは、割と一般社会ではいろんなことに使われていると思います。

こちらが改善度、横軸が満足度ですね。改善と満足度と、どのようなアンケートの結果が出たかということになります。満足して改善されているというのはここですね。これが1になっています。この1から20までの番号は、総合計画の施策の番号です。1から10まで、各章に4から5まであるんですけど、その1から20まではそれぞれ施策があって、それは実は粕屋町の予算と結びついているんですね。それは、職員の皆さんはよくご存じだろうと思うんですが、この中で1番がこの20あるその施策の中で緑と水辺を守り、つなぎ、生かすまちづくり（自然保護、公園緑地）っていうのが満足して非常に改善されているというところに来ています。それから、真ん中あたり、この辺になるんですけど、この辺はいつでも学べる環境づくり、生涯教育、地域文化、それからまちづくりを支えるボランティア、NPOですね。それから1番下、最も不満で改善されていないところがここになります。これが行財政改革の効率化、行政運営の効率化、財政の健全化という内容で、こういうふうにしてみると、総合計画はご存じない方でも町の施策はある程度感じて評価をされて、これは私の感じとも似てるなというふうに思っているところですので、総合計画という名前は知ってなくても、町がどのような施策をしているか、どのような方向で進んでいこうとしているかはある程度の方はおわかりになっているのではないかというふうにこれを見て感じましたが、町長はいかがでしょう。このことについてどういうふうに思われますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

一番満足がされていないのが行財政の運営の効率化ということになっておるようでございますけども、私が町長になったときは公債比率が18%を超えておりました、18.5%ぐらいあったと思います。これが今年度、27年度の最終決算では15%をぎりぎりか、割るだろうというふうに、かなり改善をしてきております。そういったことからすれば、一番悪かった18%、もう粕屋町危ないよって言われるようなことがインプットされておって、それからまだ払拭ができてないんじゃないかというふうに思います。この辺については、今回の第5次のマスタープランの中できちんとうたっていきたいと思いますし、それから活力あるまちづくりについて農業の振興、商工業の振興というのがあるわけですけども、これは農業の振興については、うちは280ヘクタールもの糟屋郡でも一番の広大な農地がございます。いかにこれを、農地を農業として経済的な価値ある農業にしていくかというのがこの第5次総合計

画の一番の重要な課題であろうと思います。国も、農業は成長戦略の一つだというふうに言っております。

そういった意味では、やっぱりこういったところが目に見えて、ほとんど粕屋町は稲作しかない、こちらのほうに、仲原のほうに来れば駕与丁とか、そこらへんの酒殿とか行きますとブロッコリーがありますけども、もうそれぐらいでやっぱり農業者と十分に農協も含めて協議をしながら、私はまず第一に今度新しくつくります給食センターに、地産地消で消費する農作物は8割ぐらいは町内で採れたものでおうけしたいと、賄いたいというふうに思っております。それについても、やっぱり農家の生産者の方と協力してやっていかんと、毎日4,500食からの消費があるわけですから相当の量が要るだろうという、これも一つの、最初の農業づくりのきっかけになるのかもしれないなというふうに思ってます。あといろんな、もう少し高品質の農作物をつくったり、できれば6次産業、生産だけじゃなく生産、それから加工して販売まで行く6次産業化を目指していきたいと、一部では農協と粕屋町の商工会がコラボをしてブロッコリーのうどんとか、かす漬けとかをつくってます。そういうのも一つのやっぱり6次産業化のきっかけになるのではないかと思っておりますので、こういった部分でもしっかりと支援をしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

もう一気に飛んで、第5次総合計画への取り組みまで町長に話していただきました。もうそれで、このことは余り言わない、今のお答えで私はいいなと思います。

土曜日にラジオ放送がありましたね。この間サンレイクの15周年記念のラジオ放送でブロッコリーのことを、実はあの人は私の同級生なんですね。非常にうれしく感じたところがございます。バラも含めて、本当に粕屋町はシンボルでいいものがあるなと。それは、やっぱり今までの方が育成し、育ててこられた結果なのかなというふうに考えています。

それで、私がこの質問を用意した一番のポイントは、この3と4なんですね、実は。3が第4次のキャッチコピー、「みんなで創ろう ゆとり いきいき ふれあいかすや」を具現化した行政の組織力強化と町民の地域力強化の検証、それから4は新住民、子育て世代の地域コミュニティへの参画度はと。この2つをちょっとあわせて質問させていただきますが、先に4のほうのところで地域コミュニティへの参加ってということで、これはアンケート調査では平成26年度の方では、全体的に積極的に参加しているっていうのが7.7%、内容によって積極的に参加っていう

のが36%、これはともに少しではありますが、平成16年度の分よりも減っています。この内容に対して分析を入れてありますが、ほとんど参加していない、全く参加していないという方たち対象に、まちづくり活動への参加を妨げる要因は何ですかという問いをしてあります。その方たちの中には、仕事が忙しいとか人間関係が煩わしいとかという回答もありましたが、その中の3つの点に私は注目しています。1つは、地域と一緒に参加する仲間がいない。それから2番、自分が参加するメリットや必然性を感じない。3番は、まちづくりの情報が手に入らないので参加できないというふうな答えが出ています。

それで、町長に質問なんです、この第4次が終わろうとしている今までと、あと一年で終わりますが、そうした中でこのキャッチフレーズ「みんなで創ろう ゆとり いきいき ふれあいかすや」を具現化した行政の組織力強化と町民の地域力強化について、今現在どのように感じておられるのか、お答えをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

地域力強化、これは私が思うには、地域コミュニティーの欠如というか、希薄化が行政のほうにも余り興味がないとか、そういったことにつながってると思います。この問題は大変重要な問題でございまして、いろんな災害があったときは、まず自分を守る。それから、共同、共助、公助、互助というのがあるわけですけども、そういったことでやっぱりまず命を助けるのは自分であって、そしてまた向こう三軒両隣と昔言ってましたけども、その範囲の方が一番助けになる、頼りになるということです。ですから、こういったものをもう一回いかにして取り戻したらいいのかというのがこの第5次のマスタープランの一番大きい問題でございまして、これは今いろいろ言われてます地域創生の中でもそれが鍵を握るということになろうかと思います。人口減少とか、そういった問題もありますけども、やっぱり安心・安全で暮らせる地域というのが住みやすい、暮らしやすい、そして安心・安全ということに繋がっていきますので、そこら辺を重点に第5次の総合計画の中に織り込んでいきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

16年前とそうこれも変わっていない状況なんですね。ということは、新しい人は次々に入ってきているし、それから世の中は次々に変わっていて、みんなで手を取り合わなくてもソーシャルメディアがあって、自分のパソコンとかスマートフォン

とかで解決できると思っておられる方が割といらっしゃるので、煩わしい人間関係はいいやという、そういう流れの中で現状維持っていうのは、ある程度町民の皆さんあるいは役場の職員の皆さんの努力があった結果ではないかと私は考えていますが、それでは不十分なので、今後それをどう生かすかということを考えてほしいと思ってるので、今の町長の今後の取り組みを、現状を分析して具体的に先ほどの新住民とか、若い世代のコミュニティー参加を促すのはどうしたらいいかというのをもう少しポイントを押さえて計画を立てられたらいいなと思っていましたら、今度の基本構想が今パブリックコメントで出ていますが、私はこの表を見て実際思ったのは、この1番から19番まで、実は総合計画の順番なんです。これが1番、やっぱり皆さん物事は最初に来たものをよくするのかなど、取り組みやすいのかなど。取り組みにくいのは最後のほうかなどか思ったりするんですけど、この順番も人間の意識、無意識の中で結構関係があるのかなどと思っていましたら、今度の基本構想はまちづくりがトップに来ているということで、随分違ったやり方とか考え方で進んでいくのかなどと思って、私は楽しみにしていますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に行きます。

2番目、これが2番目と3番目は、2番目は一番最下位というか、満足もしてない、改善もされてないという。次の健康づくり課はかなりいい線いってると、その2つの事例を皆さんと一緒に考えながら進めていきたいと思えます。先ほど町長は、実質公債費比率のことについていろいろおっしゃっていましたが、そのことについてもちよと言及したいと思うので、今から進めます。

27年度予算編成について、2番目に満足度、改善度マトリックスで町民の評価が最下位だった行財政運営の効率化について、第4次総合計画最後の年度の平成27年度に何ができるかということを中心にして質問したいと思えます。

来年度の税収はどのようだと予想され、予算を立てられましたか。税務課の税収は予算書によると、昨年よりも9,300万円ほど増収となっています。が、また収納課の滞納繰越分予算が1億3,250万円とこれも40万円ほど、非常に困難な状況でありながら40万円ほど増収と予算を組んでおられます。そのことについて答えをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

質問の趣旨が……。

◎11番（本田芳枝君）

税収にどのように予想されて予算を立てられたか、税収のですね。

◎議長（進藤啓一君）

困町長。

◎町長（因 清範君）

総務部長からお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

平成27年度の税収についてでございますけれども、税目ごとに現年度分についてご説明いたしますと、個人町民税は先ほどおっしゃいました20億5,200万円で、前年度と比較いたしまして納税義務者の数が増えました。それと、それぞれ個人の課税所得の増によりまして1億1,000万円の増額になっております。これは、率にして5.7%の高い伸びというふうになっております。

それから、法人町民税は5億6,000万円から、昨年から一部国税の財源となったこと、法人税率の引き下げ、税率の引き下げになったことが原因で2,800万円の減額になっております。

それから、固定資産税につきましては、平成27年度は3年に一度の評価替えの年に当たります。これは、土地家屋の評価が見直されるわけでございますが、土地につきましてはごく一部で上昇傾向とされておりますが、全体的には下落幅が縮小されていることが実態で、増収の要因はほとんどありません。それから家屋につきましては、3年間分の経年劣化の影響により減価となりますが、幸いにも本町では人口の増加により、新築や増築が増加し、また償却資産についても事業所の業績が好転していると思われ、新規の設備投資が土地や家屋の減収分を補う形となりまして、前年度と同額の25億5,500万円というふうになっております。

それから、軽自動車税は6,300万円と前年度と同額になります。平成26年度の税制改正により税率が大幅に引き上がり、若干増収見込みということで予定しておりましたけれども、平成27年度税制改正では二輪車、バイクの税率の引き上げが1年先送りとなされ、平成28年度分から適用見込みというふうになりました。

それから、町たばこ税でございますけれども3億円で、前年度と比較いたしまして1,000万円の増額を予定しております。これは、喫煙者は減少していると思われませんが、価格の安いたばこへの切りかえが進み販売本数が伸びたこと、それから県たばこ税からの税源移譲があったことが原因でございます。

以上、町税の現年度当初予算では、昨年度と比較いたしまして先ほどおっしゃったように9,300万円の増額と、率にして増加率は1.7%というふうな予算になっております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 11番（本田芳枝君）

それに対して、町長は先ほど簡単に感想を述べられたと思いますが、次に行きます。時間が押し迫っていますので。

それで、この基本計画、総合計画後期基本計画の中に指標があるんですね、実は財政の計画に対する。それが平成27年度で終わりなんですけれども、財政力指数が0.86、経常収支比率が8.40、実質公債費比率が15.0となっています。それに近づくことがどのくらいできたか。難しい、じゃあ27年度はどうするかっていう、今その瀬戸際に立っているところですが、この指標っていうのはおおむね3年の分を平均した指標なので、すぐには出てこないということが上げられますが、一応この計画にその指標までであるということで、さて25年度はこの間9月の決算で出ました。26年度も、もう最後になっていますので、そろそろ数字が出ると思います。例えば、財政力指数ですね。これは、指数が高いほど財政的に安定していると言われ、1のところは不交付団体、粕屋町は今、今年、平成25年度の決算では0.804です。実際、単年度では0.81になっていました、計算するとですね。この目標値が0.86なんです。ちょっとその差が0.06ほどございます。それから、経常収支比率は、これは地方税、地方交付税など、経常一般財源収入に占める人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費の割合のことで、平成25年度は87.0、一応目標は84.0でした。実質公債費比率は、これは平成25年度は16.1、目標は15.0です。それぞれの結果に対して、今町長はどういうふうに考えておられるのか。それとあわせて、総合計画後期計画には中・長期的な財政計画が必要とされていますが、その計画はありましたか。あったのなら、どのようなものだったか、それを質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

現在の財政状況、それから将来の財政状況を見ながら、返すものは返し、特にこの段階では後期の計画の中ではこんなに子どもが増えるという予想はなかったと思います。既に27年度末で4万5,000という数字でございましたけども、それをもう1年前に達成をしたりということで、学校教育費にかなりの投入をしなければ、今度は勉強するところがないとか、それからまたずっと課題になっておりました負債は、10億円といわれるものの中で6億円を返済したり、そういうことをしながらもかなり公債比率等々の数字については改善できたというふうに思っています。それは、やっぱり職員の努力だったと思います。詳しいことについては、総務部長のほうからお話します。いいですか、もうこれでいいと。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

ちゃんと本当は答えを用意してあるのかなと思いますけど、私は事務的な答えとか、計画書に載ってる答えよりも、今実際に町長がどのように考えて、どのように町民の皆さんと語り、まちづくりを進めていこうかという思いをお聞かせ願いたいというふうに思って、そのことを中心に、もちろん計画書をきちんとお話ししてくださることは大切なことなんですけど、その中で実際に、例えば町有地の有効活用とか、それから経費節減とか、徴収体制の強化とか、いろんなことがあって、私はいつも一番大事なのは計画だと思ってます。計画を立てるっていうのは、無から立てることは非常に難しいんですけど、計画がないとあっちばらばらこっちばらばらで、一生懸命その都度やっても流れが一貫してないので、プラスになったりマイナスになったりして外からは何も見えないんですね。まちづくりの意欲を高めるということは、計画があってそれに着実に進んでいるよっていうのをみんなに、町民の皆さんやいろんな方に伝えていくと、ああ、そうなんだ、少しずつよくなってるんだ、そういうふうには思えないけどなと、でも頑張るぞっていう、そういう意欲を奮い立たせる、そういうのが一番町長の仕事ではないかというふうに思ってますので、きちんと土地開発公社のほうでも、私は返済はいいと思うんですけど、計画を立ててくださいというふうにお願いしております。

それで、これも例えば中・期長期の計画、あともう町長の任期は一年しかありません。その1年しか、次も多分立たれると思うので、首を振りよんしゃあですけど、頑張っしてほしいと思いますが、そういうことに関して一番町民の改善されていない不満な部分はここなんです。だから、ここをもっと明らかに、そして税金を高めるためにこういうふうにしていきますと、この結果こういうことが少しずつ改善されてますというのをアピールするような仕組みをぜひつくっていただけたらというふうに思います。

それで、この計画書の中には、私が反対いたしました受益者負担の適正化というものもございます。それは、今年やっぱり増収につながっています。ああ、こういうことなのかなというふうに考えながら、議員はそれを一つ一つ見せていただきながら、町民にとってプラスかマイナスかというのを考えながら進めていきますので、やっぱり計画書に沿って物事をやっていくということをぜひ、だから町長のお言葉でそれを皆さんに伝えるということを貫いていただきたいというふうに思っています。

次に行きます。

その前に、私用意してたのがあるんです。実は、今年こども館のことがあって、

議会でもいろんな意見が出ています。投資的経費が増えて箱物がというふうな話があるんですけども、実は私が議員になったころは、公共投資がその以前にすごくなされていて、平成19年度は投資的経費が61億円といった時代もございました。それが、今実質公債費比率ということで町民の皆さんに重くのしかかっています。私は、結果的に例えば駕与丁公園とかドームとか図書館、それからサンレイクですね。投資的経費はかかったけれども、ある意味では非常にうまくいってて、それが町民の誇りになっている部分もありますので、ある程度投資をしながら、しかもその投資したことが生きる、町民の皆さんの生活に即、即じゃないけど役立っているという、そういうことを示しながらお金を使っていくというふうな方向でやっていただけたらというふうに思いました。

次行きます。

3番目の健康寿命についてでございます。2年続けて施政方針に掲げてある健康日本一のまちづくりの全体的な取り組みの進捗状況を問うとしていますが、実はこれを書く段階では、まだ施政方針の原稿はいただいてなかったんですが、今回なぜかそのキャッチフレーズの健康日本一のまちづくりというのがこれから消えています。まず、それを聞きます。なぜ消えたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

施政方針の中では消えてないと思いますけども。

◎11番（本田芳枝君）

いいですか。言葉として出てこないんです、キャッチフレーズというのが。精神はあると思うんですよね。だけど、今まで2年間、この健康日本一のまちづくりという言葉を出して説明をされていたんですよね。今回それがなかった。それは何か意味があるのかなと思ったんですけど、今のお言葉では気持ちは同じなんです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

はい、気持ちとしてはしっかりございます。これは、特にやっぱり高齢者の、高齢者という言い方がいいのかどうかは別にして、やっぱり健康寿命を延ばす、介護予防にもにも軽減につながります。ですから、やっぱり長いスパンで健康づくりというのはしていく必要があると思いますけども、私はこういうふうな都市圏の周囲にある出入りの激しい市町村でこういった健康づくりがモデルになるといったようなものを目指しております。今後とも一層力を入れてやっていきたいと思いま

す。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

これは、住民もある程度評価しているといいますか、先ほどの図表で満足、それから改善は上のほうにございますね。だから、今の思いがある程度伝わりつつあるのかなというふうに思っているところです。

それで、実は今回内容を準備していくうちに私の中で明らかになったのですが、町民の皆さんの健康寿命が延び、病院にかからなくて済むようになれば、それは税収の面でも好循環を生むということ。つまり、国民健康保険会計が改善され、保険料も下がる可能性が出てきます。そうすれば、税の徴収において現在未納があれば、まず国保の保険料を優先するというふうにしておられますが、国保が納めやすくなれば、普通に町税が納められるようになって滞納が減ると。そして、税は町税の現年度の徴収率が上がるということになる。これは、町民の徴税意欲も高まるというふうなめぐりめぐって、こちらで健康のことに力を入れてるんだけど、結果的には意識を高め、税収を高めるといふふうになるというのが私わかりましたので、とても勉強になったと思います。それで、なおさら健康に生きることの大切さを皆さんとともに分かち合いたいと思います。

健康づくりは、先ほどのマトリックス図では満足度も改善度も比較的高い位置にありました。ここでは、総合計画の健康づくりに対してどのような施策が繰り広げられているのかをお尋ねし、非常にこれは、例えば受診率でもハードルが高いんですね。そのハードルが高い分野をいかに乗り越えるか。粕屋町が今まで展開してきた事業の蓄積を今後どのように生かしていくのか。それをみんなで考えていきたいというふうに思います。

それで、1番に各取り組みの進捗状況、特定健診受診率、校区ごとの保健師配置、ゆうゆうゆうサロン、また今年度新たに始めた歯科検診の取り組みの結果をお答え願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

前段は私がお答えして、あと福祉部長のほうからきちんとしたお答えをいたします。

私が町長になって、健康づくりに力を入れ始めました。保健師もたしか4名か5名か、増員したと思います。そういったことから地域ブロックでの保健師配置がで

きるようになった。やっぱり、地域地域の疾病には特性があります。ですから、そこら辺をきちんとつかんでやっていきなさいということでございます。それから、健診率も今ここは県内で20位です。こういった都市圏に近いところでの20位以内のうちゅうのは、ほとんど少ないと思います。そういった部分では、非常に健診率も高い位置にあるということで、今後なお健診率を上げることによって自分の健康状態を知ると、そしてもし疾病があれば早期発見し、早期治療するということが疾病の予防にもつながるし、医療費の、ひいては削減にもつながるといふふうに思っております。あと数字については、所管の住民福祉部長のほうからお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

それでは、各取り組みの進捗状況について、まず特定健診受診率につきまして、特定健診は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者に義務づけられております。その健診受診率といたしましては、最新の法定報告の結果が平成25年度で34.7%となっております。福岡県の平均値が29.6%という中で県平均値より5.1ポイント高く、県内では先ほどおっしゃってましたが、20位前後のところとなっております。

次に、校区ごとの保健師配置につきましては、まず昨年度から保健師による地区活動に重点を置き、家庭訪問や健康教育を地区保健師にて実施しております。また、区長会におきまして、各区の公民館で健康講座の開催依頼と、それから開催状況等を3回ほど議題に上げていただきまして、組長会議を中心に2月末現在で8行政区で健康講座を開催していただきました。今後も、生涯学習の一環として健康講座をより多くの行政区で開催していただけるよう努めながら、地域に密着した保健師活動へつなげていきたいと考えております。

それから、歯科健診につきましては、従来健康センターにおいて年間1日のみ行っていた事業を歯科医院のほうでいつでも実施できる体制をつくりまして、受診期間と対象者を拡大して歯科保険の啓発に努めているところでございます。今年度の受診者は、1月末現在で76名で、未受診者に対しましては1月に再度受診勧奨を行っております。

次に、ゆうゆうサロンですけど、現在21地区で各地区年間40回のサロンを開催しております。内容は、午前中は全ての開催地区でかすや転ばん体操という名前の筋力トレーニングを行いまして、午後はゲームやレクレーションを通じてコミュニケーションの場、触れ合いの場となり、大変喜ばれております。延べ参加人数は、平成25年度におきましては利用者が1万5,815人、ボランティアは延べで3,398人の参

加をいただいております。

以上が現在の各事業の進捗状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

1つ1つちょっと質問していきませんが、特定健診受診率はなかなか上がらないんですよ。限界なのかなとも思いますし、今の話、60自治体の中の20位で、しかも町長のお話では都市圏の中では、近くの中でこれだけパーセンテージが上がっているのはっていうふうにおっしゃっていましたが、これを上げなければ意味がないわけで、もっと突っ込んだ施策が必要と思うんですよ。それはどう考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

特定健診を受けやすいような時間帯であったりとか、受けやすいようにするためにレディース健診でありますとか、いろんな取り組みを今やっております。場所も、役場だけじゃなくてダイヤモンドシティでするようなところも入れたり、いろいろ工夫をやっておりますが、なかなか目標値が60%とすごく高いもんですから、努力はしているんですが、今のところまだうちのほうでは34.7%ということで、これは県内が29.6ということは、どこも本当にこれを上げるのを必死で頑張っているところだと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

県内で上げるの大変だと言われますが、実はこれは粕屋町が持つ蓄積があって35.5%、今34.7%ですけど。だから、その蓄積の上に安住しておられるんじゃないかというふうに私は考えます。さらなる挑戦、例えばレディース何とかっていうのも昨年、おとしもされましたけど、一日しかない。アピールがどのくらいだったのかなど。これはお金がかかるから難しいけれども、もっともっと町民に近づいて、この必要性、実際受けてほしいとか、そういうことをやっていかないと、だから60%じゃなくてせめて40%を頑張るとか、35から60はちょっと高いですから、40%まで上げますので町民の皆さん協力してくださいみたいな感じで、あるいはその具体策を募集するとか、そういうふうなことが必要だろうと思います。

それで、次が小学校校区の保健師配置ですが、ああ、違う。行政区でもいろいろ

健康講座をしていますっていうふうにおっしゃいましたが、アンケートはとられましたか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

アンケートといいますと、どういうふうな具体的な。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その講座を聞いてどう思ったかということです。

◎議長（進藤啓一君）

住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

その分につきましては、健康づくり課長よりお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大石健康づくり課長。

◎健康づくり課長（大石 進君）

お答えいたします。

今部長から報告しましたように、昨年度は地区活動が3校区だったと思います。それが今年は8校区、それで今本田議員言われたように、その中でもアンケートをとって、それを集計しております。結果につきましては、また後日でも報告してよろしいんですけど、やはり関心度は高いですね、初めて受けられた方が多いですから。そこを地道にやはり攻める形で、今からどんどん地区に入っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私は議員なので感じるんですけども、話が上手な人と下手な人と、上手な人に対してはまた行こうとかというふうに思うので、より町民の身近に接するその話題をつかんで、いや実はこの間、話は飛びますけど、ゆうゆうサロンで次のボランティア、介護保険の新しいやり方のボランティアの説明を介護福祉課の課長が説明されたんですけど、45分ぐらいだったかな、飽きないんですね。おもしろいです。長年保健師という立場、それから課長という立場、そういうキャリアが一つの成果

として出たのかなと思うけど、何遍聞いてもあれならいいなというふうに思いました。だから、今8回されていますが、そういう講師のありようあるいは内容をもっともっと充実させるということも一つの戦略だと思うので、それを力入れてほしい。

それから、歯科健診の受診の状況ですが、76名と言われたけれども、対象者は何人ぐらいあったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

対象者は1,921人になっております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

1,921名のうち対象、実際実施された方は76名というのは、やっぱりちょっと低いですよ。周知度、それから歯が認知予防になる、歯の健診をすることでいろんな、歯は本当に基本なんです。しかも、うちの町の健康保険特別会計の中で、歯に関する支出が多いんですよ。多分、これを着目をしてそうされたのかなと思うんですけど、非常に大事なところなので、これはとてもいい施策だから、もっともっと町民の皆さんにアピールして、しかも無料なので、それがきっかけになればいいわけですから、行かれるようお願いしたいというふうに思っています。

それで、次に27年度の取り組みについて、もう時間がないので、ちょっと簡単にお願いしたいと思うんですが。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

27年度の取り組みですが、健康日本一のまちづくりを目指しまして、平成26年3月に粕屋町健康増進計画、健康かすや21を策定いたしました。健やかで心豊かな町民であふれるまちを基本理念としまして、町民一人一人が健康について考え、自分の健康は自分で守るという意識を持ち、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ることを目標としています。平成27年度はそれに基づきまして、健康かすや21の6本の柱であります健康づくりの指標となる健診、それから適切な食生活、運動習慣、それから禁煙、適正飲酒、歯の健康、それから休養、心の健康を基本に健康づくり運動を推進することが健康寿命の延伸に寄与できると考えております。今後も力を入れて取り組みたいと思います。

また、現在粕屋町高齢者福祉計画及び第6期の介護保険事業計画を策定中でございます。基本理念をいつまでも生き生きと安心して元気に暮らせるまちづくりと定め、高齢者の皆さんが自分らしく生きがいを持ち、可能な限り介護を必要とすることなく、自宅に閉じこもらず外に出かけ、活発な毎日を安心して送っていただくことを目指しています。社会参加と生活支援と、それから介護予防を一体的に取り組む新しい介護予防の考え方についての啓発と、それを踏まえた介護予防サポーターの育成や介護予防教室の充実、また主体的に介護予防に取り組む方の励みにつながるよう、介護予防ボランティアポイント制度の導入など、新しい取り組みも取り入れていくよう計画しております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その介護サポーターの講座をことしの1月からされていると思いますが、ボランティアを養成して、4月から実際に開始されるということで、それは予算審議の中でも明らかになると思うので、ここではもう時間もありませんから控えますが、この間お尋ねしたら、これを実際に実施、27年度4月からできる自治体は60自治体のうちの5だったかな、5がやるようになっていると。うちがそのうちの一つだということをお尋ねしたら、これを非常に誇らしく思っています。これは簡単にできるものではなくて、やっぱり準備とか蓄積とか、そういうものがあつたからこそできる問題だろうというふうに思っていますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

今で質問が一応終わりました。健康講座の健康に関しては、割とちょっと鋭い質問といえますか、きついことを言いましたけれども、現場の皆さんがある程度目標をきちんと立てて、きちんとその数字をクリアしていくっていうその方向、気持ちを持っていないと物事は達成できない。だから、リーダーはそれに対して、常に全体を見ながらチェックするという姿勢が大事だろうと思います。それで、町長あるいは総務部長、あるいは住民福祉部長、そして都市計画部長、その方たちが職員の皆さんの働きぶりを職員の皆さん以上にわかった上で、先を見通してされていかないといけない。その基本が総合計画にあると思いますので、私は前半総合計画についてお尋ねしましたが、これを熟知していないと、だから熟知している町民を育てるということが、そして新住民あるいは若い方に、新しい粕屋町に入ってこられて、さあやるぞという思いは結構あると思うんで、その方たちを捕まえて、粕屋町はこんないい、こんないい仕組みがあるから、ぜひ一緒にやろうではありませんかという問いかけをできるようなことをしていただきたいと思っていますが、町長、どういうふうにご考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問者のいろんなご提案をいただきました。十分に参考にしながら、今後行政に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

財政計画に対してはもう少し時間をいただいて、今から頑張っていきたいと思います。濟いません、総務部長は答弁を用意してあったんでしょう。また別の機会に聞きたいと思います。粕屋町は、少なくとも悪い方向には行っていない。少しずついい方向に、それはちゃんとした計画があればこそということで、今私は感じております。私も10年になります。これからも頑張りますので、よろしく願いいたします。

以上です。

（11番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

1番木村優子議員。

（1番 木村優子君 登壇）

◎1番（木村優子君）

議席番号1番木村優子です。通告書に従って質問いたします。

最近、ニュースなどでも頻繁に出てきます認知症という言葉、この言葉を知らない方はいらっしやらないだろうと思います。ただ、認知症が脳の病気であるということ認識されていない方も中にはおられるかもしれません。認知症に対する誤解や偏見が、いまだに根強いのが現状です。地域の方たちから無視されたり、嫌がられたりして人間としての尊厳を傷つけられている認知症の人も多い。誰もが認知症になり得る時代に入ったということを理解し合うことが出発点だと思います。超高齢化社会とは、皆で支え合って生きていくという以外に選択肢がない社会であるという認識を共有し、そういう地球文化をはぐくんでほしいと栗田主一（東京都健康長寿医療センター研究所所長）は述べられております。

それでは、以下順次質問をいたします。

まず、粕屋町にどれくらいの認知症の患者さんがいらっしやるのかを知ることが重要と考え、1番目の質問の患者さんの数をお聞きいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今現在、人数は350人程度というふうに聞いております。

◎議長（進藤啓一君）

介護福祉課長、いいですか、それで。

どうぞ。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

お答えさせていただきます。

実際の患者数は、把握できないのが現状でございます。今町長が350人程度というふうに申しましたのは、粕屋町の介護保険を申請された方の主治医の意見書の中から認知症と思われる方たちを判断させていただいて、人数を述べさせていただきました。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

では、2番目の質問です。

粕屋町の現状をお聞きいたします。認知症患者さんに対して、どのような援助を行っておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

まず、相談窓口として地域包括支援センターを整備しております。内容やその方の状況に応じて、医療機関や介護保険制度利用につなげるなど、その方個々に応じた対応をしております。地域で行っている援助につきましては、直接的な援助というのはなかなかございませんが、民生委員さんや区の役員さんによる見守り支援等を行われておりますので、そういった結果を地域包括支援センターの専門機関につなげる等の役割を担っていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

地域支援センターにつなげているということで、では家族の方に対しても、もう同じような感じをつなげるということで認識してよろしいですか。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

はい、そうでございます。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎1番（木村優子君）

では、3番目の質問です。

粕屋町にいる認知症サポーターの数はどれくらいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

現在、町内の認知サポーターの数は、住民の方が176名、企業や病院の方が202名いらっしゃいます。過去に受けられた方の卒業された数でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

では、実際にその方たちの活動についてをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

実際の活動でございますが、皆さんで集まって何か事業を行うということではなく、その方たちそれぞれが学ばれたことをそれぞれの地域において、見守り等をしていただくという形で今は活動をしていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

現在の町の状況についてお聞きをいたしました。

これからの質問は、国が出した認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランに沿って質問をしてみたいと思います。

まず、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、認知症の高齢者が現在の7人に一人から5人に一人になると言われております。国の15年度当初予算案で認知症施策に14年度比66億円増となる約161億円が確保されており、戦略は適切な医療、介護の提供など、7つの柱が掲げてあります。粕屋町においても計画がなされてあるのではと思います。この柱に沿った形でお聞きをいたします。

4番目の質問の①、普及啓発の推進について細かくお聞きいたします。先ほど、認知症サポーターについてをお尋ねをいたしました。この方たちを含めて、今後ど

のようにサポーターを増員していこうと考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

今後の計画でございますが、認知症のサポーターの養成は、キャラバン・メイトさんのご協力をいただきながら実施しないとけないということになっております。今後もキャラバン・メイトの皆さんと連携をしながら、サポーター養成はしていくように計画しております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

済いません、キャラバン・メイトさんというのをちょっと説明をいただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

認知症に対する周知啓発ができるような専門的な知識を学ばれた方たちでございます。その方たちが中心となって、いろんな方、住民の方や企業、会社の方たちに対して、認知症の支援のあり方等を講習をしていく方たちになっております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

大牟田市では、サポーターのいる商店街のマップと題してパンフレットなども作成をされておりました。こういった取り組みは、粕屋町でもぜひ導入していただけたらと思っております。

さて、次の質問に行く前に、冒頭にも申しましたが、認知症に対する正しい知識を町民の方に知っていただくことが大変に重要であります。ここで今一度確認です。認知症は、何らかの原因による病気によって起こる脳の障害で、物忘れと判断力の低下のために日常生活が難しくなるものです。また、徘徊は、ご本人にとっては必ず目的や理由があり、その背景にはわからないことが増えることから来る強い不安があります。認知症になっても、全てがわからなくなるわけではありません。感謝や人を敬う心、人の役に立ちたいと思う気持ち、自分らしくありたいと願う心、楽しいことやうれしいことを感じる心は生きています。失っていく力もありますが、最後まで失わない力もたくさん持っています。ただ、その力は私たちからは見

えにくく、わかりにくくなってしまうだけなのです。そんなご本人の気持ちに配慮した穏やかな声かけや接し方が大切であります。こういったことなど、町民の理解を促進するために考えていることはありますか。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

議員が申されましたように、誰もが認知症になる可能性はあるということ、あと誰もが介護者として認知症にかかわる可能性があるということ、身近な問題であることを普及啓発していきたいというふうに思っております。現在は、サポーターさんご自身が学ばれて、その学ばれたことをご自分の地域で見守り、支えるという形で支援していただいておりますが、今後は認知症に対する否定的なイメージを払拭するようなメッセージ性があるような取り組みも住民に向けてやっていきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

それでは、ここで教育長にお聞きをいたします。

町民の中でも、とりわけ今後を見据えたとき重要となってくるのは子どもたちであります。認知症への理解促進のために学校教育で計画されていることがありましたら、お聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

認知症の問題は、基本的人権の尊重ということにかかわってきます。学校教育というのは、全ての教育活動で基本的に人権が尊重されなければなりません。そういう面では、学校現場で認知症の方々も尊い人ですから、そういうことを学ばせていく必要があろうかと思えます。ただ、教材の中で、今小学校4年生の中で福祉の勉強をしています。そこでは、目の不自由な方とか、お年寄りの方とか、車椅子に乗ってある方とか、そういうのを疑似体験して子どもが実際にアイマスクをしたり、車椅子に乗ったりして体験をするわけですね。その中に具体的に認知症の方のどうしたらいいかというのは、具体的な活動は入っておりませんが、今後また厚労省のほう、文科省のほうと合い議しながら、学校のほうにおりてくるものと考えています。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

これからは教育に尽きると思います。多様になってきた現代、学校教育現場は大変かとも思いますが、期待をいたすところでございます。

ここで、以前山脇議員が紹介されたとは思いますが、徘徊SOSネットワーク模擬訓練を行っている大牟田市の事例を紹介させていただきます。

大牟田市は、中学生によるルポライター活動報告があります。先ほど私が申しましたとおり、これからは担っていく若い世代の考えが欠かせないということで、中学生が徘徊模擬訓練を中心とした地域のいろいろなまちづくりの活動をルポライターとして取材し、報告することでより多くの人たちが現在の大大牟田市を見詰め直し、これからのまちづくりについて考える機会をつくるために企画されています。徘徊模擬訓練とは、認知症の人が出かけた先で道に迷い、自宅に帰れなくなった徘徊という想定のもと、地域住民や郵便局、タクシー会社、バス会社等の関係機関に情報を伝達し、捜索、保護するまでの流れを実際に行い、訓練することです。大牟田市では、認知症になっても安心して暮らせる町をつくるために、市民への認知症の理解と見守りの重要性を啓発し、日常的な声かけ、見守りの意識を高めるとともに、徘徊行方不明時に実行力の高いSOSネットワークを構築するために平成16年から毎年取り組まれております。こういった先進的に行っている地域を参考にしながら、質問を続けていきたいと思っております。

質問②の適時、適切な医療と介護の提供についてです。2017年度末までに初期集中支援チームを全市町村に整備となっておりますが、この点はいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

粕屋町におきましても、初期集中支援チームを設置するように準備しております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

初期集中チームは、看護師らが認知症の疑いのある高齢者のお宅を訪問し、早期発見につなげるものです。また、かかりつけ医の認知症対応力を強化することや認知症サポート医の養成も掲げられており、支援員が患者本人や家族の相談に乗り、在宅生活をサポートする仕組みも18年度から全市町村で実施を目指す方針ともなっておりますので、今後の町の対応に期待をしております。よろしく願いいたします。

す。

では、次の質問、③です。若年性認知症対策の強化についてであります。65歳未満で発症する若年性認知症は、2009年時点で推計約3万8,000人です。会計を支える働き盛りの世代のため経済的問題が大きく、本人や配偶者の親などの介護と重なって、複数の人の世話をする多重介護に直面するおそれも高いと言われております。このため、都道府県に相談窓口を設けて、担当者を配置、交流の場づくりや就労支援など、対策を強化するようです。

ここでお聞きいたします。県へ直接行かれる方は少ないのではないかなというふうに思います。まず、町にお越しになられると思っております。そういったことも考えて、町としても相談窓口を設置していくような考えはありますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

現在は、若年認知症の窓口ということはございません。健康づくりの一環として、健康センターのほうに相談があったりとか、あともちろん高齢者の関係で認知症の方と接しておりますので、地域包括支援センターのほうに相談があったりと、さまざまではございますが、どちらに相談がありましても、連携をとりながら適切な対応に努めているという状況でございます。今後も、若年性相談という窓口ということではなく、今申しましたようにどこでも相談ができるという体制で窓口を広げたほうがいいのではないかなというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

町で対応できないような事例をスムーズにつないでいけるような仕組みづくりと町民の方への広報も重要と考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、④の介護者への支援についてです。家族への支援はとても大切です。家族にとって、徘徊は大きな介護負担にもなります。注目されているのが認知症カフェであります。戦略の中にも設置を促進することが盛り込まれております。認知症カフェはオランダやイギリスで始まり、国内でも各地の自治体のほかNPO法人、社会福祉法人などが運営を始めております。厚労省は、13年度から開設を推進する自治体に事業補助を始めております。

ここで質問です。粕屋町における認知症のカフェの設置をどのように考えてありますか。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

認知症カフェは、町内にあったら本当にすばらしいなというふうに思っております。現在の認知症対策につきましては、先ほどおっしゃられました認知症初期支援チームをまず設置するとか、あと認知症の推進委員とか、そういったところの対策がどうしても先に必要であろうということで準備を進めておりますので、まだまだ認知症カフェの設置までは検討できていないという状況です。いずれ10年先に向けて、そういったものが本当に町内にできるような形になったらいいなというふうには思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

認知症カフェは、自宅に引きこもりがちな認知症の人らが社会とつながる居場所であると同時に、地域の中で認知症の知識を普及させ、住民同士が支え合うまちづくりの取り組みとして注目を集めております。日常生活でおかしいと感じ始めた人らがいきなり病院に行くのはハードルが高い。そこで、カフェに気軽に足を運んでもらい、早期発見、治療につなげる。交流を通じて症状の進行を遅らせる効果も狙うことができます。カフェ活動の形態はさまざまですが、認知症の人と家族、地域住民、医療、介護従事者など、誰もが集える場と定義をされています。このカフェは絶対に必要だと思っておりますので、設置に期待をいたすところです。

それでは、最後の質問です。⑤の高齢者に優しい地域づくりについてです。

大牟田市の事例を紹介をいたしました。今後、我が町での見守り体制の整備についてはどのように考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

お答えいたします。

昨年10月1日に認知症高齢者徘徊SOSネットワーク、徘徊高齢者捜してメール事業を開始いたしました。これは、事前に登録された方が行方不明になられたときに、事前に登録された協力者、サポーターとか事業者になりますが、メールをその方たちに一斉に配信するというものでございます。徘徊があり、道に迷ったり、家がどこかわからなくなったりすることがある高齢者の方が事故などの危険が伴うことも多いため、この制度を利用してもらって、もしも行方不明なられたときには、できるだけ早く保護できるようにというふうな仕組みでございます。エリアも、近

隣の糟屋管内だけでなく、福岡市、宗像市も含めた地域となっておりますので、この事業を周知をしっかりといたしまして、高齢者の方、今後必要になる、皆さんその可能性がございますので、登録をしていただくように広めていきたいというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

老いるということは、人間であれば必ず通る道であります。お年寄りからたくさん生きる知恵と、そして老いるとはどういうことなのかを考える機会をいただいているのだと思っております。誰もが安心して生活できる礎を、今このときに構築していかなければならないと思っております。

最後に、この本は認知症ケア研究会が認知症を親子で学ぶためにつくられております。この中から、あなたへという詩を紹介して終わりたいと思います。この詩には、認知症の方の心情がわかりやすく表現をされております。

あなたへ。

おおい、誰か。暗い暗やみの中、私はどこにいるのだろう。ここはどこ、今何時なの。そこで怖い目をして私を見ているのは誰なの。

どうしてそんな大きな声で私を叱るの。そんなに強く手を引かないで。私の行く道をふさがないで。こんなところに閉じ込めないで。

怖いよ、助けて。どこへ行けばいいの。何をすればいいの。

私にはわからない。ここがどこで、あなたが誰なのかも。

ああ、手が温かくなってきた。誰かが私の手を優しく握り、ほほえんでいる。私にゆっくりと優しく語りかけてくる。

肩の力がとれ、温かい日差しに包まれたようにやわらかな気持ちになる。まるで心が生き返るかのように。

あなたがそばにいと、私は楽になり安心できる。私の行く道にただ寄り添っているあなた。あなたの名前も、この場所も、何もわからなくなったけれど、私を大事に思ってくれていることだけはわかります。

私には何も残っていないように見えるかもしれないけれど、怒りや悲しみもあり、何よりもあなたと喜びを感じ合いたいと思っております。

いつだって心は生きているのだから。

優しいまちづくりができればと思い、紹介をさせていただきました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（1番 木村優子君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時05分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

7番田川正治議員。

（7番 田川正治君 登壇）

◎7番（田川正治君）

議席番号7番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

最初に、今開かれています国会において、安倍自民公明政権、アベノミクスの成果を誇っております。しかし、皆さん、昨年4月から消費税が8%に増税されて、労働者の賃金アップも物価上昇に届かないという状況です。実質賃金は一昨年から18カ月連続してマイナス、そして国民生活は大変厳しい状況が続いております。中小、零細企業の皆さんも、アベノミクスの恩恵は大企業だけで自分たちには全く実感がないと言われております。大企業がもうかれれば、そのもうけが滴り落ちるいうトリクルダウン、これはアメリカでも成果が出ず、失敗をしております。大もうけしたのは、大企業や大金持ちの一部の人たちと言われております。アメリカで失敗した政策を安倍首相は強力で押し進めようとしております。このような状況で、社会保障分野の予算、自然増削減のもとで5,000億円以上も削減され、社会保障のためと言って消費税を増税した直後に、社会保障の充実どころか、逆に削減する国の予算になっております。政府の説明でも、消費税8%への増税分のうち、社会保障関係の予算は16%しかないと説明しています。このように社会保障削減により、介護保険の改悪、年金の減額、高齢者医療の倍加、生活保護の削減など、国民いじめの政治が私たちの暮らしに襲いかかっております。このような国の政治に対して、町長を初め執行部は、私たち議員もですけど、町民の福祉の向上のために懸命に取り組むことが求められると思います。

以上を述べまして、質問に入ります。

老朽化した中央保育所、仲原保育所の建て替えについてであります。

保育所として町立で責任を持って建て直すことや、大規模工事を行うべきと考えます。また、4月実施の子ども・子育て新制度について、保育制度はどのように変わるのか、保育料や時間がどのようになるのか、心配が出ております。保育士や保護者に対する町の説明や対応について答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

2番については……。

◎議長（進藤啓一君）

いや、今のところ1番です。

◎町長（因 清範君）

1番の老朽化した中央、それから仲原保育所の建て替えの件でございますけども、これはさきにもお話ししましたように、公共施設等総合管理計画が来年2月に提出されます。それに基づいて長寿化等々、今後の公共施設の管理等についての計画をきちんとしたものを立てていきたいと思っております。その中に、もちろん中央保育所、仲原保育所は優先度は高いのではないかとというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今の町長の答弁にありますように、公共施設整備計画の中に盛り込むことも答弁されました。保護者の方々は、この老朽化した保育所を放置してこども館を建てるのをなぜ急ぐのかという声もあります。そういう点では、目に見えるこの老朽化した保育所をどうするのか、非常に大事な問題だと思います。町民から疑問や懸念がないようにすべきだと考えます。

次に、先ほど質問いたしました子ども・子育て制度についての答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長からお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

4月実施の子ども・子育て新制度についてですが、新制度移行に伴う変更については、できるだけ保護者に負担がかからないような対策と十分な説明を図ってまいりたいと思っております。恐らく、議員がおっしゃられているのは、保育短時間認定等の関係ではないかと思われまます。保育短時間認定につきましては、十分配慮して行いますが、求職中と、それから育児休業中につきましては短時間保育、短時間保育というのは8時間になりますけど、短時間保育での対応になります。しかし、求職中

の人が実際に就職されますと、それに合わせた時間で標準時間、または短ければ短時間認定というふうになります。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今説明がありましたけど、今回の制度で非常に問題としてありますのは、今まで保育所は申請書だけで提出していたのが、両親の働く時間で保育時間が決まる支給認定の手続というのが必要になるということになるわけです。今水上部長が言われましたように、そういう点ではこの時間によって、働く時間によって8時間の短期保育ということが決められるということになるんですね。今まで7時半から19時、通常の保育で預けていた人たちがこの短期保育ということに当てはまって保育時間が短くなるということなので、非常に不安を持っておられる方がおるわけです。こういう問題についての相談など含めてあったのかどうかについて答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内子ども未来課長。

◎子ども未来課長（安河内 渉君）

相談につきましては、いろいろあっております。それで、保育時間短時間ということですが、今現在保育所に入っている方については、極力短時間の変更にならないように考えています。ただ、働く時間の短くなったからといって、即保育短時間を設定するというものではありません。通勤時間とか、今現在120時間以下につきましては保育短時間ということになっておりますけれども、120時間というのは月の労働時間でございます。それで、その中でも形態的に8時間働く日は8時間働く、週によっては3日しかそれが働かないとか、そういうこともありますので、8時間働かれる方について短時間認定をそういうふうにするということはありませんので、ご理解をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

くれぐれも働いてる両親の条件をよく見て、そして働くのに支障がないように今までどおりの保育所、保育時間を確保できるようにしていくように求めたいと思います。

次に質問いたしますが、ホームページでは、昨年9月時点で地域型保育事業についての事業所の申し込みがなかったということでもあります。今度、昨年条例でも決

めましたこういう地域型保育事業が、保育資格を持たない人たちなども含めて保育士をすることを認められるということになったわけですが、非常にこの事業のあり方についての問題も含んでおります。現在は、この申請があつてかどうかということとあわせて、2つの保育所が今度4月から開園されまして、待機児童がかなり解決されるというふうになっていくと思います。しかし、国は今後4月、新しく制度ができてから待機児童の定義を変えるということになっております。大阪や横浜市などで行っているように、認可保育所に入る資格がある人が入れないという待機児童の数だけじゃなくて、先ほど言われました育児休業中とか、仕事を探している人たちなどを含めてとか、いろいろ待機児童の数から減らすというようなことなどがあつたわけですが、これを国の定義として入れるようにしようとしてるわけですが、この定義でなくて、今までの待機児童の数の集計として、何人に今なってるのかについて質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長からお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

今、申請のほうはあつておりません、今の段階です。

それから、待機児童の数ですが、それは子ども未来課長がお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内子ども未来課長。

◎子ども未来課長（安河内 渉君）

待機児童の数でございますけれども、従来と同じような考え方で、待機児童の計算については考え方をしております。ただ、待機児童の数につきましては、厚生労働省のほうも県のほうも4月1日時点での報告ということになっておりますので、今現在の数につきましては、ちょっと答弁を差し控えさせていただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

いや、今までは、待機児童の数は現在の時点でもわかってるって報告されてたでしょう、昨年ならば80人ぐらいとか。ということについてを求めているんです。

◎議長（進藤啓一君）

安河内子ども未来課長。

◎子ども未来課長（安河内 渉君）

昨年度4月1日時点では70名、数字的なことはちょっと思い出せませんが、10月1日時点では80名ということで報告しております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

いずれにしても、2つの保育園が新しくできて、待機児童が解消できる方向に大きく踏み出すということが期待されてるわけですが、いずれにしてもこの待機児童が保育所に入所できるようなことを今後の施策としても強めていくことが求められると思います。

次に、こども館の建設についてです。

こども館の建設については、国や県の補助金を基本に建設するというものでした。これは施政方針の中でも説明もされておりますし、予算の中でも示されておりますことではありますが、改めて町長にこのことについての町の計画方針について求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

こども館の建設について、また費用の内容についてのお尋ねだと思います。お答えします。

当初計画いたしましたときには、いろんな調査をした結果、児童館に対する補助というのが3,200万円とか4,000万円とかという、大変小さい予算でございましたけれども、今度の補正で、26年度の補正で森林整備加速化・林業再生事業費補助金というのをつかみまして、それでもう去年からこの活動をしておりました。何とかそういった補助を、しかしこれは麻生総理がなられたときに10年間の計画で基金をつけられたということがございますが、その基金は26年度で終わるということがございます、その基金はもう使えないな、しかしそれにかわる何かが出てくるはずだというふうに待っておりました。ということで、今お話ししました林業再生事業補助金ということを活用して、補助対象額が、これはエアコンとか照明はその対象にならないといったことがございますので、実質建設をする事業費としましては、こども館、これは周辺整備は別ですけども、こども館としての事業費は4億円でございます。このうち、今申し上げてました林業再生事業補助金が2分の1、2億円の補

助金がつく予定でございます。そういったことで今予算化をしているところでございます。当初考えておりましたものよりもかなり厚い手当てができたというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今説明された内容でも、国からの補助金も含めて使って、町の支出を少なくするというので取り組んできたということでありましたけど、さきの臨時議会、1月のですね。PFI事業で建設する給食センター、毎年4億円使うということになっていくことも含めてこの3億円、来年度の予算中で使っていくと、2億円か。ということになれば、財政状況非常に厳しいということも出てくるんじゃないかという心配もありますが、その点について再度町長に。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

財政状況については、副町長のほうからお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今町長が申しあげました補助金の2億円、それ以外で補助裏といいますけども、補助対象事業費、残りは2億円でございますが、その補助裏の部分で起債がつきます。これは、今回の26年度の国の補正予算のみこの起債がつくんですけども、実はその起債のうち50%が交付税措置されます。これは、起債した後償還をするんですが、その半分が交付税で毎年つくということで、その先ほど言いました林業再生事業費補助金と合わせまして約75%の国の補助になるというふうになります。ですから、25%の裏負担は必要でございますが、75%という高率な補助、財政支援があるということでございます。そうは申しまして、今後の財政運営には起債の圧縮、交付税措置がつかないような起債はしないとかあるいは財源があれば、その都度繰り上げ償還をしていくというふうに、将来の財政に負担がならないようにしなくちゃならないのはもう基本でございます。

それと、言い忘れておりましたが、こども館の備品、普通備品につきましては、余り補助金とか起債はないんですね。しかし、今回この26年度補正予算の要望をしておりましたが、2,000万円の備品の購入につきましても100%の補助がつきます。

そういったふうで、財源をいろいろ検討しながら、今回の予算の計上をさせていただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

1つは、給食センターのときのことが非常に、財政問題としてはいつも頭には残っておるんですけど、あのときは18%の公債費比率の関係で借金できないということで、PFIでやっていく方向の一つとしても選択肢として示されたのもあるんですが、先ほど15%までに回復するという状況などを町長も述べましたけど、そういう点で、今からの財政運営について非常に住民も、私たちも関心があるし、問題が起きないようにしていかないかという点がありますので、そういう点を今後の論議の中でも十分な理解が得れるようにしていくようにまとめておきたいと思います。

それと、もう一つはサンレイクの駐車場が40台分、その代替地の見通し、これはどういうふうになるのか。私は、役場の前の広場も駐車場にでもせんと、サンレイク周辺の駐車場を必要とする人たちの利用ができないやないかということも言っておりましたが、その点についての考えについて。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

以前の一般質問でも私のほうからお答えしておりますが、場所はいろいろ、検討を今現在も実はしております。しかしながら、役場の前の駐車場、これも役場の前に駐車場を設置することも優先的に検討をしております。議員が提案されました件も、十分に尊重しながら検討してまいります。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

よろしく申し上げます。

それは、聞くところによると、先代の、歴代の町長とか、いろんな有力者の人たちがつくった広場だと、役場前ですね。というようなことで、ちゅうちよすべきとか検討すべき、相談すべきことがいっぱいあるということですが、子どもの館を建てるということとの関係でいえば、そういうこともお願いをすることはして、駐車場を確保することも必要やないかということをお願いしておきたいと思っております。

次に、4月からの介護保険制度が改悪されますが、介護報酬全体が2.27%引き下げられます。特養から介護1、2が排除をされて、要支援1、2が介護保険から切り離されるといようなことなどになり、今後自治体の責任、役割が求められますが、どのような方針を持っておられるのか、答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

平成27年度の介護報酬の改定につきましては、9年ぶりのマイナス改定であります。基本的にはサービスの向上に努める事業所には加算がつく仕組みとなっております。一定の評価はできるものと理解しております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今言われました介護事業者に対する加算の問題について、私も質問しようと思っただんですが、ご存じのように介護報酬が2.27%引き下げられます。加算分が乗せてあって2.27ですから、実際は4.48、過去最大の引き下げということになってるわけです。そういう点では、消費税増税とか円高、このような物価高の中で介護事業の経費が増えてるという状況であります。介護報酬のマイナス改定が実施されたら、さまざまな分野で深刻な矛盾を引き起こすことが懸念されると思います。そのことは、全国老人福祉協議会が6割近くの施設が赤字に転落する、介護難民が増えるというふうに指摘しております。特養ホームの3割が赤字ということが言われているわけです。そういう点では、非常に介護報酬の削減というのは、働く介護士の人たちの1万2,000円の加算ということがあったとしても、経営そのものがないならば一時金とか手当を削減するということになって経営運営をやっていかないかんとということになりますので、全体の介護報酬の引き下げというのは非常に大きなものであります。このことで、全国52万、福岡県で1万8,000、粕屋町でも100人を超えると言われる特養ホームに入れない待機者などがおられます。こういう点で、町長は今度の介護保険制度の改定についてどのような見解を持たれてるのか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

介護保険は、粕屋町は単独でやっておりますけども、そういった施設関係についてやっぱり広域でということでない、一昨年、青洲会の青洲の里というのができました。100床でございます。これは、よそに追いやるといことではありませんけども、必然的にうちに施設をつくりますと事業が高くなる、そうすれば当然介護保険の額も上がってくるというようなことになります。できるだけ介護保険、今度は1、2は私どものほうで、各自治体でそのケアをすると、サポートをするということになります。今現在もう入ってある方については、それを追い出すとかはしないということでございます。いろんな介護保険は単独でやっております粕屋町であるからこそ、粕屋町らしいきめ細かな事業もできるわけでございます。ですから、地域包括関係の事業が、ほとんどが29年度からやるんだと思いますけども、粕屋町は今年度から、27年度からそれに組み込むことでございます。ご理解をいただきたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今、町長が最後に述べられました粕屋町、27年、来年度からこの制度を実施していくということなんですけど、実は私も今初めてそういう内容でどういうふうに進めていくのかということなどが心配なんですけど、中身がよくわからないのもありますし、そういう点で厚労省の調査でも27年度から実施するということは7.2%しかない、自治体がですね。来年が16年度17.5%、17年度67.7%、ほとんどが2017年度ということなんです。時期が未定ということも7.5%もあるということです。これほど地域で、自治体でこれを受けてやるということの制度の難しさといひますか、介護士も含めた施設も含めてどう確保していくか、非常に時間もかかる大変な事業だと思ひます。

そういう点で、粕屋町の要支援1、2の対象者315人おられるんです。これは、県の介護福祉課からもらいました資料には、去年の3月31日はそういう要支援1、2の人たちがおられるということでした。介護1の人は195人、ですから両方合わせて510人おられるんです。この人たちが町でどう手当てをしていってあげるかということになってくると思ひますね。そういう点で、この事業の計画の中身は十分に関係者も含め、私たちにもこの中身の問題も方向性も含めて計画立てていくことを求めたいと思ひます。

それと、もう一つはこれと関連しまして、私先日話を聞いたことでびっくりしたんですが、昨年年末に粕屋町の方で60歳代の方が孤独死されたということがあった

ということを知りました。これは介護関係の人から知りました。この方は、介護保険制度の枠から外れておいて、死後1カ月と言われてましたけど、たしかそのくらい長く放置されてたと、1週間かな、とにかくちょっとそこんところはいろいろあります。孤独死ですね。このような事故が起こらないようにするためにも、介護保険制度から今度切り離された要支援1、2と介護1の人たちの手だてが必要なんですけど、警察庁の調査では過去5年間で介護看病疲れによる殺人、自殺が1,741件あったと。平均348件、年にですね。毎日のようにそういう状況で亡くなる、自殺するという人たちがいるという現状なんですね。これは、今までの保険制度が国で利用することも含めて、見ている状況の中でも起きたことなんですね。今後、なおさらそういう点では、このような事態が生まれないようにするためにやっていかなければなりませんけど、根本は介護報酬、国保でも一緒ですが、国庫の負担割合の引き上げさせる、保険料の引き下げや低所得者の利用者減免、こういうことを本当に政府に対して実行するように求めていくことが必要だと思いますが、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

国に対する要望ももちろんでございますけども、今介護疲れで殺人とか、おっしゃった推移でございますけども、これは全殺人事件の中で51%が身内の殺人です。そういったことで、今いかに親子関係等々が危険な状況にあるということがこの数字からもわかると思います。また、先ほどおっしゃった内容についての概略については、住民福祉部長なり、介護保険課長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

先ほどちょっと申し述べるのをあれしてたんですけど、要支援者の予防給付の一部を地域支援事業に移行する点というのと重なるかと思います。今回の改正で、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は既存の介護予防事業所だけでなく、NPOや住民主体の団体、ボランティアなどのサービスの提供者となります。これは、費用の効率化やサービスの多様化が目的とされていますが、その背景には増加する高齢者の社会参加、生活支援、介護予防を一体的に行う介護予防の考え方があります。高齢者が支えられる側としてだけでなく支える側に回り、身近な地域でお互いに支え合う関係づくりができることを目指すものです。また、介護認定を受けるほどではなくても、ちょっとした生活上の手助けを必要としている方たちにも支援の提供

ができるように地域包括ケアシステムの構築の一部を担えるものと期待しております。

町の対応といたしまして、介護予防サポーター制度の導入、シルバー人材センターや町内のヘルパー事業所と協議し、基準を緩和したサービスを提供させ、またゆうゆうサロンを充実するなど、できるだけ多様なサービスの提供に努め、利用者が不安なく地域でその方の状態に合った利用ができるよう、今後もさらに推進させていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今、部長が述べられました内容は、非常に国民っていいですか、私たちが介護を必要とする人たちに対する心構えといいですか、ということは大事なことだというふうに思います。ただ、財政的な支援も含めて、財政っちゅうのは利用料、保険料の問題も含めての支援、こういうものなどがしっかり行われないと、保険料が払えない人たちが出てきたりということなどに対して、利用料が払えない人たちに対してどういうふうにするかという具体的なことなども個別に手だてを強めていくように求めておきたいと思えます。

次の質問に入ります。

小・中学校の教員の過重負担を軽減するために町の職員や補助員を配置する、このようなことは校納金を口座振替ということで行っていけば負担軽減もつながるし、そして事務作業は軽減されていくということになります。そういう点について、このことについて答弁を求めたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

校納金振り込みの件ですが、田川議員おっしゃるように学校の先生、今大変忙しい。教育委員会としても何とか支援したいなという気持ちは変わらないわけですが、校納金振り込み制度につきましては、これは学校長が判断すべきことだろうと思えます。それで、校長会として昨年、検討していただきましたが、やっぱり現状維持がいいということでございます。よく聞いてみますと、現金で集めるほうと、校納金口座振替にする場合と、長所短所がございまして、現金で集める場合は未納が減ると、ほとんど減ります。なぜか。現金徴収袋を子どもたちが持ち帰るわけでございますから、親としては一日も早く現金を入れて子どもに持たせようということになるわけですが、振り込みにしますと親も気がつかない、子どもも子ど

もの手を通さないわけですから、口座に残金がなかったので口座振り込みができませんでしたという通知をまた出さなくていけないということになりますので、一長一短あると思います。

もう一つは、口座振替にしますと手数料がかかるということですね。学校の意見聞きますと、保護者軽減負担の観点から、振込手数料を保護者の方に負担いただくのはいかなものかという声もあって、小学校では現金で集めるということです。

中学校も聞きますと、これはまた田川議員ご存じと思いますが、クラブ活動、部活はピンからキリまであるそうですよ。野球部とかバスケット、運動クラブは対外試合をしますので、バスに乗せて連れていったり食事を出したりするので、保護者の方としてはかなりの部活費をやると。ところが、吹奏楽部とか絵画クラブとかというのは対外試合ありませんので、ほとんど部活の集める金がないってということですね。それは保護者の方が集めて、保護者の方が会計をしておられるということですから、部活の顧問も知らないことも多いということでした。

それから、PTA会費のほうはPTAのほうで集められよるわけですから、現金で集めるか、振り込みにするか、これはPTAのほうで決められることであって、学級費は年間500円とか700円とか、それは学級で集めてあるということでした。以上のことから振り込み、もう一つ忘れておりましたが、学級数が増えれば増えるほど事務官が2人配置になります。今のところ27学級、27学級クラスが増えると事務の先生が県費負担教員で2人配置になります。それで、小学校では今西小学校を除いて、仲原、大川、中央が事務官2人です。それで何とかやってるんじゃないかなと思っておりますが。今のところ、校長会からはそういう要望は出ておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これは、現金を持たせることについて、私は子どもたちの、またいろんな貸し借りとか、遊びに使ったり紛失したり盗まれたりというようなことにつながって非行の関係も出てくるんじゃないかということなどが非常に心配なんです。金融機関にして振込手数料の問題ということを言われますが、手数料よりもそういうことで子どもにいろんな問題を起こさせないようにするために、親としての一番安全な方法が口座振り込み、振替になるというふうに思います。

このことは私も調べてみましたが、那珂川は小学校7校、中学校3校、町としての事務職も配置して口座振替で集めてる。筑紫地区は、全ての自治体で口座振替

です。糟屋地区でも、宇美町、須恵町、久山町、新宮、古賀市、口座振替ですね。現金持たせてるのは粕屋町と篠栗と志免だけです。その中でも、篠栗は徴収時期に町の職員が配置されて協力してると。そして、志免町は中学校だけがやっていると、そういう状況なんですね。

そういう点でいえば、これはなぜそれを必要とするかというのは、学校の教員の人たちの負担軽減ですよ。これは大事です。このこともあわせて今は検討すべきだと思います。国は、今度来年度予算で初めて教員定数を削減という方針、3,100人減らすということです。まさに過重労働がどんどん広がっていくと。粕屋町は人口増えるという状況ですから、なおさら子どもさんたちの面倒見るのに時間をかけられないかんということです。これは、今の状況でも国際教員指導環境調査、OECDでやってるんですが、これでは日本の教育、教員の1時間あたりは53.9時間、1週間あたり。53.9時間働いてると。OECD34カ国の平均38.3時間、15時間ほど日本は長いんですね。そして、30人学級、少人数学級などもヨーロッパ圏では。そういうこの教育現場の実態から見ても、少しでも軽減できることはする。そして、子供も安心して学校に通える、親もそういうことで手数料の問題は、やっぱり問題解決できるというふうに思うんです。そういう点で、これは財政問題としても職員の配置などもあります、町長の答弁を求めたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今教育長がお答えしましたように、これは学校長が管理になってますので、お決めになるということでございますけども、その協議がなされましたけども、口座振替よりも現金がということになっておるようでございますので、再度検討されるかどうかは教育委員会所管でございますので、私からどうこうというお答えは控えたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

それで、今度4月から教育委員会制度がなくなるんですね。町長の権限で教育委員会の指導、責任持たないかん状況になるんです。それほどの役割からいえば、今言った問題については4月以降も検討すべき、町長の考え方でですね。できるんじゃない、財政問題含めてというふうに思いますが、再度答弁。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総合教育会議だと思いますが、そういう中でこういった細かい問題までも議論するテーブルに乗るのかというのはちょっと考えにくいのではないかと思います。今後、田川議員の考え方にも十分留意して配慮をしていきたいと思えますけども、これもまだ4月からうちのほうは教育長、来年7月までの任期でございますので、その間については教育長は今のままでございます。しかしながら、総合教育会議はできるだけ早く会議を開いて、27年度の方針を出さなくちゃいかんというふうに思っています。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

私は、教育委員会制度がなくなったらいいということと言っとるわけじゃないということをつけ加えておきたいなど。本来、教育委員会は、行政と独立して責任を持つ委員会として教育をつかさどるということだというふうに思うんです。しかし、財政問題がありますので、教育長のほうでは方針っちゅうか、予算化するっちゅうことはできないということもあるので、今後のことも含めてそういう要望をしたわけでありませう。

次に、就学援助対象者の子どもたちのクラブ活動費、PTA会費、学級費について、これは今までも私2回ほど質問してきました。国による補助制度があるわけですが、交付税化されとるもので、実際は町がお金を出すのに大変だと、ほかのに使うことがあるということでこの制度に対する予算がないという状況なんです。今後私は、今のこの子どもたちが経済不況のもとで生活が厳しく、親の収入が少なくなる、失業などが増える、このような貧困が格差が広がるという状況のもとで就学援助対象者に対しての制度の活用っちゅうのは非常に大事なことだというふうに思うわけですね。生活保護を受給しないで所得が少なくなってる状況のもとで頑張ってる方たちがこの就学援助制度を適用を受けてるわけですね。そういう点でいえば、これはクラブ活動費、先ほど大塚教育長が言われましたけど、PTA会費と学習費とかクラブ活動費など合わせても一人年1万円ぐらいじゃないかなと、それよりかからないんじゃないかというふうに、私もいろんなありました資料をもらった分で見れば、そういうふうに思えます。そういう点で、これも町長の考え、見解を求めたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お聞きするところによりますと、平成17年度に補助制度が廃止されて、今残っているのは就学援助のみということで聞いております。今、貧困の連鎖というのが問題になっております。少なくともこういった問題については、町で支援できる範囲内でできるだけその質問の趣旨を踏まえて、教育委員会と十分な協議をして、こういった部分にその手当が必要なのかということを検討させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

この件については、私も正確には状況をつかんでないので説明をもらいたいんですが、今現在就学援助対象者、何人おられるのか。そして、1人1万円の補助をする場合に予算どのくらいになるのか、ちょっと概算説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

対象者数は、平成26年度、大体500人を超えております。支出額につきましては4,200万円ほどかかっているというような状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

ということは、これは生活保護受給者でなくて、私が今言いました就学援助対象者だけの数ということであれば500人で1万円500万円あれば、国がこの補助制度として制度化も認めてる内容については、いろいろほかに使うことがあります。大きな金額使うところもありますが、こういう負担軽減するということに目を向けていくことが求められると思うんですが、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほどお答えいたしましたとおり、教育委員会と十分こういった支援が必要なのかを協議して、検討してまいります。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

じゃあ、次に住宅リフォーム制度についてです。

これは施政方針の中でも述べられ、予算の中にも触れられておりますので、その

内容の説明を求めることになることになりましたけど、今まで300万円住宅リフォーム制度がありまして、ほとんどの額を使えるようなことで町民の仕事とリフォームする人たちの援助になってきたというふうに思います。経済効果も高いし、費用対効果は非常に高かったと思います。

この制度について引き継ぐように求めてた中で、今回プレミアム商品券ということで出されるということになったわけですが、申請の窓口が商工会ということになっておるわけですが、町民の皆さんからいえば、こういう制度を活用する場合は今まで同様、役場で担当課のところに行って窓口で説明を受けこの申請をすると、受けるというのが当然だというふうに思うんですね。そういう点では、この制度がプレミアム商品券として、国の補正予算との関係も含めて、非常に有効に使われているというふうには思いますが、担当課に対して、担当課で町民の皆さんの申請を受け付けるということについてしてもらうように要望したいと思いますが、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今聞きますと、商工会のほうと窓口を、今の質問に対して協議をしてるところだそうでございます。粕屋町は26年度まで住宅リフォームの補助をしておりました。これも、糟屋郡では私のとこだけだったです。今度は、たまたま地方創生の関係でプレミアムの商品券で対応できるということで、その分に対しての額を、7,000万円の額を住宅、それからリフォームについて組んでおります、プレミアムな商品ですね。というのは、これに20%の割り増しがございますので、プラス1,400万円ということになります。これを十分活用いただいて、中小企業の大工さん、左官屋さん、その他内装の方々に、それから水洗化についてもこの機会に進めてほしいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

では、よろしく願いいたします。

次に、災害時の避難場所の確保、高齢者や障害者などの要支援者の避難対策、赤ちゃんなど社会的弱者への食料、寝具などの備蓄についてはどのように進められているのかということについて、まず説明を受けたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総務部長のほうからお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

災害時の避難場所の確保につきましては、国の指定基準にあわせて粕屋町地域防災計画の見直しを行い、学校などの公共施設や地域の公民館を中心に43カ所を指定しております。そのほかに町内の機関や企業との協議を進め、災害時の施設利用に関する協定を締結し、緊急避難場所として8カ所の指定をしております。さらに、土砂災害警戒区域の県指定に伴いまして、警戒区域住民の安全・安心を確保するため、民間施設所有者の協力を得、新たな避難所の確保にも努めております。今後も広範な視点に立った避難場所の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、高齢者や障害者などのいわゆる避難行動要支援者の避難の支援等につきましては、平成24年度以降登録を希望された方、これは同意をいただいた方につきましては個別票を作成し、システムで登録管理をしております。そして、災害のおそれがある場合には、行政区や役場職員による電話での安否確認を行ってまいりました。しかし、災害対策基本法の改正に伴いまして、避難行動要支援者の名簿の作成が法的に義務づけられましたので、対象者への通知は完了しておりますが、今後も自主防災組織、行政区長、民生委員、児童委員の皆さん方のご協力をいただきながら、より一層登録の拡大と地域における支援体制の拡充、確立に努めてまいりたいと思います。

防災・減災対策は、自助、共助の精神に基づき、災害弱者の支援の核となる地域のみんなで支え合う自主防災組織の設立が最重要と考え、全ての行政区での設立と組織の自主的な活動の強化のために町もさらなる支援を行ってまいります。

次に災害備蓄についてでございますが、役場敷地内の防災倉庫に毛布、マット、簡易トイレ、水筒などを準備しております。食料品を含めたその他の物品確保につきましては、事業者との災害時応援協定を基本としながら、飲料水、食料、社会的弱者に配慮した物資の備蓄にも努めてまいります。保管場所につきましては、指定避難場所での分散備蓄も検討してまいります。また、平成26年度に制定した粕屋町自主防災組織強化事業助成制度によりまして、自主防災組織における防災用品の整備、備蓄によって地域防災力の向上に努めてまいっております。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎7番（田川正治君）

今、防災問題は詳しく説明をされ、町の防災のために努力されていることというふうに思います。

もう一つは、災害問題では原子力災害との関係をどうするかと、事故、災害というのがあります。これは、玄海原発から60キロ内ということで、偏西風で1時間後には事故が起きた場合は粕屋町も来ると。福島県の伊達市は、粕屋町のように60キロ圏内なんですけど、今でも放射能の影響があるというふうに言われているわけです。そういう点では、今後国に対しても30キロ圏内というだけの避難計画でなくて、もっと広く計画を見直していくということも要望しておきたいと思います。

それとあわせて、昨年末に私たち学習会をいたしまして、県の担当者の方から300人の避難者、糸島のほうから来る人たちをサンレイクで受け入れるということになってましたが、これについての避難計画などについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

なるべく簡略にお願いします。

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

福岡県の原子力災害広域避難基本計画におきまして、ただいまおっしゃいましたように、糸島市の深江地区の方300名をサンレイクで受け入れることになっております。受け入れに当たりましては、県、糸島市と緊密に連携を図り、町といたしましても災害対策本部を立ち上げ、必要要員の配備など、その態勢を早期に確立して適切に対応をしていく必要があるとは考えていたしております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これは、粕屋町のほうに偏西風で来た場合、町の人たちも含めてどっかに逃げていかないかということになりかねないんですよね。そういう点なども含めたこのシミュレーションといいますか、どういう態勢をとってやるかということなどをぜひ具体的に検討してもらいたいというふうに思います。

最後になりますが、JR九州について、これも町長、施政方針の中でも述べましたので、私もそういう立場でぜひ関係自治体の須恵町、宇美町とともに取り組んでほしいというふうに思うわけですが、宇美町は今でも4,484人、乗降客がいるんですね、1日。粕屋町の場合は、酒殿と伊賀駅と、1,400人と1,100人ぐらいおるんですね。こういうところを無人化していくということなんですね。これは、廃止も含めて考えられるんじゃないかという点でのJRの動きというのがあるわけですね。一

方では、新幹線で500人、600人、700人っちゃうか、そのくらいの人数で船小屋とか大牟田とか、あちらのほうの新幹線が通ってるところにはお金をかけるということで、そういう点では、町のほうとしてもJRに対しての無人駅に対する撤廃という点で、改めて町長に説明を求めたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

香椎線の駅、今酒殿駅、伊賀駅、ございますけども、無人駅にするという話がございます。関係あるのは宇美、須恵でございますけど、なかなか各所温度差がございまして、一緒にしようということではございまして、もう先に、粕屋町が一番に要望を出しております。これ新聞紙上でも聞かれてましたように、もう黒字路線は篠栗線だけといった、大変状況がよくないことでございます。今後、十分JRさんとも協議しながら、どういうふうな形で無人駅にしないことができるかということを検討していきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

ぜひ、私たちも一緒に住民とともに、無人化をやめさせるために取り組みたいと思いますが、もともと国鉄は赤字路線を維持するということで3,877億円、国が交付してるんですね。固定資産税60億円が毎年減免されるというようなことなど含めて、ある中で2016年の株式譲与に向けて取り組むということのあらわれなんです。そういう点では、ぜひ私たちの交通の足を守るという点で、ともに取り組んでいきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

（7番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで午前の部は終わりたいと思います。

（休憩 午後0時07分）

（再開 午後0時45分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

2番川口晃議員。

（2番 川口 晃君 登壇）

◎2番（川口 晃君）

議席番号2番川口晃、日本共産党の川口です。

それでは、一般質問を始めます。

早速内容に入らせていただきます。

福岡県は、子ども医療費の助成対象を小学6年生まで拡充すると新聞報道されています。その内容は、新聞報道はこういうふうにされておりますが、こういう報道に基づきますと、粕屋町は中学卒業年度までの医療費、通院、入院ともに無料にする条件ができたのではないかと思います。どうでしょうか。

粕屋町は、今小学生については小学生卒業までの入院に関する医療費、月額5,000円の自己負担助成を行っています。県がさきの記事どおりに小学生卒業年度まで医療費を負担するようになると、粕屋町が持ち出していた分は中学生の医療費の無料化に回せます。小学生の医療費分として平成25年度、26年度は金額的にはどのくらい使用していたんでしょうか。回答をお願いします、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

学校教育課長のほうから答弁させます。いいですかね。

◎議長（進藤啓一君）

担当は誰ですか。

水上……。

◎町長（因 清範君）

済いません、住民福祉部長でした。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

県の状況ですが、県の担当課、児童家庭課になりますけど、問い合わせしましたところ、子ども医療費助成は拡充の方向で検討しているが、今現在、具体的には何もお示しするものはないということでございます。今後、その動向については注視したいと思います。26年度の金額でございます。

◎2番（川口 晃君）

25年度と。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

の自己負担でよろしい、医療費ですかね。

◎2番（川口 晃君）

小学生、県は幼児のほうは負担してるんですが。だから、小学生の分で町が持ち出した分です。町が持ち出した金額、そのことを聞いてる。

◎議長（進藤啓一君）

今泉真次、数字ですね。

どうぞ。

◎総合窓口課長（今泉真次君）

今のところ25年分しかわかりませんが、25年度で小学校入院分として454万3,558円がやっております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

その程度しか持ち出してないってということですか。

◎議長（進藤啓一君）

今泉真次総合窓口課長。

◎総合窓口課長（今泉真次君）

25年度の決算ベースで言っておりますので、この数字が決算額になります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

乳幼児医療費補助金として平成25年度の決算、粕屋町の決算は6,909万5,000円と。それで、今のが入りで、出るのが1億5,275万7,207円歳出されております。その差額だと相当な金額があつて、そのうち県費が補助されておるんですね。その残りがたった450万円というのはちょっと数字的に合わないんじゃないかと思いますが。

いいです、いいです。質問項目に入れてなかったんで、ちょっと後で資料を下さい。よろしいですか。

それでは、県もそういう態度に移行してきているほうだと思います。なので、以前私が述べましたように、全国的には中学生までの医療費の補助は60%ぐらいが入院に補助されております。逆ですね、通院が65%ぐらいで入院になりますと七十数%が全国的には市区町村されておるわけですから、この方向が強まると思いますので、糟屋郡関係では医師会もその方向で進んでおりますので、町長さんのほうにはよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

質問者の今お話しになったように、県はこれは13日の本会議の中で小川知事が答弁をしたところでございます。これは16年からということでございますけども、まだ知事が答弁したばかりで、所管のほうは全く白紙でございますという話でございます。いずれにしても、県がそういうふうな動きをしてるということは大変ありがたいことでございます。なおかつ、この政策はやはり人口を減少させないという一つの政策でもあります。福岡市におきましても、今度来年1月から中学生までの入院の無料化をするということで、これも報道をされております。そういった動きの中で、特にこういった医療問題は単町でばらばらにしたら医師会が大変戸惑うということもございますので、今お話しになったようなことを町長会に持ち出しまして、検討に入るような考え方をまとめていきたいというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、町長よろしくお願いします。

それでは、次に移ります。

2番目に、町営住宅入居募集要項の改定についてです。

町内居住者の連帯保証人2人の項の削除という私の要求です。連帯保証人の問題については、私が柚須区の区長をしていたときから入居希望の家族からの相談があっておりました。その方は年齢が達していなかったもので、申請は出せませんでした。こうした問題はこの地区だけにとどまらず、全国的に起こっているようです。私の所属する全国人権連では、毎年2月の上旬に各県の抱えている要求や問題を政府の各省と懇談、交渉する機会を持っています。昨年は、主にJR福北ゆたか線の立体化の問題、駅のホームの危険性の問題、快速の停止の問題を訴えました。国土交通省も即座に対応に動いてくれまして、また粕屋町の方も因町長さん、それから吉武都市政策部長さんも、職員の方も積極的に動いていただきまして、3月14日から柚須駅に快速がとまる件、南側にプラットホームが建設される計画が進んでいる件など、大きな前進がありました。JRを利用している人、地域の人から大変これは喜ばれております。因町長、それから都市政策部の皆さん方の労に敬意を表したいというふうに思います。

さて、政府交渉の件に戻りますが、同じように昨年も今年も、国土交通省で問題になっているのが公営住宅への入居の問題です。昨年の要求の内容を読みますと、この中に交通省から送ってきたのがあるんですが、若年や高齢者の単身世帯が

急増している。民間賃貸アパートなどの入居者に対して家賃補助をつくられたい。また、公営住宅に単身世帯が入居できるよう、制限の撤廃を求める。さらに、入居に当たっての身元保証人制度は、自治体など、援助できるようにされたいと私たちは要求しています。回答が、さっき言いました。回答は、いろいろな説明されるんですけど、最後に既にモデル条件の通知を出しているの、それを参考にされたいということでこういうのをいただきました。これは、平成8年10月14日、建設省。古いですけど、建設省が出しております。住総発第153号、公営住宅管理標準条例（案）になって、についてという通達ですね。これは平成12年8月に改正されて、現在に至っています。

先ほど述べましたが、これは多数の自治体で発生しているようです。例えば、公営住宅が老朽化し、建て替えが行われると新たに入居申請を提出するよう言われたと。そのときに身元保証人、連帯保証人をつけることを要求された例も多々あります。昨年、我が県でも京築地区、行橋のほうとか築上郡ですね。あちらのほうで同様なことがありました。子どもたちは他の地域に出て行って、身近に保証人になってくれるような人がいない。そういうことで少し紛糾したようですが、この件については、私が政府交渉の報告をしておりまして、その方はそのことを聞いてありまして、自治体と話し合ったら保証人なしで入居がかなったそうです。

じゃあ、その通達はどいつているのか。何条かあるんですが、第10条の3項では、保証人を免除する場合について規定しております。保証人になってくれる人がいない場合でも、本人に家賃の支払い、その他賃貸借契約に基づく債務の遂行について誠意と能力があると認められるときは、必ずしも要しないからであると。また、公営住宅が住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図ることをその役割としていることに鑑みると、入居者の努力にかかわらず保証人が見つからない場合は、保証人の免除などの配慮を行うべきであるというふうに書かれております。この前の項の第10条の1項の1では、保証人の連署の提出を書いていますけども、先ほど言いましたように3項で保証人の連署を必要としないことも書かれております。公営住宅の本来の目的から鑑みると、身元引受人、連帯保証人が必要事項になるのでしょうか。他の方法もないのでしょうか。因町長、回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今の入居をする場合は、連帯保証人の2名の連署を求めています。しかしながら、連帯保証人が見つからないとか、今国交省の通達にありますようなことで、特に町長が特別な事情があると認めるものに対しては、連帯保証人の連署を免除する

免除規定を設けております。いずれにしても、連帯保証人の2名というのが適正かどうかというも含めて、この部分については見直しを検討したいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

この問題は今回初めてですので、検討をお願いしたいと思います。

続いて、親から子への継承の問題です。

この問題で先日、担当の係の職員さんにお伺いしました。係の職員さんは、自分の経験としては、過去に1度だけありましたと。そのときは継承して、入居ができていますと回答されました。ああ、非常にいいですねと、ありがとうございますと言ったんです。私は、やはりさっきの項もそうなんですが、今の項も含めて、これは条例で規定されていると思うんですよね。だから、やっぱり条例を変えていくということが望ましいのではないかというふうに思います。保証人の問題は、民間の場合ではもう保証金を出せばしてくれるんでしょう、保証協会とか何かがあってしてくれますから、何かそういう措置でもとれるかなということがあります。条例の撤廃を含めて、またよろしく検討をお願いと思いますが、因町長さん。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、あくまで町営住宅は、一定の低所得者に対して提供しているものでございます。でありますので、そういったふうな所得の範囲に入る方であれば、できるだけ、これは相続をするということではございませんけども、適切な対応をしてみたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

継承というのは、相続とは意味がちょっと違うので、継承というのは両親に事故がある場合とかいう問題がありまして、それはもう子どもが継いだら1代で終わってしまう内容でございます。よろしく検討をお願いします。

それでは、次に移ります。

次は、働く人の雇用のルールについてです。

私は、12月議会でこの件について質問しました。時間切れとなりましたんで、残った問題を質問いたします。

これは、2月25日の西日本新聞の記事の表題、記事です。表題は、ブラック自治

体「○」「×」チェックです。自治労の推計によると、非正規公務員は、全国の自治体で約70万人にのぼり、公務員に占める比率は約33%に達するという。長崎県のある自治体は、非正規比率が7割を超えたと明かしているそうです。それから、後のほうに、これは自治体の財政難に伴う人件費削減と増加する行政需要の矛盾を解消する存在として、教員、保育士、各種の相談員、給食調理員など幅広い分野で増えているとあります。そして、非正規公務員の増加は行政の将来を危うくしていると結んでいます。非正規職員がこのように多い現状をどう理解したらいいんでしょうかということです。

私は、正規職員、嘱託職員、臨時職員の雇用状況という資料をいただいております。こういう資料です。平成26年4月現在の状況を述べますと、正規職員が215名、嘱託職員は70名、臨時職員は171名、合計では456名です。また、広報かすやの12月号、去年の12月号の7ページだったと思いますが、ここにも職員数について書かれております。正規職員の数が215名と記載されていますが、昨年12月議会での私の質問に対する八尋総務部長の回答によりますと、非正規の職員は嘱託職員70名と臨時職員の171名の合計で241名、何と非正規職員のほうが約30名も多いのです。非正規比率は52.9%になります。これは、さきの自治労調査の平均よりはるかに多い高い比率になります。今、粕屋町の役場の業務は、大半が非正規の職員で担っていることになります。この現状を町長はどのように考えられていますか。因町長の感想をお伺いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

数値的には総務部長のほうで把握しておりますので回答いたしますけども、正規職員を増やすということは、もう退職までずっとその費用が要するというでございませう。できるだけ行政のスリム化、そして、職員の質の向上によって職員力を高め、少人数での行政運営をやっていききたいというふうに考えております。あるところでは、窓口業務は派遣会社に委託しているというところもございませう。そうしますと、実際に今働いてる方の賃金が安くなるし、なお今よりも高い費用を派遣会社に支払っているというような状況があるようです。私も、できるだけ正規職員だけで町行政を運営するのが一番理想だと思いますけども、やはり一定の財政、経常費はできるだけ少なくして、住民の方でお手伝いができる方々を公募いたしまして、雇用しているような状況でございませう。全体的な県の状況とかを含めて総務部長のほうから説明、まあいいですか。

◎2番（川口 晃君）

理解しています。いいです。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎2番（川口 晃君）

いいですか。

続きまして、職員の構成に話を移します。正規職員の男女比は、男性が112名、女性が103名、男性が若干多いことになっています。嘱託職員では、男性が18名、女性が52名、臨時職員では男女の把握はされていませんが、多分圧倒的に女性の数が多いんじゃないかと思います。こうして数字で追求していきますと、粕屋町の役場は非正規職員と女性の力で機能してると考えても誰も反論できないのではないのでしょうか。年齢と正規、非正規の関係の資料がないので、断定的なことは言えないんですが、多分年齢の若い層に非正規職員が多いのではないかと推察いたします。

平成26年度保育所嘱託臨時職員雇用一覧表というものを、また臨時職員雇用状況抜粋というのを資料としてこういうふうにいただいております。全員でこれは167名分ですが、この非正規職員の多くは若い女性たちです。これは、重大な人権問題だと私は考えます。これは、決して全体が因町長とか、粕屋町の職員さんの責任だということでは思っておりません。この大半は、国の政治のあり方にあると私は思っております。

非正規職員の社会保険は、次に移って社会保険はどうなっていますかという項に移ります。

この記事によりますと、さっきの記事なんですけど、意に反する雇いどめ、通勤費、有給休暇、その他がありますが、保険関係については詳細にはありませんので、質問いたします。

嘱託や臨時職員の勤務条件を見ますと、非常に煩雑でわかりにくいです。大体正規と近い人たちの保険状態を聞きたいんですが、例えば配膳員が9時半から15時半まで働いています。1日7時間勤務というふうにあります。教育委員会では、19人の少人数指導員がいますが、その人たちの勤務時間は6時間45分となっています。これらの人たちはどういうふうになっているのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総務部長からお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

社会保険の種類も多数ございます。健康保険や厚生年金、それから労働保険などを指すものではないかろうかと思えます。粕屋町においては、嘱託、臨時職は加入要件に該当する労働条件であれば、全員加入していただいております。

初めに、健康保険、厚生年金についてでございますが、フルタイムで勤務し、2カ月以上継続して雇用する場合や、フルタイムでなくても労働日数と労働時間が正規職員の4分の3以上の方が要件となっております。嘱託職員、臨時職員のうち、現在140名が加入されております。毎日7時間労働であれば、これに該当するものというふうに考えております。

また、労働保険であります。これは雇用保険と労災保険から成り立っております。雇用保険、いわゆる失業保険の加入率は1カ月以上勤務かつ1週間以内に20時間以上勤務していることとなっております。流動的ではありますが、現在190名から200名が加入しております。

それから、労災保険につきましては、これはいろいろあります。役場庁舎外で勤務する臨時職員及び庁舎外の1年目の通常の嘱託職員が対象となっております。そこで、労災保険の加入の対象にならない庁舎内で勤務する嘱託、臨時職員の労災の補償でございますけれども、臨時職員及び1年目の常勤の嘱託職員、2年目以降の非常勤の嘱託職員につきましては、町村会の非常勤職員の公務災害補償保険、こういうものに参加しております。それから、2年目以降の常勤の嘱託職員は、私ども一般職と同じ地方公務員公務災害補償基金へ移行、加入する形となっております。労災補償につきましては、勤務形態、勤務年数によって加入する保険が違いますけれども、全員が加入をしております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私はもっと悪いのかなと思ってましたけど、かなりいい制度となっておりますので、少しは安心しております。

それでは、次に移ります。

非正規職員の正規化についてです。非正規を正規化とするという制度がありますかということなんですが、私は大学にいるとき、当時は非常勤職員、定員外職員と呼ばれる職員がいました。8月30日と31日の2日間が雇いどめとなり、4月1日からまた契約されて働くことになるんです。これは、日々雇用制度とか何かという職員でした。この2日間が物凄い意味を持つのです。共済に入れない、雇用保険はない、退職金はない、有給は少々、ひどい状態でした。私は、この非常勤職員の定員

化の担当を組合から依頼されました。5年間ほどしました。この間、雇用体系の矛盾を嫌というほど感じました。交渉や折衝のとき、私たちも大学側もため息をつくほどで、頭をすり合わせていろいろ話してたんですが、もう当局もひどく頭を抱えていました。幸い、これは全国的な運動で、私の大学では5名の定員化、私の学部では2名の定員化をすることができました。その後は、パートとかアルバイトが出現して、もう仕事内容が煩雑になっていきました。

この非正規職員の多くは、女性です。言葉は悪いようですが、女性労働者の使い捨てのように感じるのです。必要な仕事をしているのですから、本来正規の職員として採用しなければならないはずです。3年雇用制度があったり、また10年、20年勤めている人もいました。定員であれば、退職金だけでも1,000万円ぐらいはもらえると思います。非正規だともられません。定員と同等の仕事をしていても、いや、それ以上の仕事をして、非正規だということで賃金は安く、待遇は低く抑えられます。まさに使い捨てです。粕屋町の役場の実態はどうでしょうか。勤続年数の長い人は最高何年ぐらいで、何人ぐらいいらっしゃるでしょうか。お答えをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これも総務部長からお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

正確な数字については把握はしておりませんが、嘱託職員で10年を超える者もいるように聞いております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。

今回、私がこういう質問するのは初めてでしょうから、今後考えていただきたいというふうに思いますが、能力のある人、正職と同等、またはそれ以上の仕事をしている非正規の職員を正規の職員として採用することはあってもいいのではないかと思います。過去には、粕屋町でも採用したと聞いております。昨年ですが、宇美町では数名の人を正規化したと聞いています。偶然ですけども、私の知った人が正規化されました。

因町長、そういう採用の制度は、粕屋町にありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

そういった採用制度はございません。ただ、一般の職員採用とあわせてその年齢とか条件に合う方は、どんどん受験してもらえば成績によつての採用はみんな平等での見方でやります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。

私の大学では、そういう雇用の長い人たちについては、大学で独自の採用試験をやつて、一般教養採用試験ですよ、一般の試験をやりました。それで、受かった人については面接なんかをして、そしてこの人かと思う人を採用していくというふうにとりあえずやつたという経験があります。将来のこととして考えていただきたいなと思います。

じゃあ、どんどん時間が迫ってきますので、将来の市制を考えていく中で必要な部署や職種を準備していく上での採用はできないかということです。

現在の粕屋町の人口は4万5,000人、市制をとるには5万人以上だと聞いております市制に移行するとすると、いろいろな機関とか部署とか職種とかが必要になるというふうに聞いておりますが、どういうふうな機関、部署、職種なんかが必要なのでしょう。質問しますので、回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

詳しい内容につきましては、総務部長からご説明いたしますけども、まず福祉事務所等が必要になります。あと、いろんな条件はありますけども、そのほかの条件は、あと人口だけが満たってないということでございまして、粕屋町はほかの条件は全てそろっております。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

市制につきましては、国勢調査人口が5万人を超えるということが要件になっております。今後の人口動態を見ながら、市制を引くことに伴いまして新たに生じる

事務内容や、それに伴う庁舎の増築等、課題などを総合的な見地で準備を進める必要があると思います。市制になりますと、今おっしゃいましたとおり、当然職員数も増えてくることにはなりますが、必要な職種、人員等の検討は、その準備の中で進めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私は、保健所が必要になるのか聞いていたんですが、保健所は対象にならないんですか。

◎総務部長（八尋悟郎君）

保健所は、必置要件ではございません。社会福祉事務所は必要になりますけど。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎2番（川口 晃君）

必須条件だったらこれは言おうと思ったんですが、例えば役場内の介護福祉課とか健康センター等に勤めている嘱託の臨時の人とか、嘱託の職員さんとか臨時の職員さんでは保健所ができれば、資格を持っておれば保健所の職員になるとかという、そういう措置も可能かなというふうに思いまして質問いたしました。これらの人が即戦力として直ちに働けるのではないかというふうに思っております。

それでは、次の項目に移って、時間がないので教育問題について移っていきます。

私は、昨年9月に議会で教育委員会の制度が大きく変わること、また教科書選定問題について質問いたしました。今回は、具体的に新しい教科書をつくる会から生まれた扶桑社、そういう会社がつくった新しい教科書から話を進めたいと思います。

原本を私持たないんですが、写真だけはありますので、こういう教科書です。新しくまた改訂されてると思います。この教科書は、太平洋戦争について日本政府はこの戦争を大東亜戦争と命名した。日本の戦争目的は自存自衛とアジアを欧米の支配から解放し、大東亜共栄圏を建設することであると宣言した。後ずっと続いて、そういうふうな記述をしております。真珠湾攻撃から沖縄戦に至る項で、全体にわたって、つまりは日本政府の命名した大東亜戦争の呼び名のほうがこの戦争の性格を正しく表現しているという価値判断で使用しているのです。これは、この教科書の執筆者たちがあの戦争、太平洋戦争について、日本の自存自衛のための戦争だった、またアジア諸国の解放が戦争の目的だったという見方に立っているからです。

しかし、戦争目的の一つとして、一番よく使われた八紘一宇というスローガンについては一言も述べていません。八紘一宇というのは、天皇を中心とした国家をつかっていくというスローガンなのですが、全く沈黙しております。こんな時代錯誤の教科書の使用は絶対にあってはならないというふうに思います。

日本国憲法は、さきの戦争が非常に誤りであったことから、二度とこうした誤りを犯してはならないと前文でも、9条でも、戦争の放棄を掲げたのです。村山談話も河野談話も、この路線を引き継いでいるのです。中学生社会科、歴史の教科書について、9月の私の質問に対して大塚教育長は、粕屋町教育委員会としましては南京事件については被害者の数についてはさまざまな調査や研究が行われていますが、きちっと客観的に南京事件はあったよ、しかし被害者はまだ研究中だということが書いてございますと回答されました。ことし7月から教科書の選定作業が行われますが、社会科、歴史教科書につきましては、従来どおりの第二次世界大戦については加害と被害の実態を客観的に伝えて、二度と戦争は起こしてはいけないんだという主張をしている教科書を選定していただきたいのですが、どうでしょうか。教育長、回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

川口議員のご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃいましたように、さきの9月にも教科書問題に触れたと思いますが、教科書の検定基準っていうのがございまして、読ませていただきますと、政治や宗教の扱いは、教育基本法の規定に照らして適切かつ公平であり、特定の政党や宗派、またその思議や心情に偏っていたり、それらを非難したりするところがないことということに検定基準ありますので、今川口議員がおっしゃられましたような政治的な偏りの表現はありません。今議員おっしゃったそれは、教科書本でしょうか、検定済み。

それは教科書じゃないですね。検定する前の分ではないでしょうか。だから、検定基準がありまして、それに合致しない場合は、それは挿絵でしょうか。だから、文章が今のような検定基準に沿ってない場合は検定合格になりませんので、教科書として採用されません。その教科書が4社、5社あります。その中でさらに糟屋地区では3社を選び、それを採択をする、そういう仕組みになっております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。

私が常々思っていることですが、歴史の教育は古代とか中世とかで時間をとられ、現代史を教える時間が少ないと感じています。近現代史を正確に教えて、つまりさきの第二次世界大戦でアジアの諸国民にどれだけの被害を与えたのか。そして、日本国民もどれだけの被害をこうむったのかを正確に教えるのが21世紀のアジア諸国との有効な関係をつくる上で、絶対に必要なことではないかと思っています。私も青年団の当時、福岡県の事務局長から監事をして長い間やって、外国の青年との友好関係を結ぶためにいろいろな行事を行いました。アメリカ、ヨーロッパと仲よくすることももちろん大事です。ヨーロッパにも私も行きましたし、アメリカも行きましたし、ヨーロッパに数十人、200名ぐらいの派遣もしました。そのことはもちろん大事です。しかし、すぐ隣の国、韓国や中国、東南アジアの人々と仲よくすることはもっと大事なことはないでしょうか。教育長、お考えをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

町の範囲でどうぞ。

◎教育長（大塚 豊君）

川口議員のおっしゃるとおりだと思います。憲法に書いてございますように、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重等々、憲法が大もとになっておりますので、それをもとに教育も行われるべきであるし、教育で使われる教科書もそれによって採択をされるべきだと思っております。

ただ、今生々しい現実の問題として、それを教科書に載せるかというのは、非常に危険性を伴うわけでございます。韓国と中国とどうつき合っていくかを教科書に載せるというのは、右寄りの人もおるし、左寄りの人もおるし、教育は中立でなければなりませんので、非常に大きな問題でありますので、そういった生の問題は載せにくいということになっております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それは十分わかっております。

それで、ヨーロッパのほうでは、ドイツとかポーランドとか、関係するいろいろなひどい目に遭った国と加害者の国がすり寄って、同じような教科書をつくって連帯できるような教科書を今つくりつつある。日本も、韓国と歴史学者の中で話し合いを進めて、どういう教科書をつくろうかということは今、話し合いでつくっていくというふうにしているそうです。この流れは、もうとめられないと思います。

そうすると、ここが三国間の摩擦とか、いろいろもうすり減ってくるんじゃないかと思しますので、教育長、将来何かありましたらご意見をいろいろ出してください。

◎議長（進藤啓一君）

質問の内容はわかりましたか。

◎2番（川口 晃君）

いいです、いいです。

続けます。次は、道徳教育についてに移ります。

報道によりますと、2月25日の中央審議会の総会で、新会長に三井住友銀行会長の北山禎介氏が選出されました。そして、反対に今回中教審の委員から、労働組合の委員が排除されました。北山氏は、経済同友会で教育改革委員長を務め、これは大学に関することをやったんですが、学長の権限強化など、大学の自治、学問の自由を侵害する提言をしました。これは、私よく知ってます。学長に権限を集中していく、予算も人事もです。これからの日本の教育がどの方向に向かっていくのかを象徴的にあらわしているのではないかというふうに思います。

この観点から考えるとき、来年度から小・中学校に取り入れる、教科として取り入れられるのかどうかちょっとわかりませんが、不安を感じております。私は、文部省が出しているこれですね、心のノート。それから、今度出版されたんですが、私たちの道徳とかという、これが1、2年生、小学3、4年生、中学生というふうに出されてる。これをちょっと勉強のために取り寄せたんですけど、そしてこれは、まだこれ教科としてなってるんですかね。そのことをちょっと教育長に質問します。教科として採用されてるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

道徳の目標ははっきりしていますけれども、教科書はありません。教える内容もありません。ですから、特別の教科というふうに名前が出ていますね。今度、このたび文科省が用意しているのは、道徳をもう少し徹底させようということで副読本を出そうとしている。教科、準特別の教科というふうに位置づけていこうという意向があるようでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

そうすると、まだ道徳の教科化っていうことにはなっていないわけですか。

◎教育長（大塚 豊君）

はい。

◎2番（川口 晃君）

そうですね。

私が中学3年生のときでしたか、ちょっと大塚先生は同期ですから、いろいろ思い出してください。道徳教育が始まるということになりました。今の中央小学校のところに新館が立って、実質的に大川中学校と仲原中学校が合併して、入った年でした。今はもう私の担任は亡くなってしまわれたんですけども、当時の担任の先生のところにクラスの数人で道徳教育って何をするんですかと尋ねに行きました。担任の先生は、なんなんなんするなっていうこったいというふうにして言われました。もうそのしぐさがおかしかったんで、先生も含めて皆で笑ったんですけど、しかしそのときは道徳教育というのはありませんでした。高校3年生のときでしたか、中央教育審議会が後期中等教育に対して、期待される人間像という答申を出しました。有名な言葉、国を愛し、天皇を愛する人間像。まるで戦前の亡霊を呼び覚ましたような人間像です。これに対して学生運動が活発になり、教育系大学を中心に集会や全国的な統一行動や、授業放棄やストライキが組まれていきました。この後すぐに、ベトナム戦争反対とか70年安保と相まって大規模な学生運動に発展し、期待される人間像は色あせて消えてしまいました。

文部省が出す道徳教育には、国民の根強い抵抗、草の根の抵抗があります。大塚教育長は私と同期ですから、これらの流れはよくご存じだと思います。そこで、お伺いしたいのは、今学校で進められてないんですね、特定の教育。今特定の教育として道徳教育があるんですが、それが求めている人間像とは、一言で言うとういうふうな人間像でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

少しお話をさせていただきたいと思いますが、これが今使ってる道徳の副読本というやつです、教科書ではありません。文科省が出してる副読本ですね。これの中にノートの書き込み用がありますが、これは5、6年生用です。今川口議員がおっしゃるように、道徳教育の捉え方には非常に大きな問題がございまして、東日本大震災のときには、あんな未曾有の大震災にあつて日本人はすばらしいと、暴動一つ起こらない、コンビニでざっと行列で並んでいる。地下鉄でもきちっと通る人を通すと、日本人はすばらしいという世界的な評価をいただきましたが、平成23年の大津市の中学1年生いじめ自殺事件では悲惨な事件がございました。それから、先月

の川崎市でございましたですかね、中学1年生が悲惨な殺され方をしている。これでは、私たち国民の一人として道徳教育をもう少し徹底して、何とか1つの命を救えなかったのかと深く今反省をしているところですが、国のほうでも新しい道徳のあり方について、地域によっていろいろやり方が違うわけで、今言わせていただきましたように、教科書がない、ノートがない、週に1時間道徳の時間が時間割にあるだけで、ある地域ではそれが修学旅行の計画に使われたり、練習問題に使われたりして、実際に痕跡がない地域もあるわけですね。かといって、今言ったように副読本を早目から取り寄せて、これを使って道徳の時間をする学校もあるということで、それじゃいかんということで文科省はもう少し道徳をきちっとしようということが中央審議会で語られたと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私が期待するような具体的な人間像ということではありませんが、中身は少しはわかりますが、次に行きます。

人を殺してはいけないと誰もが思っている。日本国中では、毎日毎日テレビやラジオなどで強盗や殺人の報道がされない日はない。ここ数日、1週間ぐらいですかね、あの川崎の事件で生徒が殺されました。その報道で日本中が悲しみに暮れています。この少年を殺害したとして、3人の少年も逮捕されました。家庭の人も非常に悲しんであることだというふうに思います。しかし、学校で受ける授業と実社会の非常な落差、これを子どもたちは感じないでしょうか。今の社会を少年たちはどう見ているのでしょうか。何か調査した資料があれば教えてください。教育長、何かありますか。そういう、マスコミじゃなくて、こういう社会のことと学校で教えることの。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

数値的な調査はしておりませんが、やっぱり今感じますことは、学校教育と家庭教育と地域の教育力、これが一体とならないと健全育成が図られないということを考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

犯罪の多くは、貧困から発生するということは、社会学では常識のことです。新

聞記者は、新聞の1面と社会記事が載る3面を関連づけて理解するように教育されるそうです。つまり、政治の反映が社会面だということです。一部の人や一部の企業に富が集中するような格差社会そのもの、公平に富が分配されるような社会、また社会全体を普通に働けば普通の生活ができるというような平穏な社会にしなくては、道德教育だけでは犯罪は消せるものではないというふうに思います。私は、道德教育を一般的に否定するものではありませんし、じゃあ何を基本に道德教育をしていくのが重要ではないかと思います。

日本国憲法の主語は国民です。第97条でこの憲法が日本国民に保障する基本的人権は、それからずっと書いてあって、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものであるとして特権を与え、国民全員が平和に幸福に、個人として尊重されて生きていく権利を、これを基本的人権と書かれてるんですが、等しく公平に与えています。教育の目的は、教育基本法が定めていますように人格の完成だと思っています。道德教育も、これを外してはいけないと思います。主人公はあくまで国民であって、国家ではありません。私が一番心配しているのは、戦前のように親を非国民とののしるような修身教育、それは絶対にだめだと思っています。

この教科書の一番最後のほうに、教科書じゃないんですね、この本ですね。この本に、日本人の自覚を持ち、世界に貢献するとあります。国家を進める人間像はここにあるのかなというふうに私は勘ぐりたくなるんですけども、大塚教育長にここでお伺いしますが、道德教育の中心的な課題、中心的なもの。それぞれいろいろな徳目があると思いますが、核となる徳目は何でしょうか。なかなか難しいですけども、お互い教育関係をしてるから、話してください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

私が今感じておりますことは、道徳的な規範意識の中にたくさん項目はございますけれども、小さいときには基本的な生活習慣、これが一番大事だと思っております。したがって、幼稚園とか入園式、小学校1年生の入学式等には、保護者の方々に基本的な生活習慣、早寝、早起き、朝ごはんという言葉で表現して、ご協力をお願いしておるところでございます。また、学生、小学生、中学生、青年期になりますと、地域、家庭、学校、一緒になって、していいことと悪いこと、これ規範意識と申しますが、これをはっきり教える。していけないことは絶対にしてはいけない。中には、やっぱり保護者の方の中にはこれが少し甘い人、学校の先生も甘い人がおるわけですね。先生に見つからんごとたばこ吸えって言ったろうがっていう

人がおられるわけですね。たばこ吸ってはいけません、小学生、中学生が、そういうこと。それから、子どもたちにとりましては自尊感情、あなたは将来社会に役に立つと思いますかと言ったら、よし、頑張るぞって頑張るわけですが、日本の子どもたちはその自尊感情が非常に世界に比べて弱いとされています。そういったところが課題じゃないでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

最後に、道徳教育は内心の自由との関係でどう捉えたらいいのかということについて質問いたします。

内心の自由、良心の自由、そして思想の自由、心の中ではどんなことを考えても自由で、例えばあの人にくい、殺したいほどにくいと思っても、実際に行動しなければ、それは犯罪とはなりません。人権教育の中では、権力が行う弾圧や差別政策、これには私たちは反道徳的だと断固として抗議の運動をしなければなりません。しかし、恋愛や結婚の問題、隣人間のもめごとから起因する嫌がらせなど、私たちの世俗の中では非常に難しい問題がいろいろあります。何が原因でだめになったのか、当事者がどう考えてだめになったのか。あるいは、他の要因があるのかもしれないし、心の中には入り込めません。戦前の道徳教育、修身ですが、それは天皇が中心でしたから、天皇は神ですから、侵してはいけないという道徳教育が中心です。教育勅語が典型的だと思います。軍紀なども内心の自由や良心の自由、思想の自由を許しませんでした。

今度出された、今度教科化されようとする道徳教育の目標からいって、きょうの新聞では学習指導要領がもうそろそろ出てくるちゅう話でしたね。内心の自由との関係ではどのような表現になっているか、大塚先生のほうから回答ができるようなことがあれば、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

内心の自由という表現はまだ見ておりませんが、予定としては、文科省は3月末日に新しい新指導要領を告示するというので2018年から小学校、2019年から新しい指導要領に基づいた教育課程が編成されるという予定で進んでいるというように聞いております。

今川口議員がおっしゃるようなこと、宗教の自由とか表現の自由とか、そういったことはもちろん憲法で保障されておりますので大事なことだと思いますが、義務

教育ではその基礎となることを培うわけですから、さっき言いましたように、していいことと悪いことはわかりますので、人が迷惑するようなこと、基本的なことを道徳教育で道徳的実践力を培うように育てていくことが大事だと考えていますので、大人になったからそれどっち表現しようか、どんな考えにしようかというのは自由ですけれども、小学校、中学校では、国民の基礎となることを培うことが大事だと考えています。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

まだ私も道徳教育については勉強中だし、まだはっきりした指針が出されておられませんので、後日改めて質問したいと思います。

まだ時間は少々ありますが、一応これで終わりたいと思います。

（2番 川口 晃君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

4番太田健策議員。

（4番 太田健策君 登壇）

◎4番（太田健策君）

議席番号4番太田健策です。通告書に従いまして質問をさせていただきます。

私は、給食センターの問題についてずっと質問をいたしてきました。特に、解体撤去費については、ずっと質問をしてきました。12月議会で採決はされましたけど、その間、その後に町民の方からメール、電話、手紙等をいただきまして、まだ不明朗な面があるということで、ぜひその辺を追求してくださいというようなお願いがあつとりますので、給食センターについての質問をいたします。

1番に、解体撤去費が間違いであったと報告されましたが、誰が大体いつ、この間違いを見つけられたのか。たしか、私には資料がないということで報告をされておりましたけど、どういう形でこの間違いを見つけられたのか、その辺の報告をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまのご質問にお答えします。

間違いであったと報告されたとございますが、間違いであったというようなことを申したことはございません。粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業をPFI事業として、総合評価一般競争入札方式で実施する場合は入札公告が必要となります

が、その際に入札説明書内に示しております入札予定価格の目安の一部として解体撤去費を見込んでおります。一般競争入札の場合は、その解体撤去費の金額と実際に落札された金額だけを比べ、結果的にその部分だけを見れば見込み誤りでないかと言われれば、そう言えなくもないかもしれませんということで申し上げました。これは、総務常任委員会の質問事項の中での回答で、一般競争入札においては、その設計金額と解体撤去費用の設計金額と落札金額、この差が大きいということでご質問がございましたので、一般競争入札であればそう言えるかもしれませんというふうにお答えいたしました。誤解があるようでございますが、総合評価一般競争入札方式の場合は、標準的な設計、施工方法に基づき、最も安い価格で入札した業者を落札者とします従来の入札方式とは異なりまして、企画提案による入札になりますので、より技術力の高い業者が落札者となるような……。

◎ 4 番（太田健策君）

時間のむだだ、そんなものは何遍も聞いても。

◎ 議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎ 4 番（太田健策君）

その間違いであったということが言っていないということであれば、常任委員会、全協の議事録があるかと思いますが、それを見ていただければはっきり言われた記録が残っておると思います。ぜひともその辺があるなら、ぜひ出していただきたいと思います。

議長、議事録あると思いますよ。間違いであったと言われる議事録あるけえ、議事録あるなら出してくださいよ。そんなもん、あれやったら暫時休憩してよございますよ。

◎ 議長（進藤啓一君）

議会のほうに質問ですか。

◎ 4 番（太田健策君）

いや、議会でもどちらでも。

◎ 議長（進藤啓一君）

事務局長からお答えします。

◎ 議会事務局長（青木繁信君）

今、議事録といいますと、全員協議会の議事録だと思いますが、テープでは、メモリーでは残っております。活字は残っておりません。

◎ 議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎ 4 番（太田健策君）

活字で残らんというて、メモリーだけやったら何のためにとってあるとですか、それは。

◎議長（進藤啓一君）

議会の関係でございますから、後からお越しになれば十分説明させていただきます。

太田議員。

◎ 4 番（太田健策君）

それで、私とその問題を追求しておるときに、教育委員会のほうから9月24日に解体撤去費用についてっちゅうことが、資料をいただきました。この資料は、そうすると何で私に渡されたんですかね、これ。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

答弁の途中になりましたけども、総合評価方式で入札にかける場合は、予定価格、これいろんな項目がございますが、その合計の価格で落札者決定基準に基づいて30%を価格点として数値化するわけでございます。それで、各項目別に議員の皆様にはご説明いたしました。

◎ 4 番（太田健策君）

あなた私の質問に答えてない、これを何であなたが私に資料つくってやったのか説明しなさいと言うとるんですよ。やる必要なかったでしょう、これほんなら。それを聞きようだけで……。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員、ちょっと聞いてください。

どうぞ。なるべく簡略にお願いします。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

議員の皆様には、項目別に説明していただきたいというご要望がございましたので、項目別に解体撤去費用は、従来、従前の平均と10%の労働の上昇率を掛けてそうになりましたという説明をいたしたわけです。基本的に、入札は予定価格は、トータルですね。トータルで企画提案書によって業者が落札するものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎ 4 番（太田健策君）

トータルっちゅうのは、それぞれに出して合計がトータルですね。中身がわけわ

からんでトータルは出らんはずですよ。そのトータルとこの資料とが、ほんなら何の関係があったんですかね、これ。これは平成24年度PFI導入可能性調査時予定価格という、これ2,640万円になっとうでしょう。ほいで、精査されて7,392万9,000円になって、これを25年度入札したら5,712万6,375円ということであたからもらったんですよ、これ。何でこんな、私にやったんですか。何でやったのか、やる必要なかったでしょう、ほんならこんなもんつくって。

町長、知ってあります、今度のこと。偽装やないとですか、ほんならこれ。ほんで、ここにも書いてある、大体本当の精査時の金額は6,720万7,500円って書いちゃあるんですよ。これの8掛けで85%で5,712万6,375円になりますという資料を私にやっとなるですよ。何のためにやったんですか、これ。

◎議長（進藤啓一君）

関次長、何のために渡したかという質問ですから、それだけお答えになられたらいいと思います。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

太田議員のほうから、その詳細な根拠となる数値を示せということでございましたので、コンサルのほうで積算した解体撤去費用に関する資料を渡しました。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

その前に、これやらっしゃあ前に、おたくたちから資料もろうた分に解体撤去費用は、削減できないと書いてあるんですよ。それと、ここでも削減しとるじゃないですか、また85%に。この金額が6,720万7,500円が削減できないちゅう金額やったら、削減したらいかんでしょう。これはあなたたちがつくらせたものでしょう、業者に、コンサルに。それが削減できないって書いちゃあるところをここでも削減して、私にやった資料で。ほんで、その後間違いであったと言うとって、また削減しとる。どこまで、どれがほんなものかわからんじゃないですか、それでは。もう採決されたけん、それで通ったとあなたは思うちやるかもしれません。これは、あなた私に答えよっちゃあないとよ。町民に答えようですよ、皆さん町民に。町民がどげえなっとうかと思うてあることを私は言いよるとですよ。町民に答えようですよ、あなた。私だけに答えよっちゃあないとよ。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

削減できないというようなことは、ちょっとVFMを皆様にご説明するときに、

解体撤去費用はVFMを算出するのに削減効果がないということで100%、従来方式であってもPFI方式であっても100%で試算しておりますというような意味合いで削減できないと説明したわけでございます。あと、建設費とかは、PFIですると15%の削減率があるから85%になりますよという、その中の削減率を説明したわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

あなたたちが、あなたがこの資料をやったとに、そう書いてあるんですよ。削減は見込まないっていうことやったら、何でここを早く訂正して、そしてこれを出さるのですか、これを。そうでしょう。それは出さんずく、ここは変更せんずく、これを出して。これ私、こんなもんつくられてやられて、町長、どう解釈したらいいですか、皆さんたち。ごまかされたとしか言いようがないでしょう、これでは。そんな、この議会って、私も議会に初めて出ましたけど、議会ってこんなもんかなと思うて、もうあきれました。こういうことがやっぱりあってはいかんちゃんないですかね。私がうそを言いようごたあ、町民の皆さんに。私は何もうそ言うたらんですよ。こんなもんにもびしゃつとあんた書いてあるから、何でここを訂正せんのですか。順序として、こう書いとりましたけど、この辺は訂正させていただきます、単体工事であり削減は見込まないとあったばってん、そうじゃなくて間違いでしたと、ここを間違いと言やあ、何のことなかった、これ出したっちゃあ。これはこのまましとって。

議長、どうしますかね、これね。私は立場として、こんな私がうそを言うたのか、町からうそつかれたのか、どっちかがどうもわからんじゃあ、引きようがないでしょう、これ。間違いがあったということも今テープ出して、録音して、はっきりするまでちょっと休憩しましょうか、なら。

◎議長（進藤啓一君）

いえいえ、一般質問でございますから、太田議員が疑問に思われたことを質問されて、町のほうから答えるのが一般質問でございますから、一般質問に休憩はございません。質問を続けてください。

どうぞ。

◎4番（太田健策君）

いやいや、私がやっとなる質問にちゃんと答えが出てきとらん、順序からして削減は見込まないと書いてあって、削減はした。そうでしょう、削減しましたよ。そして、また次には12月26日の町臨時総務委員会の資料で4,500万円がどこに行ったの

かということで追求されたときには、また変わっとるんですよ、これ。2,847万円、また金額変わって出てきとるんですよ。

ねえ、議長、どげしたらいいんですかね。私は。

◎議長（進藤啓一君）

いやいや、ですから、私が答えることではございませんから。

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

太田議員に大変ご迷惑をかけておりますが、従来型の建物を建てる、給食センターを建てる従来方式と違って、PFI事業というのはそこら辺が入札の仕方、選定の仕方が違いますので、その辺は次長が説明、ちょっとうまくありませんけども、理解をしていただきますようによろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

大塚教育長も、そういうことであつたら、早くから私言うたでしょう、これ間違いじゃないですかということ。2,640万7,300円になったのは間違いじゃないですかと、私早うから、一番からずつと言うて、あなたそうじゃないと、内部の撤去が、何やらが見ておりましたけど、そういうところが落ちとりましたとかというて言われたんですよ。何で早く気をつかれて、間違いであつたということ、訂正するところはどんどん訂正して、筋書ききちんとつくってくれば、反対される余地がないようにつくってこないかとやないですか、本当は。筋道間違うとりますよ、これ。引きようがないんですよ、私は。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

お言葉を返すようでございますが、太田議員が教育長室に来られて、これはどうなつとるか説明せろということで、PFI事業というのは従来型と違いますので、聞いてくださいとお願いしましたけども、もうよかということで聞いていただけませんで退出されました。非常に残念ですが、私も言葉が下手で十分PFI事業を太田議員に説明、理解、納得させることができない、残念に思っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

次に行きます。

2番目に、解体撤去費で昨年、26年12月16日の総務常任委員会の資料で、解体撤去費で削減できた金額は調理設備、備品等で削減できた金額も含め、施設整備費に充てられていますということで報告があつとりますね。その施設整備が従来方式では14億7,279円、それとこれをPFIでつくと12億5,187円、今度は16億2,803円に増えてきとんですね、この資料で。当初は、教育長もPFIですと安くつくから、従来方式よか安くつくからPFIでしますということやったんですよ。そしたら、これ4億円も高くなつてきとる。4億円も高くなつとるですよ。

それと、この中の、いいですか。調理設備、備品等で削減できたって書いちゃあですね。誰も削減してくれって、これ備品の中から出とらんですもんね。私は勝手につくっちゃあももんね、これは。それと、その4,500万円、解体撤去で浮いた4,500万円を全部足したら4億7,705万6,000円となつて、この3億7,615万円って100万円ぐらいしか残らんのですよ、これ。1,000万円か。そしたら、この備品と調理設備費が1,000万円しかならんのですよ、これ。これじゃできんでしょう、この数字じゃあ。数字っちゅうのは、ぴしっと合わないといかんのじゃないですか、数字は。合わんでいいんですか。数字が合うとれば質問もできませんから、数字が合わんから数字に質問せないかんごとなる。何でこれ施設整備費に充てられたんですか、これ残った削減できた分を。理由は。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほども申しましたが、総合評価方式による一般競争入札ですので、企画提案型になります。あくまでも予定価格は、町がコンサルに出して予定価格、これ以下で企画提案書を提出して競ってくださいというふうなことでございます。それで、太田議員が今おっしゃっておられるのは、予定価格と落札額を項目別ごとに比較したものを指摘していらっしゃると思いますが、本来総合評価方式は、合計額で企画提案書の性能評価が70%ございますが、その価格評価と性能評価を数値化して、合わせて高得点なところを選ぶような入札方式でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

もう何遍言うたっちゃあ、それしか言いしゃらんとやもんね。そしたら、この資料なんていうのは、何のためにつくったのか。資料は、これ皆さん聞いてるんですよ、議員の皆さんはこれ85%でこうなります、こうなりますというようなことを。そのときに、いや、これはうそですから、このとおりにはいきませんからというこ

とは何一つ言うてないですよ。すると、この資料っちゅうのは何のためにつくったかわからんでしょう。資料っちゅうのは、ある程度きちっと合わない、金額まで入っとうとならですよ。合うてこなでしよう。そらPFIやけえ、合わんとやけんっちゅうて、そがなPFIに何で頼みますか、ほんなら。PFIでも何でも、金額がびしゃっと合わないといかんですよ。そら金額がどうちやらこうちやらのPFIに頼むのは、そがなむちゃくちゃなことは通りませんよ、そんなこと。何遍質問したっちゃあ、ごちゃごちゃと、ちゃんとした答えがあるなら出してくださいよ。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

太田議員がおっしゃっておられるのは、予定価格と落札額の項目別の金額の相違をおっしゃっておられるわけで、当然予定価格より落札金額のほうが安くならないと業者失格になりますので、その金額が合致するというようなことはございません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

私は、そんなこと一言も言うてらんですよ。あなたが言いようだけで。そんなこと私一つも言うてないですよ。

そしたら、次に行きますけど、PFIの選定委員会っちゅうのがありますね、選定委員会。その選定委員会には、こういう7,300万円っちゅうのが二千何百万円になったっちゅうことは報告はされとるんですか、これ。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

選定委員会の委員の皆様には、合計額を公表いたしまして、そして数値化しまして業者、グループ名を公表しておりますので、項目別にはお知らせはしておりません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そしたら、項目別には何も言わんとなら、この選定委員やら選定せんだっちゃよかったですしょうが、もう。何の役割果たしたと、これ、この人たち。選定委員の方には、それぞれの名目を出して、これで合計していきますからっていうて、その

金額が正しいか正しくないかを判定してもらいましょう。そうせな、判定する者がおってないでしょう、今度誰も。その人たちが判定したんでしょう、この中身は。その中身がころころ変わつとと、どげんして判定されたんですか。議事録を出してくださいよ、ほんなら。

議長、この選定委員会の議事録を。

◎議長（進藤啓一君）

その選定会議の議事録は、うちのほうでございませぬ。当局のほうですが、どうですか。

どうぞ。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

情報公開条例のほうで申請していただきますと、議事録は出せるようになっております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

次に行きますけど、私がこの件につきまして、情報審査会に審査依頼を出しましたですね。それから、返事が返ってきておりますけど、粕屋町情報公開審査会に異議を申し立てて、そして判断は、付言がついて実施機関において設計業務等、コンサルに委託する場合において、その価格の根拠を求め、文書を作成することが望ましいとこの資料に出とるんですよ、望ましいと審査会のほうから。ということは、資料を当然出さなさいというようなことじゃないんですかね。違いますか。

それと、この審査会にもこの状況を、解体撤去費が間違うとったつちゅうことも報告されたんですか。報告されてないんじゃないですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

情報公開審査会のほうには、一応どういう経過かということで私説明を求められて、経緯を報告いたしました。審査会の委員さんの中には、一応私がコンサルによって内閣府等のガイドラインに沿ってコンサルで予定価格を算出したものを説明し、これは従来の既設の給食センターの撤去あたりを参考に出しておりますという、これ以上はございませぬというような説明をいたしました。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それで、その従来出したことが間違っただけということであつたっちゃあ、それを説明してこれを出していただかんと。当たり前一辺倒に説明したっちゃあ、そのとおりの返事しか返ってこんでしょ。大体、議員の発言っちゃあ、そんな簡単にあなたたちから資料もろうて、これですよ、あれですよと言われて、ああ、そうですかっていう、言わないかんのですかね、議長。

◎議長（進藤啓一君）

いや、私にも、議員さんはそれぞれに発言の権利がありますから、今その権利に基づいて発言なさっておるわけでございますから、その質問について町は答えてください。私がそこでどうのこうのということでもないと思います。

どうぞ。

◎4番（太田健策君）

そしたら、情報審査委員会に、これは資料を要求出せば出してくれるんですね。ほやから、やはり納得のいくように、私にだけやないですよ、これ町民の皆さん方大概知ってあるんですよ、議会報告書も見てありますし。特に、今年は町長選挙でしょう。やはり、そういうこともあるけえ、その辺のことを明快にしてから、不明瞭なままいきよったら、結果的にいい結果出らんぢやないですかね、粕屋町にとって。それを心配するから、こうやって言いよるんですよ。それが何遍も言うばってん、ちゃんとした私が引かれるような答えが一つも返ってきませんもん。納得いく、少しでも納得のいかれるようなふうに資料出してもろうて説明してもろうたら、納得はせないかんとやったでしょうけど、何でもないないないないないちゅうて、資料提出がないって。やはり、そういう議会であつてはいかんやないですかね。今議員さんたちも議会改革ということで一生懸命になってありますけど。

それで、何か町長、ご意見があつたら。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、何かありますか、ご意見。

◎町長（因 清範君）

太田議員のそれぞれの質問については、今までも数回にわたって同じご説明をいたしておるところです。これ以上の説明はないと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員の、先ほど資料とおっしゃってありました。その法に基づいて出していたら、出せる分については出す、公開するちゅうことでございましたから、それに基づいて行動なさってください。

どうぞ。

◎ 4 番（太田健策君）

わかりました。町長がもうそれ以上の弁解はないということですから、先へ行きます。

朝日区の町営住宅について質問させていただきます。

1 番目に、平成25年3月に粕屋町営住宅長寿化計画を作成されていますが、朝日団地は、団地の年限が45年ということになっております。第1団地が平成31年、第2団地が平成33年と34年、第3団地が平成35年と決まっております。実際、この計画に沿っていかれるかとは思いますが、今現在、町のほうで考えてある実際の計画等をお知らせいただけましたら、今この計画が出たことは、朝日区の町営住宅の方、皆さん知っております。それでどうなるのかとはらはらはらされております。やけえ、ある程度の解体します時に住むとことか準備も要りましようけど、どういう考えを持って進められるのか、ちょっと聞かせていただければ。

町長をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長のほうからお答えしますけども、今先ほどもお話ししますように、粕屋町の公共施設の長寿命化等の計画が来年2月にはできます。それに基づいた長寿命化とかを考えていきたいと思っております。あとは、詳しいことは担当部長からお話しします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

平成25年3月に策定いたしました粕屋町営住宅長寿命化計画は、計画期間を平成25年から平成34年とし、町営住宅の長寿命化に関する基本方針を定めています。それによりますと、朝日団地は、1、2、3団地ともに本計画期間は維持管理とし、適時修繕を行う機関と定めております。しかし、朝日団地におきましては、いずれも耐用年限が迫っておりますので、5年後の見直しの際には方向性を決められるよう平成28年度からその準備、検討に入っていく、見直し計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎ 4 番（太田健策君）

そうしますと、結局入居者が出たり入ったりされますね。それについては、いつまで入られたかが対象になるとかならないとかいうようなこともあるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

今のところ、まだその検討はやっておりません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

第1、第3団地は、計画によっては第2団地のところに建てたいという計画になっておりますから、第1、第3はずっと新しくできるまで住んどかれましょうけど、第2団地の方は、やはりそこを崩して出ていかないかんっちゃうことに、今の計画はなっております。その場合は、第2団地の方というのは、仮設の住宅に住まわせていただくのか、また借家を借りて、またその間移動せないかんのかっちゃうのは、まだ出ておりませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

そういう時期になりますと、お知らせをして適正な対応をしていきたいと思いません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

対応していただくのはありがたいですが、なかなか人材が町営住宅の方、お年寄り、貧しい方といいますが、女の方とかというのが多くて、その間代表になって話し合いをする方がなかなかおられないんじゃないかなと思われま。そういう場合は、何か区のほうで委員会をつくるとか、区とまた町営住宅とはちょっと管理が、管理人おられますけど、当番制でただ名前がつけ出されとうというだけであるもんですから、ぜひその場合についちゃあ、やっぱりしかつと話ができる方がおられないと、町との話し合いもうまくいかんちゃんないかなと心配されておりますが、その辺はどういうふうか、考えありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、朝日区の区内の問題でございますから、もちろん行政区長さんもそうならば入っていただきますし、それに適した方々を区のほうで選択いただきますし、また管理の方もいらっしゃいます。入居者の方もいらっしゃいます。そういった方々とゆっくりと準備期間を結構長く置いて、ゆっくりとした時間の中で協議をさせていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それでは、2番目の質問に入らせていただきますけど、朝日区の集会場が3団地のどこに建っておりますけど、これも3団地と時期的には一緒と、建て替え時期は一緒になると思いますけど、この集会所につきましては、町としては長寿化計画には入っておりませんやったので、またどういうお考えを持ってあるんでしょうかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

集会所の件につきましては、私が町長になりまして、質問者のほうから、ちょうどまだ区長をしてあったと思うんですけども、水害に21水（平成21年度 水害）で、床が床上浸水をしまして、かなりひどい状況でございました。そういったことから、朝日区で補修するには相当の金がかかる等々のことで前から言ってあったんですけども、なかなか行政が動いてくれなかったということで、町のほうで災害による改修ということでしたところでございます。今もかなり立派になっておりまして、ですからそういった意味では、同じ団地の改修と合わせるといのは、ちょっと別の話かなというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町長もご存じでしょうけど、朝日区ちゅうのは世帯今300世帯ぐらいで、これを建て替えるやらというて町で、区でお金を集めて補助金で建て替えてと言われても、そういう80世帯が町営住宅で、あとは借家が主で、本当に自分の家を持って住んでるのは30世帯か40世帯ぐらい。やはり、建てられるときも、町のほうで町営住宅を建てられると重ねて計画していただいとるもんですから、ぜひともそういうことを考慮していただいて、建て替え計画をぜひとも立てていただければと思っておりますが、これは要望事項です。よろしく願いいたします。

以上で、時間ありますけど、質問を終わらせていただきます。

(4番 太田健策君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて予定しておりました一般質問を終了いたします。

本日の一般質問は5名をもって終了いたします。

よって、明日3日火曜日にも4名の一般質問を実施いたします。時間の都合がつかますればお越しいただくようお願いとお知らせをいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時30分)

平成27年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成27年3月3日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番 議席番号 9番 久我純治 議員
7番 議席番号 5番 福永善之 議員
8番 議席番号 6番 小池弘基 議員
9番 議席番号 12番 山脇秀隆 議員

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町長 因清範	副町長 箱田彰
教育長 大塚豊	総務部長 八尋悟郎
住民福祉部長 水上尚子	都市政策部長 吉武信一
教育委員会次長 関博夫	総務課長 安河内強士
経営政策課長 山本浩	協働のまちづくり課長 安川喜代昭

税務課長	石山裕	収納課管理係主幹	豊福健司
社会教育課長	中小原浩臣	学校教育課長	八尋哲男
健康づくり課長	大石進	給食センター所長	神近秀敏
総合窓口課長	今泉真次	介護福祉課長	吉原郁子
道路環境整備課長	因光臣	子ども未来課長	安河内渉
地域振興課長	安松茂久	都市計画課長	山野勝寛
総務課庶務人事係係長	山田由紀	上下水道課長	中原一雄

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

9番久我純治議員。

(9番 久我純治君 登壇)

◎9番（久我純治君）

おはようございます。議席番号9番久我純治、通告書に従いまして質問します。

まず、その前に平成25年度9月の一般質問において、公共トイレの洋式は思いやりの暖房便座にとの質問でしたが、昨年中に全て暖房便座に変更されたとの報告を受けて、ありがたく思っております。皆さん、冬の冷たい便座とも別れて、利用者としては快適だと思います。ありがとうございました。

本題に入ります。

1問目、総合窓口専任手話通訳者の配置を、2問目、駕与丁公園の管理について、3問目、無認可保育所・保育園の今後についての3問を質問します。

1問目、総合窓口専任手話通訳者の配置について質問します。

粕屋町の窓口は、ワンストップサービスとしてよい窓口と思います。障害者に対する心配りのあるワンストップサービスの窓口が望ましいのではないかと考えます。平成26年9月議会で手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書が、請願者住所、糟屋郡粕屋町大字酒殿1277、氏名、粕屋地区視聴覚障害者協会会長、中川久美男さん、事務局、案浦知恵さんより出されました。紹介者議員として、長議員、太田議員の協力を得て採択されまして、ありがとうございました。

その意見書とは、手話とは日本語を音声でなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う聾啞者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、聾啞学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。2006年、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。

日本政府は、障害者権利条約を批准し、既に成立した改正障害者基本法では、全

ての障害者は可能な限り言語（手話を含む）、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められています。

また、同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学ぶ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた手話の法整備を国として実現しようとする必要があると考えられます。

よって、本会議は政府と国会が下記事項を講ずるように強く求めるものであります。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定するとあります。

確かに粕屋町の窓口は近年とてもよく、ワンストップ機能としてはっきり言って大変重宝がられておりますが、障害者にとってはどうでしょうか。確かに窓口のカウンターには難聴者の方は筆談に応じますと書いてあります。が、私たち健常者が英語で書いてくださいと言われるもののようで、人の前で急に字を書くことがどれだけ大変なものであるかはわからないと思います。

私も、昨年の紹介議員になってから、いろいろと障がい者の人と会ってまいりました。まず、私が高校のとき、学校の隣に豊学校があって、私の不注意でけんかになったことがあります。五十数年後に私自身またこの件で考えさせられるとは本当にびっくりしました。

近隣の町に出向きましたが、古賀市、須恵町、久山、新宮にはありませんが、篠栗には半日ずつ、1週間に1日だけ窓口があります。志免町は、週5日間の委託職員が常駐で専任職員です。宇美町は、週4日の委託職員で一般事務も兼ねてあるそうです。どちらも町内の人たちのみならず、町外の人にも来られるそうです。とても重宝がられるということです。

我が町粕屋町は、社会福祉法人福岡県視聴覚障害者協会と契約してあると聞いております。前もって利用する人が協会に申し込んでおいて、当日協会の人と窓口を訪れるということです。何と時間と労力の要ることです。ワンストップを合い言葉に自慢の窓口と言えるでしょうか。障害者の人たちにこそ、ワンストップの対応が必要だと思います。確かに他町にはないところもありますが、数年後には市制を引こうという町です。また、福岡市に一番近い町であり、町自身で対応できるようにするのがベストだと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私が答弁しようという内容につきましては、全て質問者のほうからおっしゃられました。糟屋郡内、それから近郊の類似団体等を今後調査いたしまして、今よりも改善する方向で検討いたします。よろしくご理解お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

私、いろんな町の人と話したのですが、今後は必ず1町に1カ所ぜひ視聴覚障害者の対応の窓口が必要であるというのをつくづく実感してまいりました。粕屋町は、契約している社会福祉法人福岡県視聴覚連合協会の理念に基づいて全て行われていると思いますが、今スポーツ業界においてもパラリンピックがあるように、聾啞者の人たちにも体育大会があります。第51回福岡県聾啞体育大会は平成26年10月26日、北九州障害者支援スポーツセンターでありました。また、全国聾啞大会も第62回、長野県でありました。63回、平成27年6月11日からは群馬県の前橋であるそうです。平成29年は福岡県で連盟創立70周年記念事業という大規模な行事があるそうですが、このように全国的にみんなが頑張っておられます。福岡市と隣接する粕屋町です。近い将来市制を考えておられる窓口も大切になると思います。今町長からお話聞きました、前向きで検討するというようなことで、私もいろいろ書いておりますが、この質問はこれで終わります。ぜひ前向きに考えて、お願いします。

2問目に移ります。

駕与丁の公園の管理について。

1つ、水鳥橋の今後について。

駕与丁公園は、誰もが知っている我が町の顔とも言える公園です。今から桜祭り、バラ祭り、よさこい祭り、今年は花火大会もあります。誰もが愛する公園ではないでしょうか。私自身、週5日ほどお世話になって利用させてもらってます。しかし、誰もが驚いたことでしょうか、去年の12月6日の朝、水鳥橋の落橋です。いろんな人が言っていることですが、以前から多数の人が一緒に渡ると波打ったようになっていたということです。落橋は、人が通っておらず、けが人が出なかったことは幸いと思っております。

設計事務所は今は倒産しているそうですが、もうすぐ3カ月になります。現在の進捗状況を教えてください。

1つ、原因はわかったのか。2、責任の所在。いつごろ普及するのか。また、工

事に伴う町の負担はどのくらいになるのか、できたら教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私は、諸般の報告の中で概略についてお話しております。詳しいことについては都市政策部長のほうから今の経過について、今後について答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

水鳥橋の事故につきましては、駕与丁公園の利用者を初め町民の皆様にご不自由、ご心配をおかけしておるところでございます。

議会開会時の諸般の報告において町長より申し上げましたとおり、現在は施工業者の協力を得て、今の状況から悪化しないように両側の橋台の固定の作業を終えております。今後は、水鳥橋復旧検討委員会の中で、原因の特定をするための調査や最終的な普及方法について専門的な立場から意見をいただき、復旧を実施してまいりたいと思っております。

なお、委員会の構成は、大学の先生を初め橋梁の有識者の方々に加えて国、県の関係者で10名程度を予定しております。また、委員会の運営補助とか要因を特定するために、調査業務の委託業者の契約準備を進めているところでございます。またその検討委員会の中でこれからどうしようかということ審議しながら、またいつするかという、金額についても今後の検討課題ということでございます。よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今の、まだいつするかわからんとおっしゃいましたけど、もう3カ月たってるんですよね。できたらもう少し委員会を早く結成するかなんかして進めていかんと、駕与丁公園というのは粕屋町の人だけやないんですよ、使ってるのが。私たち、いつも歩いていると必ず聞かれるんですよね。そして、いつできるとなとか、原因は何やったとなとか、私たち専門家やないから答えにくいんですけどね。ただ、今聞くように、いつになるかわからんと言われるよりは、大体は目標を立ててやってもらわんと、それがいつになるかわかりませんじゃあ私たちも返答のしようがないんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

おっしゃるとおりだと思います。これは、吊り床板、つり橋ということになっております。このつり橋は、駕与丁公園のつり橋は歩行者だけのつり橋ですけども、これは道路橋にも使われているところが多うございます。そういったことで、国が中に入ってその検証をしたいというようなことでございます。できるだけその検証も早くいたしまして、それには一定の今の状況の資料をつかって調査検討委員会のほうに提出をして、そしてそれから原因究明をしてもらって、そしてどっちみち水が落水させないことには補修にしても、改修できないということになりますので、10月以降になろうかと思えますね。できるだけ10月以降に工事に着手できるように、調査委員会のほうにもご協力を願って頑張っていきたいと思えます。どうぞよろしくご理解をいただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

さっき言ったように、公園は若い人たちが、あそこは球場のほうから乳母車で渡って、ママ友の4月のデビューらしいんですよ。そんなことやらも要望があって、とにかく今から、さっき言ったようにいろんな祭りありますよね。だから、もうできるだけ、やっぱり粕屋町の顔ですから、ぜひ一日も早く復旧させて。やっぱりみんな言うんですよ、見とってみっともないって。だから、町長はどうのこうの言たって、できんことはできんとわかっておりますけど、ぜひ早急にやってほしいと思えます。

この件の2問目に移ります。

公園内の街路灯、防犯灯の管理のメンテナンスについて。

まず、お聞きしますが、公園の中の街路灯と普通の防犯灯、どのくらいあるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

現在、駕与丁公園内の遊歩道の街路灯は135基でございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今の冬はよくわかるのですが、街灯がついてないところが結構あるんですよ。

そして、先日もおばあちゃんが管理棟のところにうずくまってあったから、どうしとうとって言うたら、電気が真っ暗やったからちゅうことで前の日に電話したら節電だから電球切ってるって言われたらしんですよ。だから、その節電が、何で節電で電源を切らないかんか。全体的やないんですよ、それが。それがちょうど須恵川のほうばかりやったんですよ。だから、須恵のほうの人からは、逆に須恵川のほうばかり切とうとって、私も節電って言うたもんやから、追求があったんですよ。だから、とにかくいろんな人が通るから、節電ちゅうのはどこを考えて節電してあるか、まずそこをちょっとお聞きしたいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

多分それは古の浦のほうのことだと思うんですよ、遊歩道の。節電ということじゃなくて、それは多分雷が落ちて、ちょうど電気がショートしまして落ちたところなんですね。故障してた時期だと思うんです。

今、照明の点灯時間は季節によって異なりますが、朝2時間程度、夕方は夕方から10時までの大体4時間半ぐらいがつくようになっていきます。タイマー式で、明るくなれば消える、暗くなればつくというような形ですね。だから、どこどこを場所的に節電とか、そういうことはしておりません。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今私言いましたように、実際電話した人が節電だから切ってるってはっきり言われたそうですから、今言うように節電ということを聞いてあるんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

今の節電の問いに関しましては、朝夕の時間帯を季節に応じて時間差を設けて、少しでも時間を短くという形の回答をしたものであると思われまます。実際に、今部長が申しましたように朝と夕方の時間帯の時間差を設けるとか、それとか後、日照のセンサーによってつけている部分と自主的にタイマーで操作している部分とございまして、そこら辺の形がございまして。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

それと、今言われたんですが、時間帯でどうのこうの言われるんですけど、冬場はやっぱりちゃんとつけてほしいんですよね、全部を。

それと、どれが故障してどれが正常なとか、わからんとですよ。これは後から言いますけど、ナンバーがついてますよね、ところどころに1本1本。あれが全部消えてるから、なおわからんと。そして、言うてもそれを説明する時間のほうが長くかかるんですよ。だから、その分もまたちょっと考えてほしいんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

ありがとうございます。実際に議員がおっしゃいますように、135基の街路灯につきましては各番号をつけまして管理は実際やっております。今議員がおっしゃいますように、その番号が利用者の方々からのご連絡をいただくたびに見にくいという形の状況になっておりますので、すぐさまそういうところははっきりした対応をやっていきます。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

見にくいじゃなくて、大体全部ついてないんですよね。はげてしまってるんです、あれは全部。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

早急に点検いたしまして、明確になるように、遊歩道を利用してもらってある方に通報がしやすいように明示いたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

それで、ここのメンテナンスはどんなふう管理してあるんですかね。業者に委託してあるんですけど、この前なんか1月の初旬に、10日頃こうして電気が切れてますよって言ったら業者が1カ月ほどかかりますよということやったけど、やっこの前、2カ月以上かかってやっかついたんですけどね。今現在が、前牛小屋があったところが1灯と、ここにおられる大石さんとこの裏のところ、あそこが1灯と、今4灯、それとさっきつけてもらったドームに上がり口の真ん中のところが完

全に消えてるんですよ。ただ、節電と言われたから私も言いようがないから言わんやっただとですけど、どれが故障でどれが節電かわからんやっただから、どんなふうなメンテナンス、業者に任せてあるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

所管の都市計画課長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

電灯の故障につきましては、基本的には私どもの職員の方で定期的には回っておりますけれども、やはり不十分なところにつきましては、今おっしゃいますように利用者のほうから通報を受けたら直ちに対応には当たっておりますが、なかなかすぐ、今日明日という形で交換はできてない状況ではございますけれども、今後はスピーディーな形で対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

さっき言ったように、ある係の人に聞いたら、もう業者の言うとおりに1カ月と言われたら1カ月かかりますという返事なんですよ。だから、もう少しやっぱりスピードを持って。この件で私はシルバーの人とお話したんですけど、せっかくシルバーの人があそこずっといろいろ管理してやっていますよね。できるかできんかわからんけど、シルバーの人ら、ひよっとしたらできるかもわからんという返事いただいたんですが、よかったら点検ぐらい、ついとうかついとらんかだけの話なんですよ、何か委託はできないんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

現在、駕与丁公園のほとんどを議員がおっしゃいますようにシルバー人材センターのほうで管理を一部いただいております。しかしながら、点灯の時間が朝であればちょうど出勤と業務の時間帯と余りあわないところがございますので、そこら辺はできる場所はお願いして対応していきたいというふうに思いますので、これからもよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

出勤時間間に合わんかもわからんけど、もういつも大体5時には来てあるんですよ、シルバーの人は。だから、車でぐるっと回ると多分わかると思うんですよ。だけん、毎日回るんじゃなくていいから10日に1回とか1カ月に1回ぐらい回って、ぜひ早く見つけて。私たちも歩きようけん、いつも言われるんですけど、なるべく私も言わんごとにしよんですけど、やっぱり消えとって言われるのはどうしても言わないかんけん言うんですけど、やっぱり気が気でならんとですよ。私どもは利用させてもらってます、いろんな人が来てます。そうすると、一人だけやないで何人にも説明せないかんもやから、できたらその辺もぜひシルバーの人と話し合っ解決してほしいんですけど。よかったら相談してみてください。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

その点につきましては、できる限り早急に対応ができるような形をつくりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

とにかく故障した分については一日も早くスピーディーに直してもらうように、ぜひお願いします。

3問目の待機児童との関係で、待機児童がなくなるまで認可保育所をつくっていくのかについて質問します。

現在、我が町は9カ所の保育所になりますが、当分は出生率も高く、子どもたちが増えていくのが我が町であります。そのたびに120人、200人くらいの保育所をつくるのですか。また、9カ所の対策も考えていかなくはなりません。その後、町の無認可の活用を考えるようなことはないのでしょうか、町長にお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

法的な問題もございますので、所管の住民福祉部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

無認可保育園、いわゆる届出保育施設につきましては、現在県に届け出を出せば開園できる保育施設です。そういうわけで、町が知らないままいつの間にかできているようなところもあります。

町内には現在9施設ありまして、26年10月時点では町内の園児157名の保育をされています。町の補助といたしましては、粕屋町届出保育施設運営補助金交付要綱及び粕屋町の届出保育施設衛生安全対策補助金交付要綱に基づきまして、町内の居住園児1人当たり年間1万5,000円、保育士の健康診断料として1人最大年間4,200円を保育施設に補助をしております。現在策定中の子ども・子育て支援事業計画においては、乳幼児の保護者を対象としたニーズ調査によりまして、算出した量の見込みに対してその量を確保することになっています。しかし、その確保策の中に届け出保育施設は含まれておりません。したがって、町の計画の中に入れるためには特定地域型保育事業所、事業者等に移行していただく必要があります。町といたしましても、平成26年9月議会において関係条例を整備いたしております。届け出保育所が移行されれば地域型給付を受けることができます。

町の考え方といたしましては、今申し上げましたように無認可の届け出保育所を特定地域型保育事業所のほうに移っていただければと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今、粕屋町は待機児童の考えで今年260名の保育所ができましたよね。そうすると、今までやってあったところが、ひどいところは何か半分ぐらいに減ったところがあるそうなんです。だから、それは行政側という自分たちが勝手にしとんしゃっちょろと言いたくなるのはよくわかるんですけどね。実際は、やっぱり百何十人も預かってもらっているあれから、さっき言われたように粕屋町の居住の子ども、園児に1万5,000円と保育園の先生に4,200円出してますと。これは、認可保育園のと、これは単純にこんな計算できたらいかんとでしようけど、支弁額を人数で割ると、わかば保育園が年間76万2,562円、ヴィラのぞみ愛児園が85万780円、大川保育園が75万7,761円、青葉はるまち保育園が95万3,533円という、こんなに一人頭、単純では言われまいかもしれませんが金額は出ております。ですから、認可保育園と無認可と比べると、こんなに違います。行政として今言われるような無認可じゃないようにするためには、いろんな規定があると思うんですよ。だから、今まで話し合ったことなんかあります。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

この計画を立てるに当たりまして、意向調査は聞いております。向こうの方から相談があったことはありません。今まで、こういうことをしたいから詳しく教えてくださいとかという相談はあっておりません。

それから、今金額をおっしゃっていましたが、多分あれはその中に国とか県とかの補助金も全部含めての金額じゃないかなと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

向こうからこんなせんっていうんじゃなくて、一応行政として、何年か前にも言った話し合いの場をぜひ行政のほうから言わんと、向こうはもう頭から言うたってだめやけんっていうんですよ。私、去年も8園回ってきたんですけど、どうしてもやっぱりそこに壁があるんですよ。だから、ぜひこちらから声かけて、こんないろいろ問題が起きようから、ぜひこんなふうなことを努力してくださいとか言うてもらわんと、来んからじゃなくて、今後はやっぱり努力してほしい、行政のほうからも。私たちもいろんな保育園に行って聞くけど面倒らしいとか、規格がやかましいとか言われるからできませんと言われるっちゃけど、それじゃああんたたちもつまらんやろと、私よく言うんですよ。せやけん、園なら園で話し合うて行政に来ないって。そうしたら、行政と話し合えるっちゃけん言われるけど、今言うように行政は言うてもつまらんって頭から思ってるから、ぜひ行政のほうから声かけをしてほしいと思いますが、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

そういう希望がありましたら、うちのほうからもぜひしたいと思うんですが、一応届け出保育所のほうには、例えばわっしょいフェスタでありましたりとか、そのときにいろんな協力してもらったりとか、うちのほうからはチラシをうちのほうに置かせてもらったりとか、いろんなやりとりはやっているんですけど、その中でそういう話がちょっと出てなかったもんですから。今後、そういうことにも注意して向こうのほうと連絡をとりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

だけん、無認可の保育所は、やっぱり9時までしたりして努力してあるんですよ。だから、働く人がみんな5時までで上がるということないんですよ。私以前言ったことあると思うんですけども、24時間営業の保育所があったっちゃ私構わんと思うんですけどね。粕屋町の方は、時間帯で5時に終わる人もおろうけど7時、8時、夜中も働いている人もあるんですよ。実際私が知っているのは、川端のところにありますよ、無認可が。そこなんか戸籍が雑で、いろんな人が入ってるらしいけど、預けるところがないから預けてあるんですよ。粕屋町の方もなんですけどね。そんなふうですから、前向きで無認可のところもいろいろやっぱり協力できることはぜひ町としても協力してほしいし、それを言わせる立場を、場所をつくってほしいんですよ、私は。無認可保育園から言うんじゃないで、こんなことを、どんな相談事ないですかとか言えるようなことをぜひやってほしいのが私の今まで保育所回ったところの実感なんですけど。

そしたら、とにかくその話し合いの場所をつくってやってください。ぜひ町長も、大変でしょうけど、いろんな無認可保育園の話もあると思うんですよ。ぜひ聞いてやってください。そして、やっぱり粕屋町の中の保育所のことでですからね。さっき言ったように、あんたんち無認可でしとっちゃろうがじゃなくて、ぜひできることは協力やってほしいし、やっぱりみんな頑張りようしゃあけえ、ぜひ手だてをしてほしいと思います。ぜひお願いします。それで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

（9番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

5番福永善之議員。

（5番 福永善之君 登壇）

◎5番（福永善之君）

じゃあ、始めましょう。

本日は、2問質問をいたします。

1つ目は、学童保育、小学生が対象の学童保育の件。2問目が子ども、小学生以下の子どもに関する事。これは、昨日田川議員、それと本日今し方久我議員が質問されて、重複するところはあると思いますけど、私なりに別の角度から質問をさせていただきます。

では、まず1問目、学童保育の小学校6年生までの受け入れに関する事。

平成26年度12月定例会では、学童保育の対象児童が小学校1年生から3年生まで、それから同6年生までに拡大する条例の改正が可決されました。改正の条例を

提案し、それが可決されたことに対し、その条例を今後どのように実行される考えか、お答えください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

福永議員のご質問にお答えします。

議員おっしゃいますように、この4月から学童保育の対象年齢が小学校3年生から6年生まで拡大された、大変いいことだと思います。その具体的な進め方をどうするかというお尋ねです。学校教育課長が答えます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

今後、具体的には定員がそれぞれの保育所で定められておりますので、定員を超えない場合において全員を受け入れていく予定でございます。定員を超える保育所につきましては、申請世帯ごとに点数をつけまして、優先度の高い世帯から入所を認めていく予定でございます。もちろん低学年を抱える世帯ほど優先順位の点数は高い設定としているところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今ある既存の施設で定員が決まってくるから、その定員の枠内であきがあれば優先度の高いご家庭から入れていくという、そういう認識でよろしいですね。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

はい、そのとおりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、2つ目の質問もそれで同じような回答だと思いますので。

では、今後例えば、今基本は1年生から3年生で、条例が改正されたことによる年齢の撤廃がなされたわけなんですけど、あくまでも今既存にある施設というのは1年生から3年生の定員を基準に建てられていると。今後、子どもさんが増えて、

例えば4年生から6年生の希望者が多大に発生する場合、優先順位といっても入れることができないお子さんも発生してくると思うんですね。今後、今の施設のキャパをどのように考えていらっしゃるのか、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

施設につきましては、25年度、平成26年3月に一応学童保育所を設置し終えて、専用施設がこれで整備し終わったばかりの状況でございます。現時点で施設を整備していくという計画は、今のところ学校教育課としては持っておりません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今の現状をもとにしたら、私もそれは否定しないんですよ。ただ、この12月に条例を可決した、年齢の制限をなくしたということによるまた新たな対策を考えないといけないんですよ。現状維持というのは、非常にまずい。それは今1年生から3年生、もしくは保育所に預けられている保護者の方、もしくは今後子どもさんを産まれようと思われている保護者の方、そういう方たちからすると、後々の対策を見られると思うんですよ。今1年生から3年生までしかないけど4年生以降はどうなるんだと、そういう不安を払拭するためにも、やはり何らかの行政としての対応をやっていかんといかんと。条例も可決されたことだし、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

現在の状況は、先ほど申しましたように専用施設を建て終えたばかりでございます。また、法律、児童福祉法も変わったばかりでございます。地域の取り組みも今始まったばかりのような状況でございます。これからは、そういった地域の取り組みですか、今現在は粕屋西学童のほうが申込者数が少ない状況でございます。これ、やはり地域の取り組み、例えば柚須区当たりの取り組みあたりが、そういった学童の運営に影響しているんじゃないかというふうに捉えております。今後、そういったところにまた期待していきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

そうですね、既存にある学童の施設だけではなく、そうやって地域的に活動されるところも視野に入れてということは私も賛同はさせていただきますので、それで対応をしていくと。そういうことでよろしゅうございますと思います。

では、2問目に移ります。

先ほど久我議員が質問をされた、待機児童対策としての無認可保育所、届け出保育所と言ってるんですかね、届け出保育所のことについてちょっと質問をさせていただきますね。

待機児童対策として、新たに2つの保育園が設置されました。一方で、既存の届け出保育園は園児の減少等が予想され、経営が成り立たず撤退される施設も予想されます。

まず、町長にちょっとお伺いいたしますね。待機児童対策、これかなり町長も推し進められております。児童福祉法の第24条には、要約すると、保護者から保育所に入りたいと申し込みがあったとき、それらの児童を保育所において保育しなければならない。これは、各自治体の義務責任というふうに捉えていると思うんですけど、町長自身はこの児童福祉法第24条に関して待機児童に関することは自治体の責任だと思われませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

保育については、保育園はそういうことですね。しかし、子どもの生まれるのに行政が追いつかない、施設が追いつかないということが今まであったんですから、今回どうにか260名の収容する施設ができましたから、何とかおっしゃるような児童福祉法で指定されるような事業は一時的には大幅に解消するのではないかと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

そうですね。先ほど無認可の届け出保育所が粕屋町内に9つありますよと、その中で町としても園児1人当たりとか職員数による補助を条例に定めて出してますと。今まで待機児童が粕屋町は例年保育所をつくっても発生してきたような状況です。その中で無認可保育施設の位置づけというのは、やはりそういう入れなかった方たちも預けてるという側面があったと思うんですよね。ここで、先ほど住民福祉部長のほうから、今9つの無認可保育所に157名いらっしゃるということであったんですけど、その157名のうち認可保育所に入りたいけど入れなかったからそちら

の無認可保育所に流れたという園児数は何名でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

その分の把握はできておりません。といいますのも、届け出保育所については必ずしも働いてなくても誰でも預けられるっていうのがあります。そういうこともありまして、今その157名のうち何人がうちのほうに待機の保育所の届け出をしているかというのは、ちょっと把握できていません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長に質問しますよ、今の関連で。児童福祉法第24条には、保育施設に入りたいという、これは要件がちゃんと整ってます、共働きとか病気に親御さんなられてるとか、そういう要件を満たした方たちが認可保育園に申請をされたけど入る枠がないということで待機されてる方たちが、受け入れ先がないから一時的でも無認可保育所、届け出保育所に入れざるを得ないという、そういう状況が発生した場合、ここで問題なのが保護者の負担の問題が発生してくると思うんですね。一般的に認識できるのが、認可保育所は行政から補助金がついておるので保育負担は安いと。ただ、無認可の届け出保育所に関してはそういう補助金というのが手厚く保護されてませんので、保護者負担というのは一律、先ほど言われたように収入の有無にかかわらず、もしくは働いている働いてないにかかわらず誰でも預けることができます。

ここで質問なのは、そういう認可保育所に申請して入れなかった、一時的にでも無認可保育所に入らなければいけなかった、そういう方たちに対してこの児童福祉法24条がひっかかってくると思うんですよ。認可保育所に入れた人たちは、保護者負担が少なくて済む。ただ、そういう要件を満たしている方たちは一時的にしる無認可の届け出保育所に入らないといけない。ただ、無認可保育所に入らないといけないという人たちは、先ほど住民福祉部長が言われたように、そういうところはちょっとまだ把握できていない。その把握できていない人たちというのは、無認可保育所の料金システムで払っていくと、そういうことに発生しますよね。そうすると、負担の公平性からいって、そういうところに入所されている方たちというのは格差が出てきますよね。そういうところはいかがお考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今お話しになってる保育料の問題だと思います。これは、かえって届け出保育所に預けたほうが安いっていう場合もあります。例えば共働きとか、2人で働いてるとか、というような場合は届け出保育所のが安い、一概に言えません。後はその法に従って、認可保育所に入ればその保育料の規定に従ってお支払いいただくということはやむを得ないでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今言われることはごもっともなことですよ。私がちょっと説明が足りなかった部分があると思うんですけど、それって入所当初から4月の段階で、例えば経済的にちょっと収入が低い方とか母子家庭の方とか、そういう方たちは入所段階で優先的に認可保育所には入れると思いますね。ただ、入所の途中です。4月から何カ月かたったときに家庭の事情で、例えばご夫婦が別れてしまったとか、お父さんのほうが失業してとか、いろいろな要件が変わった場合、そういう場合ってというのは今粕屋町の現状としては途中入所というのがかなり厳しいという認識でいるんですよ。その辺は課長、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内子ども未来課長。

◎子ども未来課長（安河内 渉君）

確かに、12月で締め切りをするんですけども、途中入所につきましてはかなり認可保育所については定員をいっぱいいっぱい入れてますので、途中入所で突発的にそういった事例が発生した場合には非常に苦慮するところです。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、先ほど町長が言われた、共働きで収入が高い、そういうご家庭は町長のおっしゃるとおりだと私も思います。認可保育所のほうが恐らく保育料が高くなる可能性もなきにしもあらず、無認可のほうがですね。ただ、私がここで質問してるのは、あくまでも入所の途中でそういう状況に陥ったご家庭の園児たちが途中で入所できるような今粕屋町の状況ではない。ただ、どこかにやっぱり子どもさんを預けていけないといけないという場合には、やはり受け入れ先としては無認可、届け出保育所ですね、そちらのほうに流れていくというのが予想されることであるですよ。ただ、行政としては先ほど住民福祉部長が言われたように、そこまでの追跡

はやっていないということでありましたので、そうなってくるとそういう人たちは認可保育所に本当に入れたいけどあきがないから無認可のほうに預けていくと。ただ、無認可のほうは、こういう世帯の方たちっていうのは恐らく認可保育所よりも無認可のほうが高いんじゃないかと、保育料がですね。その高い格差ですね、そこを行政として児童福祉法第24条と絡めて今後どうしたらいいのかっていうのを町長にお聞きしたいんです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今特段それをこうする、ああするということは言えません。今までもその実態はあったんですから。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だから、これは影の部分なんですよね、影。そうやって行政に相談もできない、ご存じないから行政に相談に来られないケースもあると思うんですよ。ただ、やはり同じ子どもに対して、資格が同じような子どもさん、園児さんが対等な基準で行政からサービスを受けられない。行政が本来であれば待機児童というのはクリアしていく問題。ただ、現実はそのような子どもさんが増えて、施設をつくろうとも追いつけないという状況は、それは私もわかります。そこは言いません。ただ、そういうときに受け入れられない、受け入れられなかったら一時的にでもやっぱり無認可保育所に入られる、そういうご家庭のお子さんに対しては同じような基準で行政のサービスを受けさせてあげるのが私は筋だと思うんですけど、町長、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

自治体もいろいろありますから、そういった自治体があれば教えていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、そういう事例がなければ自分たちはしないという、そういう認識でしょう

か。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今までもずっと私が今言ったようなことでやってきました。そして、待機児童の解消をまず図ろうということで来年4月からは260名の保育ができる施設ができますということですので、今まで以上に改善されたというふうに思います。おっしゃる意味はわかります。わかりますけども、今のところ考える、検討するという気持ちは持っておりません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、無認可保育所の役割、役割というか立ち位置ですよ。行政として待機児童は解消しないといけない義務、責任、その中で無認可保育所というのは、先ほど久我議員のほうも発言されたと思うんですけど、行政が太刀打ちできない、例えば夜間に働いてるご家庭もいらっしゃいますよ、それは、夜間に。それとか、7時以降しかお仕事から退社できない人もいらっしゃいますよ。そういう方たちは、受け皿としてはやはり無認可保育園しか頼ることはできないんですよ。行政の枠組みで光の当たるご家庭ばかりではないんですよ。今は、経済の発展とともにサービス業は土日、祝日も運営されてるところがあります。そういうところは子どもさんを預ける場というのがやっぱり限られてくるんですよ。そんな中での無認可保育園だと僕は思うんですよ。

そういう中で、粕屋町は今待機児童が発生しています。町長は、今2園保育園を設置しましたので今後どうなるかっていう話をされますけど、それはあくまでも光の当たる部分だと思うんですよ。光の当たらない部分、先ほど私が申し上げたように年度途中からどうしても認可保育所に入れんといかんという、そういう事案が発生した場合に行政の認可保育所の受け皿はない。では、どっかに入れんといかん、それはやっぱり無認可保育園になってくると思うんですよ。無認可保育園がそうやって受け入れてくれているのに、そのカテゴリーの人たちというのは認可保育園に入ってもおかしくないような人たちであるんですよ。その人たちを保育料負担の面からして格差をつけていいんですか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

福永議員おっしゃっております届け出保育所施設なんです、先ほど久我議員のときにお答えいたしました特定地域型保育事業所のほうにできるだけ切りかえていただくように、こちらでもできる限りの支援をしたいと思います。そうすると、そちらに入っておられる方はうちのほうからも法的な措置はきちんとできますので、そのように、こちらちょっと努力したいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、先ほど久我議員が言われたように、行政としてもそのようなシステムがあるということ、まず各無認可保育所の方に伝えていただくと、そういう対応でよろしいですね。

では、次にこども館について説明します。

補正予算を見たら、約5億近く予算がついてました。約5億円という箱物をつくる前に、各地区の公民館を活用することは考えられたのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

ご質問の件でございますが、今現在においても公民館の活用をしていただいております。子育て応援団等のボランティア、そのおかげで現在各公民館、集会所、8カ所、月に2回から、多いところでは週1回親子サロンを開催しております。

それとまた、これは駕与丁区の公民館を町のほうからもお借りして、週3回公民館をお借りしてつどいの広場を開催しておる状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

子ども関係に関する公民館の活用、今言われたサロンとか、そういうのは確かにありますね。あるPTA関係の方から懇談の中で聞いたのが、行政が考えられてるこども館の中でやろうとしている事業、これは公民館レベルでも十分にやれそうなやつばかりだと。その方は、お子さんに軽い軽度の障害を持たれている方たちなんですけど、それとまた公民館でやれること以外にまた違った何か付加価値があってこそその箱物、新たにつくっていくということではないのでしょうか。既存にあるやつを、公民館で今やっているやつを中央集権的に1カ所に集めてそれでやっという、そういう発想でよろしいのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほど申し上げました各地区の公民館、これは8カ所してるんですが、その利用も非常に多うございます。そしてまた、駕与丁区の公民館をお借りしてつどいの広場を開催しておりますけども、これは平成25年で4,700家族、利用者通しまして6,000名余りの利用者、利用がございまして。ちなみにその前年、平成24年では利用者が4,000名弱、3,800名でございました。非常にその利用者、利用家族が伸びておる状況でございます。しかしながら、その公民館は週3回という頻度でお借りしておりますけれども、公民館事業で若干ご不自由をおかけしておる状況もあるようございます。地区の皆さんからもそういう声は若干聞くところでございます。

そしてまた、前段申し上げました各公民館を利用したそれぞれの親子サロンございますが、ある地区では原則地区外の方の利用は禁止というようなことも聞いております。町としましては、それはなるべく利用をさせていただきますというように働きかけももちろんしておるところでございます。

このように、非常に利用者が多くなっておる状況の中で、今後も公民館の活用をした事業も必要と思います。しかしながら、各公民館、各地区で行われる親子サロンをどのように展開していくか、そして子どもたちの健全育成をするためにどのような方法があるかというようなことを、やはりの一つの拠点をつくって、そちらで研修とか講習とかやりながら、実際子どもさんたちを見ながらそういう研修をやる。そしてまた、先ほど議員が言われました障がい児保育あたりも視野に入れながら多方面での検討をする施設が必要だろうと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

まず、公民館というのは各行政区にありますね。行政区長会というのが毎月1回恐らく役場の方で集まっていたいて、いろいろな議論をされてると思うんですね。その中で、まず今副町長いろいろ、公民館も外部から人が入ったらちょっと気まずいとか、あと時間的な、公民館が例えば忙しい公民館もあるだろうしと、そういう話、それはわかるんですよ。ただ、そうやって区長会月1回あって、区長会の中でまず行政としてそういうこども館というのは今行政としてはプランを考えておるが、一方ではそのこども館というのを中央集権的でなくて各公民館でやるという、そういうプランも正直あるんだと、その辺については行政区長の皆さんとしたらいかがかという問いかけはされたことありますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

こども館の今設計は行っておりますけども、まだ当然開所はしておりません。したがって、過去から今現在までは各地区でそういった親子サロン等の開催をお願いしていくというふうに、原課のほうは各区にはお願いをしています。こども館と並行したお願いは、まだ今からだろうと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だから、各行政区の公民館の中でも忙しいところは本当にあきがないぐらいある。ただ、通常閉まっている時間帯もあるのは事実なんですよね。やっぱりそういう何でも中央集権的に集めてやる方法もあるだろうし、地域にある施設、そういう施設を活用しながらというやり方もあると思うんですよ。その2方向から、2方向というか、いろいろな選択肢を示した中でやっぱり中央集権的に集めたほうがいいんだとか、そういう議論というのはじゃあ区長会の方にはまだ話されてないということなんですけど、行政の内輪でやられたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

中央集権的にやるということは一言も申し上げていないんですけども、これは中心となる拠点となる施設をつくって、そちらのほうで、先ほど言いますようにさまざまな今後のその子育てのあり方、あるいはその対応の仕方についての検証をするというのも必要だし、モデル的にやるということもあると思います。そうであって、各地区の公民館をなくすということはもちろん考えておりません。今後どんどん展開をしていく。粕屋町は、どんどん子どもが増えております。1カ所では少なくなる可能性も将来はあると思います。各地区の関係者の方にもお願いしながら、それは広めていくつもりでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、今のお話を、というか前々からそれしかないんですけど、今のお話も含めて総合すると1カ所に集約して、そこからやりたいというお話ですね。

では、2番目の粕屋町、町長の施政方針で、面積が14.12から13平方キロメートル

ルに、ちょっと微増であるが変わったと。福岡市や近隣町との境界に住まわれている子育て世代の方々は、どのような手段でこちらの考えられてる施設をご利用されるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今回のこども館だけではなくて、粕屋町の町内には公共施設さまざまございます。そちらの方に今考えられる方法としては、車での利用がない場合は粕屋町ふれあいバス、これを全コース停車するようにしておりますので、そのバスを利用させていただくという方法があるかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

遠方というか、歩いて来られないようなところは車、もしくはふれあいバス。そのふれあいバスは、既存のコース設定と停留所がもう決まっていますね。そのコースと停留所を変えるということですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今現在各公共施設のほうに回っておると、ふれあいバスが回っていると伝えただけですね。今回のこども館につきましてもサンレイク粕屋ですので、新たなコースの設定は考えておりません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、町長、粕屋町は福岡都市圏広域行政推進協議会、これは近隣の9の市と8つの町で構成されていますね。その中に粕屋町も入っています。その中で、共同事業の推進というのがうたわれております。例えば図書館等広域利用の推進、地域共同事業の実施というふうにうたわれております。

この前、町長もお聞きになられたと思いますけど、福岡市市長の方が言われているには、各自治体で同じような施設を持つとやっぱり将来的な行政コストがかさんでくる。だから、ここは各自治体が協力して、粕屋町に、例として今スポーツ施設がありますね、総合体育館。では、それを篠栗町も志免町も宇美町も持つ必要はあるのか。粕屋町は総合体育館を設置してください、お願いします。そのかわり、じ

やあ志免町は違う文化施設を設置してくださいと、話はそういうことなんですよ。だから、粕屋町というのは、先ほど私冒頭に申し上げましたように、面積が14.13平方キロメートル。かなり小さい自治体なんですよ。それと、福岡市に隣接していて交通の利便性もかなりいい。そのような立地条件の中で、福岡市にある既存の、例えば子どもに関する、今粕屋町が考えてられる、そういう施設はないのだろうかとか、そういうことは町長考えられましたでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

子どもの状況ですよ、数の状況ですよ。粕屋町、違うでしょう。必要でしょう。何回もあなたにも説明したし、他の議員さん方にも説明しました。今、必要です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、私は不必要とは言ってませんよ。私は、いろいろな選択肢を示して、その中でいいものを持っていこうと、そういう議論をしよう、そういうことを私は言っておるんです。町長が今言われてることは、私が言っとるんやから、何回も説明してるでしょうと、何でわからないんですかということですよ。ここは議会ですよ、町長。私、余りこういうこと言いたくないけど、これ会社法に例えますよ。かなり大きい会社、従業員の大きい会社は例外としまして、小さい、小さいと言ったら失礼なんですけど、小さい規模的に、そういう会社はオーナー企業、創業者の方がどんどん上がっていくようなシステムではあるんですよ。オーナー企業に至っては、一般的に言われているのがオーナーの一存で全ての会社の方針が決まっていくということなんですよ。その会社がもし株式会社であるんだったら、役員ももちろんいますよね。役員も全て右向け右、オーナーの意向には何も議論を挟まないで、オーナーがこれって言ったらもうこの方向に突っ走る、そういうのが一般的に言われているオーナー企業のあり方なんですよ。今町長が言われてるのは、この議会の中、町長は執行部の長ですよ。我々は、どう言ったらいいんでしょうかね、監査、違いますかね、監査じゃなくて取締役ですか。取締役というのは、やっぱり町の方向性を財政的にも厳しくチェックしないとイケない。本当にそれでいいのかと。町のトップが右って言ったら全部右に行かないとイケない、そういうことを今町長言われてるんですよ。取締役でもやっぱりそうやって、方向性はそれは理解はしますけど、本当に大丈夫なんですかということ言ってるんですよ。それに対

して、町長、何回でも説明してるでしょとか、そういうことはないでしょう。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私は提案をしております。議員の皆さんは、否か可かチェックするのが議員の仕事です。わかります。

◎5番（福永善之君）

私、前から言ってるじゃないですか。

◎町長（因 清範君）

ですから、私は何回も同じ説明をした。今こども館は粕屋町にとってぜひとも必要な施設ですというお話をできておるわけです。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私は、だから先ほども申したように、必要ではないとは一言も言ってませんよ。じゃ、次行きますね。

今の答弁に関連して、今後既存の公共施設や道路等の大がかりな修繕維持費が予想されます。厳しい財政状況から判断すると、来年2月に今コンサルタントに投げかけておる、もう決まりましたね、コンサルタントから出される公共施設等総合管理計画の策定前に、新規の箱物をつくる必然性が、まだ私にはわかりません。同計画の策定後にもし財政が余裕があれば、そのときに初めて今の計画を提案なされてはいいかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今言われました公共施設等総合管理計画、これは27年度に策定をするわけですが、今ある公共施設の全体を把握して長期的な視点計画で更新、統合、長寿命化、それらを考えると。そういうことによって、財政負担を平準化して各年度の財政負担を軽減すると。その後、これが一番目的なんです、公共施設の最適な配備を行うためというようになっております。

今回のこども館につきましては、今までなかった施設でございます。この施設は10年来住民からの要望、ニーズがございました。これは前回の一般質問でも私がお答えしているとおりでございますけども、非常にその10年の間でも予想以上に子ども

もが増えたという状況、そして子育ての孤独化とか不安感、そういう相談が非常に多々ございます。なおかつ、その必要性につきましては、るるございますけども、その必要な施設を建てるためにはどうしたらいいかということで、部内でもチームをつくりながら組織を上げてその建設に対しての補助金を模索しました。その結果、26年度の補正予算で森林整備促進加速化・林業再生事業という、従来粕屋町が全然手がけたことのないような補助金を見つけることができました。

しかしながら、26年度でその補助事業が終わるということで、何とかできないかというような検討、研究をしましたら、どうもその26年度で国の緊急経済対策の中で3,200億円だったですか、の中にそれが入るかもしれないということで各、これはもう組織を上げてしたんですけども、林業関係ですので地域振興課も農林事務所のほうに出向いていろいろ協議、要望もしました。そして、子ども未来課、住民福祉部局も子どもの福祉の観点から一緒に出向いて要望し、町長、私も国のレベルでも要望し、何とかこの補助金がついたわけでございます。

これは、あくまで緊急経済対策ですので、来年度以降この補助金がつく可能性はわかりません。補助金の内容は、議会の初日に私若干申し上げましたけれども、4億円の補助事業の中で半分、2分の1の2億円がこの森林整備でつきます。そして、残りの補助裏分につきましては、地活債といたしまして、交付税措置が50%つく起債を受けることができます。そこを合わせて75%の国の財政支援をもらえるということで、これ以上ないような事業でございます。私も長い間財政もしましたけども、これほどの財政支援は経験ございません。

ちなみに、3,200億円という、非常に国レベルでは零細な補助金ですけども、その中からとれたというのは、組織を上げてこの事業に対して財政的に住民の方に迷惑がかからないように何とかできないかという組織の努力によってできたんじゃないかと、職員をそこは慰労したいところでございます。

そういったことで、これが今26年度の補正として上がって議決をいただいたら、繰り越しになりますけども27年度に具体化できるというような段取りになっております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

国会において公共建築物等における木材の利用促進に関する法律というのが平成22年5月に公布され、同じ年の10月に施行されたと。それが林野庁に、先ほど副町長言われました森林整備加速化・林業再生対策交付金ですね。林野庁に、平成26年にこの林野庁の政策の中で木材利用の拡大という政策が、これは毎年ついています。

これは、木造公共建設物の利用を促進する施設など、木材利用の拡大に資する施設の整備を支援すると。平成27年度で、これまた国会のほうで議決はされてませんけど、これも同じように主な施策の第1番目に木造公共建設物の利用拡大の施策が上がっています。

先ほど副町長言われたように、これをもし蹴った場合に翌年度にまた同じような補助金がつくかどうかとか、同じ利率のやつがつくかどうかはわからないということがありましたね。それは確かに事実でしょう。ただ、木造の公共施設、自治体が公共施設を木造でつくる場合には、これは確実に今の国の方針からすると何らかの補助金はつきます。先ほど副町長が言われた、こんなにいい利率というか、いい条件はないというふうに言われました。そこは問題ないですよ、我々議会、議員も。じゃあ議論もしないまま、まずお金だけ先に話を進めていいのかというのがあるんですよ。わかりますか。まだ議会の中でもいろんな選択肢の意見があるのに、先ほど言った取締役ですよ、取締役会のほうでもいろいろな議論があるのに、まず町長の思いだけで、まず建屋、箱物だけつくりたいと、そういう議論でいいのか。その中にひっかかってくるのが、こんなにいい条件はないという、これを蹴ったらもう次どうなるかわからない、それは一つのおどし的な感じの提案なんですよ。もう今つくらないと来年度どうなるかわからないとか、今つくらないともう来年度は町の負担が増えるとか、そういう議論しかできないという私は議会が正直悲しいなど。まだ今既存の、町長、既存にその新規事業はないんです。十分に議論を深めてある程度の方向性を共有しながら、それからでも提案をされたらいかがかというふうに私は感じておるんですよ。町長、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎5番（福永善之君）

町長ですよ、今のは。

◎副町長（箱田 彰君）

私のほうから発言させてください。

財源の問題について、ちょっと述べたいと思います。

このこども館の建設、それから設計の予算を上程したときからでございますが、じゃあ建設はどうするのかと。その補助金あたりはどうなるのかと。これは各議員さんも既存のこども館が建設されたところに行かれて、やっぱり財源的なことをいろいろ質問されたようでございますが、これも誰も心配するところでございます。全員協議会の中でも私が出席させていただいて、その財源についての質問ござ

いました。これは有利な補助金等も考えて、とにかく財政的に負担がないようにしますというふうに私も答えております。それは補助金ですので、つく、つかないというのはなかなか難しいんですね。これは、働きかけても内々示がある時期はもう、例えば国の補助金の関係でいうと閣議決定がされた後じゃ出ないとか、そういったことがございますので、要望しても答えが来ないんですね。ですから、今回私どものほうで、執行部の方でお知らせしました補助金を獲得できる、できそうだというようなことは、厚生常任委員会当たりでもご説明したと思いますけども、とにかく補助金の獲得については頑張りますというふうに私も答えております。ですから、突然その補助金を取ってきました、建てますということではないと私は認識しております。

私のほうからは以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

設計段階では町民も交えてチームをつくって、このこども館の中身をどうするかといった議論もいたしました。ようやく建物の構造等についてはこれでいいだろうということで、町民の審議会ではそうお答えをいただいたところでございます。昨年から設計についてもずっと提案をしております。今提案をしている内容は、大変私は立派な施設と自信を持っております。どうぞご理解をいただいてご承認、ご決議いただきますこと願ひまして、答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私が前から言ってくるのは、今粕屋町が抱えておる公共施設ですよ。この改修。昨日も太田議員のほうから町営住宅の朝日区の件がありましたね。それもまだ28年度から計画、そういう計画に入れますと。だから、今後どのくらいの財政的な負担が必要なのかというのは全くわからない状況ですよ。平成28年度には土地開発公社、これを解散するという、そういう方針でやっているにもかかわらず、今回土地開発公社の解散に向けた利子負担が減額されておる。お金がない状態じゃないですか、誰が見ても予算書見れば。そんな中、将来の自分たちが持つとる施設の維持管理のコストの把握できないで新規に物をつくる、それはやめまじょうと、私は毎回言つとるでしょう。来年2月に公共施設等管理総合計画、これが策定されて10年間の税負担平準化図ろう、そういうことをまず見てから、どの施設にどの金額が今必要なかっていうのを、それを見てから、そこに余裕があったら今の箱物つくって

いきましようっていう、そういう提案だったらわかるんですよ、私は。そういう将来のことを全く考えないで、今その前にある今しか目が見えてない。確かに子どもさん増えてますよ、必要ですよ。ただ、やっぱり将来世代、今政治にもものも言えない子どもたちにそういう負担を残しちゃいかん。そういうことを念頭に置かれて、町長、そこをやっぱり確実に押さえて、それからの提案に持って行ってください。いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、簡単に、時間ですからおっしゃってください。

◎町長（因 清範君）

先ほど答弁したとおりです。

（5番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたしたいと思います。

（休憩 午前11時08分）

（再開 午前11時20分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

6番小池弘基議員。

（6番 小池弘基君 登壇）

◎6番（小池弘基君）

議席番号6番小池弘基です。

一般質問も、あと私を含めて2人となりまして、あと少しおつき合いをお願いいたします。

まず、早速ですけども、今回通告書に従いまして質問いたします。

まず1番目、（仮称）こども館建設がなぜ必要なのかについて質問を行います。

今年1月の臨時議会において、PFI方式による学校給食センター建設が、賛成7名、反対7名の可否同数により、議長裁決にて可決となり、来年度から毎年5億円の支払いが発生する中、粕屋町の財政状況はどうでしょうか。今まで高齢者の方で70歳になられた方には町よりお祝い金を出していましたが、財源不足を理由に廃止されました。このように、高齢者に対するさまざまな手当てや補助金が削除され、また以前から事業計画がなされていた中央保育園や仲原保育園の老朽化対策や耐震補強工事が終わっていない中、なぜこども館の建設を計画されたのか、私にはその緊急性があるようには思えません。

今回の事業計画の説明は、今まで何も説明されていないのに、なぜこの時期なの

か、また事業計画の説明をいつ、どのタイミングで行われるのか、町長に尋ねます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、ちょっと先に。

◎町長（因 清範君）

こども館の関係につきましては、当初から副町長にかわっています。副町長のほうからご説明申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

こども館の建設につきましては、ただいま設計をしておる状況でございます。その設計をする中で、外部の委員さん、これは子育て応援団とか、それに携わりその運用、運営をしていくであろうを方々のご意見を参考にしながら、いいものをつくろうということで建設の準備をしておるわけですが、まだ中の詳細につきましては決まっておられません。これは、今度の予算委員会でも今現在の状況につきましては具体的にお示しはしたいと思えます。

ただ、前段議員がおっしゃられた老朽化施設あたりにつきましては、公共施設等総合管理計画の中でも盛り込みながら、特に保育所につきましては非常に老朽化が激しゅうございます。これは多分優先的な課題になるだろうと思われまして、今現在、不具合があるような、例えば美観も含めて不具合があるようなところにつきましては、今度の新年度予算でも手当てをしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今副町長のほうから答弁いただきましたけども、先ほどからいろんな議員からもこのこども館についてのいろんな質問が出ております。やはり、私も基本的にはこども館、あったらいいと思っておりますし、賛成という考えは持っております。しかし、皆さんがやはり危惧するところというのは、具体的なこのこども館の町の考えである、また対象がゼロ歳児から18歳までと非常に幅が広いわけですね。その中で、一つの施設、概要的な平米数であるとか、そういったものは昨年3月の当初予算の中の設計費1,000万円、また9月議会における補正の500万円、そういった説明の中で大体の規模であるとか、こういったふうな施設をつくりたいといったような町執行部の考えはお聞きしました。

といっても中身、じゃあゼロ歳から18歳までの非常に幅広い、その箱物をつくる
といった中で、時間帯も当然9時ぐらいから夜の7時か8時ぐらいまでの運用かと
思いますけども、その中でもやはり町としてこういったふうなビジョンでこういっ
たふうなことをしたいといったようなところは示していただいて、そういったもの
をベースにコンサルにこういったものをして、こういったことをやっていきたい
んでこの程度の広さの部屋か幾つ欲しい、またその施設、そういったものも中学
生、高校生が中で遊べるような、またみんながそこに集い集まるような施設とい
いますか、そういったものがないと、ただ箱をつくりました、部屋をつくりました、
じゃあ子どもたちが、特に高校生なんか本当に集まってきますかといったところも
やはり問題があると思います。

総務常任委員会で昨年東京のほう、杉並区のほうに視察に行きまして、ゆう杉並
というところも見てきました。そこは規模もう全然違います、もっと大きなところ
です、人口も全然違います。そういったところのその施設の運営といったものは、
子どもたちが中心になって企画をし、それを運営してると。やはりそこにはち
よっとしたミニ体育館みたいな施設があったり、そこではバスケットをやったりソ
フトバレーといろんなのをやったりといった、ある程度のスペースもありました。
また、私が一番感動したのは、ミキシングルームといわれるような、そういった部
屋がございます。そこでは本当にプロがレコーディングできるような施設が完備さ
れてありました。そこに置いてあるギターなんかも、プロが使えるような最高級の
ものを用意してありました。それはなぜかということ、子どもたちがその辺に売って
る安っぽい機械といいますか、ギターであるとか、そういったもの、またちよっ
としたテープなりレコーディングできるような、いいかげんと言ったら言葉おかしい
ですけども、安いものでは今の子どもたちはそこに来ないんです。もう本当にち
よっとしたことは家でもできる、ちよっとしたレンタルのそういったふうな施設と
かできれば幾らでもレコーディングができる、そういったふうなのが東京ではごく
当たり前のように施設があるんですね。そういったところでも、やはり全国から視
察が絶えないというようなゆう杉並のそういった施設は、やはりこういったもので
ないと本来のこども館というもの、やっぱり子どもたちが自主的に集まってくる、
だから非常にその施設の利用頻度が高い。

それから、運営委員会みたいなのも全部子どもたちがやるんですね。大人の関与
がないと。じゃあ、そういったときにこの粕屋町のこども館はどうですかとなると、
余りにも、ゼロ歳児から18歳までの幅広い中で本当に町が考えてるコンセプト
みたいなものをやっぱり提示していただきたいと。それをやはり我々議員は、その
補助金が出ました、こんな75%もつきました、だから本当に町の財政考えると今し

かないですよ、今でしょうという発想での説明だけではなくて、本当にそこで何をどうしてどう運営していった、こういったふうな箱物をつくって、私自身はその5億円という事業計画が本当にそれが正しいのかどうか、5億円も要らないんじゃないか。確かに今回補助金をもらうということは、林野庁がしてる森林整備加速化・林業再生対策費といった補助金を使うということも、もちろんそれがあるから大きな補助金が出るんでしょうけども、じゃあ果たしてそれだけで飛びつくのかといったところもやはり議論をする場というのが我々議会。特に私もそうですけども、地元の方、いろんなふうな今回意見を聞きました。50人ぐらいの人からいろんな意見聞いてきております。それはそれで、だからそれが全てではないと思っております。でも、その中でもこの時期に本当に必要なのかという緊急性であったり、確かに木造で建てて、それだけの立派なものを5億円もする建物をつくると、いろんな補助金等を合わせて実質的には2億円ぐらいで済みますよということですけども、されどその2億円の使い方も、もっともっと緊急なところっていうのはたくさんあるんじゃないかなと私はそう思うんですよ。だから、それが3億円の建物ではだめなんですかと、3億円だと補助金は減りますよと。でも、補助率が75%っていうのが変わらなければ、それはそれで別に5億円の建物つくらなくてもいいんじゃないかなという気もしております。

そういったふうなことで、やはりせっかくこういった補助金が出るから、せっかくだからいいものをつくろう、前回の給食センターもある面そういったところがありました。あるいは、補助金的なものはそうありませんけども、やはりせっかくつくるんだったら、またPFIといった民間の資金を活用するような事業でやるのであれば、この糟屋郡内一番、まあ粕屋町はすごいですね、アレルギー対応食もこれだけあって、それで食器から全部作りかえてっていう、最高のものをつくりますといった結果があれだけの82億円、大きな金額になって、それを15年間かけて毎年5億円という返済があるというのもまた事実なんです。でも、やはり子どもの食のためということで、あれはあれで私は賛成の立場で1票投じたわけですけども、先ほどいろんな議員が言われるように、本当に粕屋町の財政、来年2月にはそういったふうな長寿命化含めた公共施設のその結果が出るのであれば、それをまたひとつ参考にしてもいいんじゃないかという議員の考えも理解できます。とって、またこの時期を逃すと75%、約3億円近い補助金が来年度、27年度ももらえるかどうか分からないんですよ、だからこの時期だからこそやりましょうというのも、それもわかります。と言っても、だから審議をしないで、執行部がこのタイミングしかないんだから議会は可決しなさいよというのも、私もちょっとそれはおかしいなと思っております。

そういったふうなことで、町長にもいろいろとお聞きしたいことがたくさんあるんですけども、本当に今の時期に5億円という事業費をかけてこども館をつくるということが第一優先なのか、もう一つは今の補助金、木造を使って公共工事をつくるといったことに関する補助金は、中央保育園、仲原保育園の大規模改修工事なんかに向け先を変えることは可能かどうか。そういったところもあわせて再度質問したいと思いますので、答弁お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず、私のほうから、こども館のコンセプトについてお話ししたいと思います。このこども館というのは、実際10年前からこの話があって、財政的な状況とか、そういったことで一時立ち入れなかった。今私が町長になりまして、18%を超える公債費率がありましたけれども、だんだん改善してきて、今年度末には15%に近い数字になるというような状況の中で、一昨年から、これはぽっと考えてできるという話ではございません。一昨年から考えてこういう施設が今必要だということで思い立ったところでございます。

私の思いは、次代を担う子どもたちを多世代で育み、これはお年寄りから中年のおばちゃんから一緒になって育て、子どもたちが明るく健やかに成長する環境をつくるために保健、それから福祉、教育が一体となって子どもや子育ての家庭の皆さんと総合的な支援を行う拠点施設として考えました。こども館は、子どもと子育て家庭を応援する施設でもあります。粕屋町にとってふさわしい施設の内容としたいと考えております。

また、中学生の教育相談も今サンレイクの狭いところにおりますけども、この施設もこども館の中に取り込んで、もっと広い環境のいいところで子どもたちが喜んでそこに通って、ああ、そろそろ学校に行かないかなという気持ちになるような環境もつくります。

そして、粕屋町にとって本当にふさわしい、そういった内容を持った施設をつくりたい。施設や事業の運営は、子育てボランティアや子育てにかかわる団体等と協力しながら、地域社会全体の子どもと子育て応援をする、子育てが楽しくなるような環境の施設としたいと思っております。

また、子どもから大人まで楽しめるイベントや、子育ての仲間づくりのサポートを兼ね備えた世代間交流の場となる施設を目指します。そうして子どもたちが遊び、体験し、学び、交流することを通じて無限の夢と希望を育み、健やかに粕屋の次世代を担う子どもたちが心豊かに育つことを願い、その拠点としてこのこども館

が今ぜひ必要ということ考えております。

なお、今回は国の26年度補正で大変手厚い補正が出てまいりました。それにすぐ飛びつきまして、同じ建物建てるのであればできるだけ町負担を少なくして立派な施設をつくろうという考えのもとに提案したところでございます。

あと、内容につきましては副町長のほうからご説明をしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

こども館の建設は、先ほど言いましたども、さまざまなご意見をちょうだいしながら設計の完成に向けてしておるんですが、そのコンセプト、あるいはその必要性、どういった運営になるのかについては、その都度やってるんですが、今現在考えられるこども館のあり方、あるいはその建設のプランにつきましてはまた予算特別委員会の中でも詳細に渡って説明を原課のほうがいたします。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。本当に審議する時間がないです、少ないといえますか。我々は、今回補正予算、まだ審議を迎えておりませんのでどのような説明があるかはわかりませんが、今現在予定されてるのは2日間ということです。私もそうですけども、いろんなことをみんな議員は、同僚議員そうですけども、やはり町の財政というものを物凄く心配しております。

先ほどというよりも昨日からですけども、町長の答弁の中に、粕屋町の子どもは当初想定していた伸び率よりもはるかに多い、子どもたちが増えてると。そのためには、私も総務常任会に属しておりますので、学校の教室、これも普通教室に関してですけども、もう毎年のように増築増築をしております。これは世の中とは全く真逆で、少子・高齢に伴って学校を統合して、それで少なくするというのが世の中一般的な話の中で、この糟屋郡、とりわけ新宮であったり粕屋町、志免であったりというところは本当に人口が増えてきております。特に粕屋町は毎年700人からの新生児が誕生して、待機児童も増え、そのために民間ではありますけども2園、新しく27年4月から260人の子どもたちを受け入れるような施設もできるといったことで、非常に子どもなんかには手厚いなと思っております。ただ、私も以前からいろいろなことで町長にお願いなり質問しておりますけども、これだけ今度も子どもが増えるんで、西小学校もまた増築しますよね。そういったふうなことでどんどんどんどん子どもが増えていく、そのために学校の施設であったり子どもに関するよう

なことがどんどん増えてきますよ。だから、また嫌と思ってもやはりそういった施設をつくらないといけない環境がどんどんと迫ってきてますといった答弁の中で、また来年度ですか、今の小学生の医療費の無料化といったものが中学生も無料化に国がどんどん方針を変えてきてますよといったところがあります。これは、財政の関係で一挙にじゃあ粕屋町も来年から全部中学生までの医療費を免除しますよということになるかならないかはわかりませんが、そういったのがたくさんあります。待機児童は今少しずつ解消されてありますけども、学童保育施設の3年生を撤廃して6年までいいですよということになっても、現状施設がなければ受け入れられないところもありますし、とってすぐじゃあそういった施設をつくれればいいかという、そういったふうな学童保育施設っていうのが、これから先どれだけの子どもたちが必要とするかといったところもわかりづらいところもあります。

また、逆に私は5億円という事業計画そのものが75%の補助金があるから、木材を使って、今回私もイメージの写真は見たことがある。アプローチがあって、こういったふうな玄関であって、ここにも駐車場が何台かとれたりといった写真は見たことありますけれども、そこまでグレードが高い施設、箱物をつくる必要があるのかなという疑問も残っております。

また、2億円といったものが今の時期、新たに繰越明許費の中で来年建設するにしても、2億円というお金があつたらどんなところに使えるかなという考えもあります。

私は以前から町長にもちょっと相談させていただいた、バリアフリーの関係でJR原町駅にエレベーターをぜひともつけてほしいといった相談もいたしました、一般質問の中ですけども。そのときには、やはり非常に、あれは当然請願という形ですから全額粕屋町の負担ですということでもなかなか財政的にも難しい、また乗降客がそこまで多くないんで難しいという話もされました。といっても、どちらが先かわかりませんが、子どもさんが非常に多い粕屋町、乳母車、そういったのを押しつかれる方、階段が31段あれば、それはとても無理です。高齢化が進み、原町から10分で博多駅まで行って阪急デパート、東急ハンズ買い物をして、行く時は手ぶらですけども帰りに荷物を持って帰ってきたときに階段を上りおりするのは大変苦勞でございます。そういったふうなことも考えたときに、しかし逆に言うと高齢化の人に住みやすい粕屋町をつくりますよといった、そういった思いがあるのであれば、まずそういったところも同じタイミングで進めていっていただくということを私は望んでおります。福祉バス、今はふれあいバスですけども、先ほどの答弁の中にも、公共の場、役場とかサンレイクとか福祉センターとかって行くところにもふれあいバスがありますよ、今度こども館建てても、そういった粕屋町中心ではな

くって離れたところの人たちもふれあいバスで来れますよといった話も聞いております。一見ああそうだねって思いますけども、これまた便利がいいようで便利が悪いもんです。今は、一方通行です。どっちが外周りか内周りかわかりませんが、原町の人たちはサンレイクもしくは役場に来るのに袖須方面ですね、一旦ぐるっと回って40分ぐらいかけて役場に来ます。これが逆周りがもしあれば、もう10分ぐらいで来れるんです。そこを倍、車と人と倍増やしたときに予算幾ら増えますか。何億も増えないでしょう。維持管理の金も当然今度かかってくるのであれば、雇った人をずっとこれから何年も雇用していくにはまた経費がかかります。それも十分わかります。私ども議員は、そういったことをいろんなふうなことを提案し、もしくは、これはどうなってますか、これはこんな対応を考えてます、そういった一つ一つのことを質疑をし、答弁をいただき、その中で了解したり理解したり、また住民に対してもきちっと説明できる、そういったふうなことを我々はやはり必要としているんです。

昔、鹿児島阿久根市が専決専決といって全部議会無視、自分がつければ、決めればいいんだといったところも過去ありました。幸い粕屋町はそういったことはないんですけども、でも考えてみると今回の補正は極めてそれに近いような気がします。結局いや応なしの話なんですね。これをあなたたち否決したら今度3億円の補助金誰が責任とるの、これ27年度にもしつかんかったらどうするの、その損害は誰が責任とるんだっていうことに置きかえられるような気がします。でも、それが果たしてこういった議会の中で正しい議論、この議場というのはそういった場所であってしかるべきだと私は思っております。だから、いろんな議員がおって、いろんな考え方で議論をし合って、その中で理解をし最終的には多数決で可決する、否決するといったことでこの議案を全部過去通してきたことだと思っております。

そういった中では、このこども館というのが今回また第2の給食センターみたいな形で、議員そのものも分かれております、賛否分かれてます。そういったものを一つでも理解をしてもらえるような説明の場、議論できる場をいつ、どのタイミングでつくっていただけるかをちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

予算特別委員会で、模型ができておりますので、模型を説明しながらご理解をいただきたいと思います。もう既に厚生委員会のほうではしております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今、厚生常任委員会のほうでそういった審議をしてるといった答弁でございましたけども、我々は逆に厚生常任委員会のほうからはまだまだ、当初はゼロ歳児から3歳児までの子どもさんたち、お母さんたちにいろんなふうなことで手助けをしたいといったものがスタートだったのが、最近では学校に行かない不登校の子どもたちを、そういったこども館に来てもらうようにして学校に行けるようになったりといったようなところに話がどんどん変わってきてると。そうなってくると、不登校だとかそういったふうな子どものことに関してになると所管が子ども未来課ではなくなってきて、学校教育課であったり、またこども館の施設の中でいろんなふうな何かスポーツをすることとかという話が最近では出てるように聞いておりますけども、そうなる社会教育課のまた管轄になってくる。そういったふうなところで、所管も多岐にわたってきてる。そういったふうな中の議論とか説明がまだまだ不十分ではないかということ、私は先ほどから言ってることでございます。

この質問ばかりするわけにいきませんが、私はやはり議論というか、そういった話をしたい。その予算も今回補正予算の特別委員会がありますけど、そこで説明をするから、まあどんな説明がわかりませんよ、わからないけども、そこで説明を受けたからといって、そのわずか2時間3時間、ひょっとしたら一つの補正予算だけで1日かかるかわかりませんが、それだけで終わっていいのかなというぐらい、もっともっと議論は大事じゃないですかといったところを私はお願いしてるつもりなんです。だから、いやいやもうこれはこれで別にいいよ、もう反対するなら反対すればいいやないかみたいな話では決してないと思います。やはり丁寧な説明、丁寧な議論をしながら、ああ、さすが粕屋町の議会はやはりいろんなことに対してきちっと真摯に向き合って、本当いろんな角度からいろんな議論をしますねといったようなところを求めていきたいと思っております。

そういったふうなことですけども、本当に予算の特別委員会、補正予算の委員会の説明、1日で十分だと思われますか。再度、答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは議員の皆様が説明を聞かれてお決めになることだと思います。それで足りなければもっと時間をとって説明するというのも当然考えます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今、町長のほうから当然説明はきちっとしますと、それでした結果、それは理解される議員もおられれば理解されぬ議員もおられるでしょうと。それで議論がまだ足りないということであれば、やはりそれはそれで時間をとってでも議論すべきであるという考えだと私は今理解しましたので、ぜひとも、この問題はそれだけ大事な議案だと思っております。

また、先ほどから何度も言ってますけども、粕屋町そんなに余裕があるとは思っておりません、財政的にも。私も言うように、やっぱりいろいろな問題、町道の整備にしる、さっき私が言った原町駅のエレベーターの設置にしる、ふれあいバスの今の便数を増やすのもそうですけども反対の逆周りの外周り、内周りのコースをつくるのも一つ。また、やっぱり要望が多いのは、もう高齢化がどんどん進んできてお年寄りが多いんです。車に乗ってあった方も、今車に乗れない。もうバスとかで歩いたりとかっていう方が増えてきてる中で、ルクルまでちょっとルート延ばすとか、そういった大きなお金をかけなくてもできることをやっていただきたい。そういったものが見えることによって、何か箱物だけをつくる、何かをつくる、特に最近給食センター、こういったこども館、やたら、その議論もそうですけども箱物の話がここ一、二年どんどんと議論として出てきてますので、イメージ的には何かどんどん箱物をつくる、教室もそうです。一般教室は確かにどんどん増えてますけども、特別教室が追いついてないという現状もあります。そういった教育問題もわかり、そういったことをきちっとやっていただきたいと思えますし、これは私の思いもありますけど、提案ですけど、給食センターのときと同じとは言えませんが、本当に慎重な議論ができるような場を十分つくっていただきたいということを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思えます。

次の質問でございますけども、これは総合計画が今回第5次の策定に当たる年でございます。そういったことで、本来は総合計画についての質問をと考えたんですけども、なかなか幅が広いといえますか、抽象的なところがどうしても多いんで、今回は、2年前にも質問したことでございますけども、その中の都市計画、通称マスタープランと言われてます、このことについてお尋ねしたいと思えます。

まず、1点目は、粕屋町の現状と都市整備の課題についてということで、粕屋中学校周辺の開発マスタープランの中では、将来的には商業ゾーンといえますか、そういったふうなところに位置づけてあります。今はなかなかそこにまだまだ開発の字にいつてるかどうかはわかりませんが、あそこも農地の関係で網がかかっておりますので、そういった撤廃の問題とか、いろいろ難しいのも十分理解してはございますけども、今現状どうなってるかこういった問題がありますといったところを、担当の方からでも結構でございますので答弁お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、総合計画をつくっております。都市政策部長に答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

小池議員のご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり全国的に人口減少が言われる中で、粕屋町は平成27年度に達すると見込んでいた4万5,000人の人口が平成26年4月には超えるなど、人口の増加は予測を上回っております。住宅用地の確保や生活インフラ整備など受け皿づくりが課題となっております。

しかし、受け皿といいましても整備可能な市街化区域内の未利用地、これはもう少なくなっております。広い土地がありますのは調整区域内の農地などになります。

ご質問の粕屋中学校周辺でございますが、ここも調整区域でありまして、また農振農用の用地の区域でもあります。平成42年を目標年次とする現都市計画マスタープランでは、商業また流通業地域として位置づけています。その実現に向けては、農振除外、農地転用、市街化編入等々の手続が必要となります。これはもう議員も今おっしゃられたとおりでございます。その前段として、当然地権者の方々の意向とか、そういうふうなまとまりが必要でありますので、開発には相当の期間を要するものと思われまます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

大変難しいことは私も十分理解はしております。先ほどの答弁の中に出ました、今粕屋町の中で市街化区域と調整区域があるんですけども、調整区域が何%ほど残ってるかということと、市街化区域がだんだんと少なくなってるということですけども、私も調整区域を外すということの中には、やっぱり県のほうからいくと市街化区域がまだまだ残ってますよ、これが残っているのになぜわざわざ調整区域として網をかけてる場所に何か建てるんですかと、ほかの市街化区域ではだめなんですかといったような話が出てくるかと思われる。そういったときの今の、一つは調整区域がどれだけ残ってるかの質問と、市街化区域がどれだけ残って、その処理というか、これをどんなふうにして今ゼロになくそうという計画があるかどうか、ま

あゼロになくせるかどうかわかりませんが、これはあくまでも地権者の問題だから地権者が何か企業を持って来る、もしくは何かマンション建てる、何かしないと、要は受け身の形だから執行部としては特段積極的にいろんなことをしてませんよってということなのか、その辺の現状を再度お尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今の調整区域が何%か、都市計画区域が何%か、市街化区域が何%かちゅうのは、また都市計画課長のほうからお答えしますが、今の現状で大規模な開発等々やっていますのは、ほとんどが全部とっていいぐらい調整区域です。戸原にしても江辻山にしても、これは今酒殿の区画整理事業に取り組もうとしているところにしても、全部調整区域です。それから、九大農場も調整区域です。そういったことで、やはりもう今市街化区域のキャパがもうほとんどなくなった、やっぱり市街化区域を広げる努力をしていかないかん、住宅が建てられる区域を広くしていかないかんし、工場を誘致できる場所をつくらないかんというようなことで、今年度、来年度を含めてこういった見直しに取り組んでいこうというふうに考えています。パーセントについては所管のほうから話します。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

市街化区域内の残っております空地というのは、大まかに言いますと約10ヘクタールぐらいだと承知しております。この市街化区域を全体的に開発するに当たりましては、やはり所有者の意向を十分に反映しながら的確な土地利用を私どももサポートしていきたいというふうに思っております。

先ほど申されました市街化調整区域の未利用地につきましては、やはり全体的に私どもが今都市計画区域の中の占める割合が57%になっておりますので、先ほど部長も申しましたとおり、その区域の中に所有者の意向を十分に反映しながら、時間はかかりますけれどもサポートをやっていかなくてはいけないというふうなところでは思っております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今調整区域が57%ほどまだ残ってますと、ただ市街化区域については10ヘクタールぐらいということで、だんだんと少ないですよという話でございます。このこと

につきましては、やはり地権者の方がおられますのでその辺と打合せしていただきながら、要望にはなりますけども、同僚議員からも出ておりました、全体的なことでもエリア的なものを決めて建ぺい率とか容積率、そういったものをあわせて検討していただきたいと考えております。

次の2つ目の将来都市構造の現状と問題について。

九州大学原町農場の移転に伴い都市計画のビジョンがあるのか、また緑の拠点づくりの進捗状況はといったところについてお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

答弁です。

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、答弁です。

まず、九大農場の関係でございますけども、質問者ご承知のとおり、今遺跡の試掘に入っております。これは阿恵遺跡という、国でも2例目しかない、これだけきちっとした形で残っておるのということで、大変関心を持っているところです。

来年度中、27年度中にもう概要の全体のその区域を指定しないことには、次の段階の開発をですね、それとどういふふうな九大農場の跡地の活用にするかというのも、これ九大も急いでおります。九大も確か2018年に、1年前置きになりましたから2018年だったと思いますけども、もう伊都キャンパスにいくというようなことでございますので、その間にできれば折り合いをつけて協議を整わせたいと思っております。

後の質問については、所管の課長、部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

今町長が申しましたけど、発掘調査のほうは順調にいったるかと思えます。当事者でございます九州大学と勉強会は議員もご承知のとおりですけど、2カ月に1回とか、そういうふうな定期的な協議というのは続けております。

後の、本当にビジョンと申しますか、そういうなのとは、やっぱり地域がはっきりしてからという話になりますんで、そこのところはうちのほうのマスタープランにもうたっておりますような内容で、そごがないように話し合いを行っていきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

九大農場の件につきましては、今遺跡の問題等々で大変非常に難しいところがあります。その中で、やはり粕屋町マスタープランの中にも緑の拠点といった駕与丁公園、あと丸山公園、あと九大農場にも、三角のトライアングルの中でやはり公園の整備をしていきたいといったようなところも計画の中にはありました。当然2カ月に一度か何がしかの回数で九大との打ち合わせが行われる中で、やはりそこも粕屋町が持っている計画といったものを出していただきながら、また当然今、箱崎キャンパスの方もいろんなグループっていいですか、12だったと思いますけど、そういったところでどういった建物、どういったふうなまちづくりをしたらいいのかといった検討委員会が立ち上がったように聞いております。当然同じような考え方でいくと、この原町農場もやはり九大としては何らかの形でエリア的なもの、何とかゾーンをつくって、スポーツゾーンであったり公園であったり住宅であったり何らかの形の施設がくるのか、それを単純に開発をしていく、そういった組合に任せっ放しにするのか、また箱崎も六本松もUR都市機構が手がけておりますけども、今の流れでいくとURがこちらの農場跡地もやはり関与してくるという可能性も考えられます。

そういった中で、粕屋町の今後の税収入を含めた大変重要なところでもありますので、やはり粕屋町の意向であったり、地区計画に粕屋町の要望的なものを取りあえず一生懸命話を出していただきながら、議会、会議のほうを進めていっていただきたいと思っております。

次の3番目に移りますけども、交通体系整備の現状と課題についてということで、福岡県の事業は今確実に千代・粕屋線もほとんど終わります。あと筑紫野・古賀線のほうも今ずっと順次工事が進んでおります。なかなか単費の町道はできてないんですけども、その辺の計画が今後どうなってるのかとかといったところの現状をお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

所管の都市政策部長のほうからお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

粕屋町におきましては、昭和40年代から50年代に建設された橋梁、道路、そういうようなのが多数あります。これは、老朽化した施設の補修や更新をいかに的確に

対応していくかが課題となっております。

まず、橋梁につきましては平成22年度より健全な維持管理及び長寿命化を図るために点検を実施しております。その結果に基づいて、平成25年度までに町内橋梁の全122橋の点検を実施して、粕屋町橋梁長寿命化計画を作成いたしました。現在、この計画に基づいて老朽化対策を実施しております。

また、道路の整備につきましても、劣化した舗装の打ちかえ等の維持補修工事を計画的に実施いたしまして、道路環境の向上を図っているところでございます。

新規道路網の整備につきましては、国道の201号線から県道の福岡・直方線へアクセス向上のために峰屋敷・向川原線のバイパスの整備を施工中でございます。

今後も、国の補助金とか交付金制度を積極的に活用しまして道路の整備を行っていきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。やはり生活道路でございますので、住民の方が生活する上で必要なところの整備は優先順位をつけながら整備していただきたいなと思っておりますし、もう一つ、これもまた要望しかないんですけども、原町駅から長者原駅までの県道がございますけども、こちらのほうもちょうど真ん中ぐらいと言ったらいいですか、狭い所、これも広くなるといった話も聞いております。それと、中央保育園のところにも歩道はあるんですけども、歩道の中に電柱が立っているところがあったりしております。せっかく歩道があるんだけど、車椅子の方、乳母車の方が通れないようなところもあります。そういった不具合も、町内をいろいろと見られて当然執行部のほうにはああ、ここが傷んでるなとか、ここはちょっとまずいよねといったところは情報としては全部つかんであるかと思っておりますけども、その中でも、当然限りある財源でございますので、やっぱり優先順位をつけていただきながらそれを粛々と実施していただきたいと思っておりますし、以前から私も何度も質問しております、柚須駅の西交差点ですか、あそこの横断歩道もあと1カ所、1カ所というか片側1列だけですけども、マンション側のところの横断歩道も粕屋警察署のほうに進達はしてますという話までは聞いておりますけども、なかなかそれだけでは進むスピードも遅いように感じられておりますので、だんだんとプッシュをしていただきたいと思っております。

また、以前から問題になっております原町駅前、原町バス停のバスカットの問題もそうです、一度話題になったからということで、それが終わったわけではありませぬので、これはこれで。ただ、私は担当課のほうから、あの問題は粕屋町の、関

与するといったらおかしいですけど、担当するところではありませんよと。やはり県の事業だから県がきちとした形で、バス停の移動にしろ、その辺のところはするべきですよといった話も一応報告は受けておりますので、これもあくまで粕屋町が単独でできない事業ではありますけども、先ほど言った原町駅から伊賀駅の県道の問題にしろ、原町駅前信号機のところから原町バス停の移動の問題、バスカットの利用の問題、これも県に働きかけていただいて、一日も早い解決ができるようにお願いいたしまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(6番 小池弘基君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて暫時休憩といたします。

(休憩 午後0時11分)

(再開 午後0時45分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

12番山脇秀隆議員。

(12番 山脇秀隆君 登壇)

◎12番（山脇秀隆君）

12番山脇秀隆です。今日、最後になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従い質問をしていきたいと思っております。

今回は、平成27年度の町長の施政方針並びに重要施策についてお伺いをしていきたいと思っております。

因町長は、平成23年に町長に就任以来、これまでの町運営を振り返り、町の現状と将来を見据え、町民目線に立った安心・安全なまちづくりに取り組んできたことを述べられ、今後の社会環境を取り巻く課題に対処するため、これまで築いてきた行財政の基盤を検証しながら生活者目線で地域の特性を生かした戦略的な効率のよい行財政運営を基本方針としていくとしております。そして、市制を見据えた第5次総合計画の策定を進めていくと言われております。今年度補正予算や来年度予算における重点政策にも、その基本方針が反映されていると思っております。

国は地方創生を掲げ、日本の人口減少を食いとめるため地方の活性化を推進する総合戦略を策定し、地方の自治体にも地方版総合戦略の計画策定を求めてきております。しかしながら、粕屋町は人口の減少はおろか逆に増加してきているのが現状であります。また、150万都市の福岡市と隣接しており、地理的条件もよいことから子どもの数も年々増加し、保育園や学校などのインフラ整備も力を注がなければ

なりません。そのことは平成27年度予算にも至るところに反映していることでもわかります。

そうした中、重要施策は町長が力点を置いた部分であろうかと思えます。

そこで質問をいたします。質問に当たりましては、1章ごとの一括質問とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、「都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまち」の実現についてであります。

第4次総合計画の最終年に当たる平成27年度は、本町の交通の利便性を生かし、企業の誘致や開発、新しい産業の創出で雇用の創出や地域経済の活性化を図るとしております。九州大学農場の移転完了も平成30年と迫る中、町長はこの地を新たな町の顔となるべき拠点づくりをと言われておりますが、具体的にどのような考えなのかお聞きしたいと思います。

また、酒殿周辺における土地区画整理事業を進めるに当たり、町の資源の恵みを享受できるとありますが、資源の恵みとは何を指すのかお聞きしたいと思います。

次に、柚須駅のバリアフリー化において、国庫補助事業で行うことから町の負担も生じます。どれほどの町の負担が考えられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、JR福北ゆたか線は黒字路線ですが、香椎線は赤字路線のようでございます。JRは、株式上場を考えていることから、この香椎線の駅の無人化を実施することを決めました。町長は、安心・安全、防犯の見地から宇美町、須恵町、粕屋町の3町で駅の無人化の撤廃の要望をしていくと言われておりますが、実際には厳しいと思われまます。駅の管理を市町村に委ねているところもあると聞きます。そうした方法も考えられるのではないかと思います。見解を求めます。

次に、国による60年ぶりと言われる農協、農政改革が進められようとしております。農業者は、農協を通さず作物を流通させることができるようになることから、高付加価値の農産物の生産や加工販売を手がけることができる、そうした高付加価値農業6次産業化の育成や農地の有効利用を推進していく農政のあり方を関係団体と連携、協議していくとありますが、こういった形で支援を考えているのかお聞かせください。

また、新しい給食センターへの地元農産物の地産地消をとありますが、これまでブロッコリー以外の農産物は数量や規格の問題から地産地消には向いていないと言われてきました。何か別の方法で考えられているのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、商工業の活性化についてであります。

プレミアムつき商品券のプレミア率を、前回の10%から20%に上げての商品券2億円を発行するということでもあります。国からの補助制度を活用しての補正予算で

の取り組みであります。3,900万円が国、県の支出金で、100万円が町の手出しだと思えます。プレミア率が上がったことで購買意欲が非常に高まることが考えられます。1人当たりの購入の上限が設けられていると思えますが、町民全般に広く行き渡るような取り組みを考えているのかをお聞きします。

続きまして、2年ぶりに駕与丁公園において花火大会が商工会と町の共同開催で実施されるとのことです。久々の開催に、町民の皆さんは胸躍っているように感じます。それほど待ちわびていたものだと思います。そうした中、商工会が開催しているイメージが薄いと感じます。町内の商工業の積極的な参加が求められます。運営はもちろん、町も人的投入をしての開催と思いますが、花火大会のためだけではなく、異業種交流を定期的で開催し、活性化のためにさまざまなアイデアを引き出していくことが求められます。そういった取り組みがあるのかお聞きいたします。

以上、第4次後期計画の体系の第1章についての一括質問であります。ご答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず、西の玄関になります九大農場の関係でございます。今阿恵遺跡という糟屋官衙の遺跡が試掘されております。このことは、町にとっては歴史が厚くなる、発信力が強くなるという大きなメリットがございます。聞くところによりますと、その官衙遺跡から太宰府の政庁跡に20メートルの幹線道路が走っておったというようなことでございます。ということは、粕屋町は古来から交通の拠点であった、糟屋郡内の中心地であったということが言えるのではないかと思います。

そういったことで、27年度中に、先ほど小池議員の質問にもお答えしましたように、史跡の範囲を限定するために試掘を広範囲に行いたいと思います。それに基づいて以降の土地利用について九大との協議を重ねてまいりたいと思います。

なお、一部については、そういった史跡が国指定になれば、その部分の重要な部分については町有地として取得しまして一部公園化をしていくという、緑地の部分になろうかと思います。

それから、次は、酒殿駅前の土地区画整理事業でございます。これは今、区画整理組合をつくっていただくがために、その準備、手続を進めております。ここで28年度中ぐらいには組合ができて、組合が活動してくれるんじゃないかと思います。これは、酒殿駅はすぐ駕与丁池が一番近うございまして、イオンモールという大規模流通センターがございます。そういった意味では一番住宅に適した土地である

というふうに思っております。非常に住宅地としてはポテンシャルの高い地域ではないかと思えます。

それから、柚須バリアフリーの町の負担でございますけども、これは国が3分の1、JR 3分の1、町が3分の1でございます。今回確か債務負担行為で1億円を組んでおります。

それから、福北ゆたか線はJRの中で唯一黒字の路線であるというふうに新聞でも載っております。しかし、あとの全ては赤字ということであるようです。その中でJR九州、31について無人化をするという中で、香椎線がそのうち13駅ということで報道されました。粕屋町にとっては伊賀駅、それから酒殿駅があるわけでございますけども、その2駅についてはぜひとも無人化をしない方向でのご検討をいただきたいというふうに要望しておるところです。

先ほど山脇議員のほうから、こういう方法もあるのではないかという提案でございました。そういったことも含めて乗降者の安全・安心を守るという見地を含めて検討をしますけども、その前にJRはそれを変えるような施策をするようです。その状況を見まして今後検討をしていきたいと思えます。

農業団体との連携強化でございますけども、これは農協、農政改革が今進められております。その中で、特に農協の役割が農政に視点を置くと、重点を置けという農協の運営自体の指摘がなされております。要するに、農協の設立の原点に返れということだろうと思えます。

そうはいったものの、やっぱり一番今農協収入になっておりますのは金融とか開発とか等々が、そうでない分野のほうが農協の運営の本旨になっておるところでございます。しかし、この農協改革という中で、それと農政改革の中で農協の視点が農業に移ってくるということから、今粕屋町の農業、こんな広大な約280ヘクタールございます、その農地をいかに後継者も、今高齢者の高齢化と後継者がいないという両パンチで、非常に農業がもう米をつくるのがいっぱいというような状況でございます。特に粕屋町の農業者は農地とは違った資産をお持ちでございますし、なかなか足を出す方向での力の向きがちょっと弱いようでございます。しかし、やっぱり地産地消も含めまして、特に粕屋町のあるところは昔はスイカをつくったり白菜をつくったり、いろんな土地がちょうど野菜向きな土地ということで、そういったことが行われていました。そういったことが果たして今の時代に合うかというのは別問題として、まず今回PFIで建設を27年度から行います粕屋給食センターのほうに地産地消の消費を進めていきたい。今までは規格のものしかとらないといったことでもございましたけども、今後は規格はどうでもいいというようなことでもございますので、生産をされたものをそこに納入していくというようなことで計画、そ

れはある程度の一定の規格は要りましようけど、全くがらがらのものを受け取りま
すということではないと思いますけども、まずそういったところから取り組んでい
きたい、地元農家と。それから、シルバー人材センターも農協の退職者が今そうい
った農業関係の指導をしております。もう既に野菜づくり、トマトづくりとかやっ
ておりますので、それも専門家でございますので、そっちの方にもシルバー人材セ
ンターの収益拡大のためにもそういった事業に携わっていただきたいと思います。

それから、プレミアム商品券、これは今年度は2億円ということで、大変大きい
額になっております。これ20%ということで、2億4,000万円になります。これ
は、住宅改修とかそういうものには100万円までが限度です。一般の商品、それか
ら飲食関係につきましては10万円、それもイオンモールで使う分と一般商店で使う
分は分けられております。一緒ですと、ほとんどイオンモールにいて、地域での
消費がないと思います、一応そういった、これは商工会を窓口にいたしております
ので、そういったことにしております。

それから、花火大会を今年3年ぶりに行います。これは粕屋町と商工会共催で実
施するということで、今実行委員会形式であるということで進めております。

それから、この花火大会を通じて寄附金とかそういったものを募ることになりま
す。そういったことを契機に異業種交流のきっかけづくりをしていきたいと思っ
ております。

以上だと思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

いろいろまとめて質問しましたので、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが
けど、1問1問やっていると何を質問してるかが逆にわかりづらいのではないだろ
うかということで、章ごとの一括質問というふうにさせていただきました。

その中で、国の九大農場につきましては国の史跡の指定を受けて、そこを町で買
って公園化をしたいというような今答弁でありました。そして、酒殿につきまして
は住宅環境地としての環境の資源という意味だということで、それもわかりまし
た。柚須駅のバリアフリー化につきましても、3分の1、3分の1、3分の1と債
務負担行為で1億円ということでありました。柚須駅については快速もとまるとい
うことはあったんですけど、一部では国土交通省との対話の中で柚須駅についてバ
リアフリー化をして、そして快速をとめることの要望を出しててなったというのは
お話がありました。そうした中で、バリアフリー化につきましてはほかの議員さん
たちもいろいろ町に対して早くあそこをよくしてくれというような要望も出してお

りましたので、一部でやられて、それが成ったっていう話では私はないというふう
に感じておりますので、その辺は町長が、バリアフリー化に伴って町も予算を組ん
だんであるんだから J R も何か町に対してお返しをしてくださいますとといった流れの中
で、じゃあ快速をとめましょうというふうになったというような話も漏れ聞こえて
おりますので、その辺の真意をちょっとお聞かせしていただいてもいいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、昔は5,000人以上が国土交通省の補助があるということであったんです
けど、今は3,000人になってるということでございます。柚須駅も7,000人に近うご
ざいます、6,900人というふうになっております。その中で、もともとホームが狭
くて、特に快速はとまらんで吉塚方面にそのまま行くもんですから、もう風圧で飛
ばされそうな状況もありました。危険だから何とか改良しようということで、J R
との話をしておりました。その中で、こういった補助つきのものに乗れそうだと
いうようなことで J R の話がありまして、それだったらもうちょっと負担金を少なく
してくれませんか、まだ3億円も膨らんでおったんですけども、できるだけ町で
出す経費が少なくなるようにということで3億円どまりでやっていただきました。
そのときにもう六千、七千近い乗降客があるんやから快速もとめてくださいよとい
うお話をしております。余り変わった話ではございません、質問者と同じです。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。

あと、農業改革の中で、当然これから280ヘクタールある農地の後継者の育成を
町も支援をしていくというふうなお話でありました。その中で、給食センターにつ
いて地産地消の農産物をおさめていく、それは規格にはこだわらないというふうな
お話でもありましたけど、ただ心配なのは安定供給、毎日行うことなので安定供給
が果たしてできるのかなっていう、そういう不安もありますので、その辺はどのよ
うに考えていらっしゃいますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは今からのお話でございますので、私が今ここで公表するのがいいのかどう
かというのもございます。ただ、何人かでお願いをして年間通じていろんな多種の

作物をつくっていただくということもありましようけども、やっぱり一つ一つのグループで、例えばジャガイモをつくってください、ジャガイモは春と秋とあります、ネギがあります、作物によって得意とするエキスパートの方がいらっしゃったりしますので、ベースとしてそういった方向でお話をしていって、できるだけ広い町内の農業者のグループをつくっていただいて地産地消を進めていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員、失礼しました、山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

よく間違えられます、雰囲気似てるっていう感じですね。

昨日の一般質問の答弁の中も80%を自前でというようなお話もございましたので、いきなりは多分いかないだろうとは思いますが、地産地消という面からそういったことを積極的に推進していただくという面では非常に大事なことであると思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、このプレミアムつき商品券なんですね。この辺はほとんど国の補助制度をそのまま右から左というような感じに思えるんですね。町としてはじゃあ何をそこに追加してっていうのはないと思うんで、多分これは来年もやられるのかやられないのか、ちょっと当初予算には出てきてないので、また補正でやるのかなと思ったりしてんですが、あくまでも国の補助政策にのっかってこのプレミアムつき商品券を出してるというふうに感じるわけですね。ほかの自治体とか見ますと、結構3割とかというふうに出しているところもあるんですね。それこそ本当にのどから手が出るほど町民の方が欲しがらるぐらいのをプレミアムつきになっていると思うんですね。そういった点から、町としてもやはりもう少しこの辺を、右から左っていう補助の移行じゃなくて、町もそこにやはり幾らか手出しをして支援をしていくというようなあり方もあっていいのではないかな。ただ、3月6日までがこの期限になっておりますので、次回またこれがそのまま引き継がれるとは思ひませんので、なるべくこれを維持できるような支援体制を今後つくってほしいな、27年度は、もし補正で組むようであればそういうことも少しは考えてやっていただきたいなというふうに思ひます。

次の質問に移ります。

次に、第2章、「誰もが安心していきいき暮らせるやさしいまち」のまちづくりの取り組みについてであります。

施政方針に従ってやっておりますので、施政方針見ながら追っかけてもらったら、そのとおり順番になっておりますのでよろしくお願ひいたします。

まず、待機児童対策として、認定こども園と新設の民間保育所が開園し、待機児童が大幅に改善されるとしております。260名の保育定員が新たに増え、待機児童も改善されると思いますが、実際には待機児童がゼロではないということでありませす。ゼロ歳児の受け入れが、保育士の確保が難しいことから受け入れが困難ということが背景にあるようです。現時点での待機児童が既に出ている問題は、認可外の保育所がカバーしているように思います。

須恵町では、今議会において、認可外保育所に対して認可と認可外との保育料の半額を助成する議案が出ているようであります。各町の状況はそれぞれ違いますが、認可外に対しての支援もこれからは考慮していく必要があります。先ほど福永議員の中でもそういったお話もありましたので、それもダブるかもしれませんが、その辺含めてお願いしたいと思います。

また、老朽化した保育所の問題も喫緊の課題であろうかと思ひます。こうした課題に対してどのように取り組んでいくのかをお聞きいたします。これもダブる話だと思いますので、あわせてよろしくお祈ひします。

次に、(仮称)こども館の建設についてであります。子育て支援センターと児童館の機能を持たせた建物と言われております。農林水産業費県補助金から2億円ということで、5億円程度の建物だということでありませす。子育て支援の拠点やボランティア活動の拠点といったものが町にはありません。そうした拠点に(仮称)こども館が成りうることは、非常によいことだというふうに思ひます。

しかし、細かい部分での機能が見えてこないのが現状であります。設計段階から細かい要望を決めていかななくてはならないと思ひます。建物はできました、あとはご自由にお使ひくださいでは、その機能を十二分に使うことはできないだろうと思ひます。

このような成果主義に行政運営は移行してあります。しかし、それは町長も言われているとおり、可視化ができることが前提になってあります。何をしたかではなく、何をなし得たのかが成果を重視した戦略的な行政運営であると言われました。そうであるならば、(仮称)こども館の建設に向けた協議を可視化していただきたいと思ひますが、見解をお聞きいたします。

次に、高齢者施策についてであります。介護が必要になっても住みなれた場所で暮らし続けることができる仕組みづくりとして、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでありますが、地域の実情に合わせ、多様なサービスを提供できる仕組みづくりとして生活支援サポーターの育成を掲げられてあります。その中で自助、共助、互助、公助の仕組みづくりで、この新たに加わったと思ひますが互助、この仕組みづくりとはどのようなものか、教えていただきたいと思ひます。

次に、高齢者の生きがいづくりの提供の場として、久山温泉と提携しての温泉入浴券の助成をうたっております。新規事業として具体的でよい施策と考えます。対象は70歳以上の方に500円の助成を行うことで、一般会計に650万円余りが補正で組み込まれております。当然に繰越明許費として平成27年度も引き続き事業が展開されると思いますが、一般会計からの助成金になるので、その対象を70歳以上の方のお孫さんなどのご家族も含めてはどうかと考えます。これを町長の見解をお聞きします。

障害者施策においては、第4期障害者計画・障害福祉計画の策定における推進、町営住宅管理運営事業における長寿命化計画による改修、健康づくりにおける歯周病疾患予防事業の継続、感染症予防事業の町単独の助成など、引き続き推進を行うことにつきましては賛成であり、質問はありません。

以上、第2章についての質問であります。ご答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

認可保育所と認可外保育所の負担の軽減ということが質問にありました。今粕屋町は、届け出保育所に対しては、これは糟屋郡内で私のところではございますが、児童1人につき1万5,000円の補助をしております。24年までは1万円で行っていましたが、25年度に50%上げて1万5,000円としています。須恵が、今おっしゃった認可と、でない保育所の差額について、これは調査いたします。

次に、こども館の関係でございますけれども……。

◎12番（山脇秀隆君）

老朽化した……。

◎町長（因 清範君）

中央保育所。

◎12番（山脇秀隆君）

保育所の件の今後の、まあそれは先ほどありましたけど。

◎町長（因 清範君）

中央保育所、仲原保育所については、公共施設等管理計画を来年度中につくりまします。それに基づいて緊急度の高いものから仕分けをして取り組んでいきたいと思っております。

その次がこども館になるんですけど、こども館については町民とか関係者の方々と一緒に話し合いをしながら、これは設計者も入って意見を取り入れながら組み立てをしてきたところでございます。議会のほうに説明不十分ということでの質問が

ございましたけども、これ予算委員会でしっかりと説明をし、ご理解をいただきたいと思えます。これ、遠くでは見られたと思えますけども、この辺にはない立派な、木造でやわらかい感覚の施設でございます。

自助、共助、互助、これ共助っちゅうのはある程度の範囲、互助は向こう三軒両隣、昔は向こう三軒両隣という単位でございます。災害等の場合は、この単位が一番命を救う単位と言われております。それから、今高齢者包括支援の関係のシステムづくりをしておりますけども、そういう中でもやっぱり一番近い方がちょっとした支援をするというふうなことが課題になっておりますし、この単位が町の、要するに町の創生とかにつながる地域の創生の一番原点ではないかというふうに考えております。そういった意味の言葉を互助という表現をいたしました。

久山温泉につきましては、今議員がお示しされたとおりに個人負担200円、それから町が補助するのは500円でございます。お孫さん等については、今後その状況を見ながら検討していきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

保育所の件につきましては、公共施設の計画の中でやっていくということだったんですけど、後でも多分その問題はあると思うんです。その中でちょっとまた述べたいと思えますが、それはちょっと後にしたいと思えます。

それと、この互助って、例えば互助会とかありますよね。これ、文面、町長の造語ですか。それとも、何かあるんですかね、向こう三軒両隣っていうのが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

向こう三軒両隣っていうのは昔からあります、そういう言葉は。互助というのは、今地域包括システムのほうで互助という言葉を使うということでございますので、きちんとした説明は介護福祉課長に答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

お答えさせていただきます。

ご質問の趣旨で、互助による地域包括ケアの仕組みづくりとはどういったことかというご質問だったと思えます。高齢者がお互いに支える、支え合うという立場で支援するというのを互助というふうに使っております。地域包括ケアシステムの

構築は、地域でお互いにみんなで支え合う仕組みをつくるということでございますが、その背景にはこれから10年先高齢者が増えるということと、もう一つ、若い世代が減っていくということ、それは介護の担い手が減るということで、専門職が減るという時代がやってまいります。そうしたときに、介護を必要とする高齢者だけでなく、高齢者は85%が粕屋町も元気で生き生きされた方でございますが、そういう方たちも増えていきますので、お互いにちょっとした生活支援を、元気な高齢者の方が少し必要とする方の支援をするという考え方、そういった仕組みをつくっていくということで方法として介護サポーター、これは65歳以上の方を対象とした、若い方ももちろんいいんですけども、できたら65歳以上の方が手を挙げていただいて学んでいただいているものでございます。住民の方がお互いに高齢者を支えられたり支え合うという仕組み、それとゆうゆうサロンのボランティアさんの充実と、あとシルバー人材センターの基準を緩和して高齢者の方が生活支援に入るという部分とか、そういったことをやっただきながら仕組みをつくっていく。そうすることで高齢者が社会参加をされること、そして元気な方が生活支援で手助けをすること、それが介護予防にもつながって、新しい介護予防の考え方ということで、この総合事業を入れるようにしております。そういったことを互助というふうに言わせてもらっております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

それでわかりました、互助という言葉を使ったのはですね。

これ、互助っていうのは相互扶助とか何かそういった形でお金を伴うというのはちょっとあると思ったんですよね。今言われたように介護の手伝いをするとか、そういった事業の手助けをするということであれば当然そこには何らかのお金が動くのかな、そういったことが互助だっていうふうに自分も認識したんで、今の答えで多分そういうふうな互助っていうのが意味がわかりましたんで、それはそれでいいと思います。

そして、あと入浴券ですね、久山温泉の入浴券についてですけど、高齢者は当然、自分ももう来年還暦なんで高齢者高齢者と言いたくないですけど、70歳は元気だと思うんですよ、当然ね。70歳以上ということで1人でも行けないかなと思うんですけど、ただ1人で例えばおじいちゃん行くかなっていう感じなんですね。当然そこにはご家族がいたりお孫さんがいたりっていうような、当然その方たちと一緒にいきたいよね、わざわざ1人ではでは行かないよね、一緒に行きたいよね、多分そういうのがいろんな面でその70歳以上の方に入浴券を使わせるような方向になっ

ていくと思うんですね。ですから、検討していただくということなんで、そのへん含めてご家族も使えるような、何かそういったものがあればな。少しでも、同じようとは言いませんので、もしできるのであればご家族行く場合は例えばその半分であるとか、そういったことで助成が出るとか、そういうふうにしていただければもっとその活用ができるのではないかなというふうに思っております。

それでは次に、第3章、「人・地域・文化を愛する人を育むまち」づくりの取り組みについてであります。

教育行政の改革で、いよいよ本年4月より新教育長が誕生します。首長の権限強化により、学校教育行政にかかわることが多くなります。それに伴い総合教育会議が設置され、教育振興の施策が策定されます。学力の向上や不登校児童・生徒の課題については、学校経営報告会などでその取り組みが紹介され、その取り組みによって全国学力調査においては芳しい成績をおさめられております。日ごろの先生方のご苦勞に感謝したいという気持ちであります。また、不登校問題に関しまして、スクールソーシャルワーカーや適正指導教室などで行政も支援するなど、学校、地域、家庭が連携して町の教育行政を支えています。

こうしたことを踏まえ、町長の教育行政への介入がなされるわけでありまして。ハード面とソフト面、両方に責任を持たなければなりません。ハード面におきましては、小・中学校への空調設備の設置や児童・生徒の増加による教室の増築、老朽化した校舎の改修と教育環境の整備、そして学校給食調理場の建設の開始など、その責任を果たしてきたと思います。ソフト面である粕屋町の教育振興を、人・地域・文化からどのように考えていくのかをお聞きしたいと思います。

3章については、これでありまして。よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、教育委員長がなくなり、教育長がその任務を果たし、そして教育行政については総合教育会議をその自治体の首長が招集いたしまして、その町の教育の基本的な方針の策定をするということになっておりますので、27年度できるだけ早く教育総合会議を招集をしたいと思っておりますけれども、まだ今その準備を学校教育課のほうでやっております。

それともう一つ、どういった会議をするのか、内容についてどういった会議をするのかということでございます。今回初めてでございますので、どういった会議を、それは法律にはこれこれこれという列挙がございますけれども、やっぱり余り首長が教育の中に考え方を突っ込んでというのは、市長がかかわるたびに教育方針が

変わるとかというのは余り好ましくないだろうと思います。それで、私は施設の充実と、やっぱり学力向上が住民の移動を少なくすると思います。そういったことでは、今大塚教育長が学力向上に大変熱心に取り組んでございますので、よりそれを発展させる方法について総合教育会議の中で議論をしていきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

学力向上につきましては、最近経営報告会なるものが非常に活発化になりまして、校長先生の発表で今年はどうしていきます、こういった取り組みをします、またその結果の報告をちゃんとして検証をして、また反省点踏まえて、また次はこうこうしていきますというような流れが今ようやくできて、非常に子どもたちの学力向上も非常に上がってて県平均より上に行くようになった、非常にこれよいことだというふうに感じてますし、当然、今町長が言われましたように定住化に向けた施策の一環であろうというふうに思います。

そうした中で、教育長の当然権限も増えて、そこに行き過ぎないようにそれを監督管理するのが町長だろうというふうに思ってますが、やはり人に対して、教育に関しての学力向上についてはわかるんですね。今までそうやってきたから、それは当然そうだと思いますし、体力向上についてもいろいろやってるし、道徳的な部分も報告会の中ではきちっと入って、不登校についてももしっかり対応しているというふうに感じてます。ただ、どうしても、私も以前から何遍も言うようですけど、学校教育関係に言わせたら、いや、やってますっていうような話するんですけど、どうしても表に出てこない、この人・地域・文化の文化ですね、文化っていう部分がやっぱり弱いのかなっていうふうな気持ちもあります。そういった面で、劇場法ができたときにサンレイクさくらホールを拠点とした施策策定をしていきますというような流れの中で、いまだにそれがまだできてないという部分もありますし、町長の文化に対する思いがやっぱりもう少しあってもいいのかな。当然ここで総合教育会議の中でもそういった文化をもう少し丁寧に言うていってくださったら、もっとこの粕屋町が定住化に向けた部分で本当に文化あふれる町になっていくのかなっていうふうに感じておりますので、今後はそれをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第4章「交流と助け合いによりお互いを大切にしあえるまち」の実現についてであります。

防災・減災対策において、防災拠点となる庁舎に非常用発電設備を新設するとの

ことであります。予算は7,000万円の建設費になり、緊急防災・減災事業債でできるようにありますが、国が示している事業年度は平成26年から28年度であり、その70%が地方交付税措置され、残り30%は町の負担になります。災害は、いつ起こってもおかしくない状況にありますが、あえて今行わなければならない理由は何かを教えてくださいたいと思います。

次に、消防救急体制の充実による貝田交差点の粕屋南部消防署西出張所が今年度中に開業するとのことですが、建設場所が粕屋町になっているので、粕屋中南部6町の負担割合がどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

以上が第4章についてであります。答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

最初は、災害時の非常用電気の件でございますけども、なぜ今かということがございます。質問者もおっしゃったように、災害はいつ何どき起こるかわからないということがございますので、できるだけ早い時期にこういった万全の態勢をとっておきたいということがございます。

次に、貝田交差点の出張所の負担割合については、所管の協働のまちの課長から答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

安川協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安川喜代昭君）

出張所につきましては、粕屋町の貝田交差点のところにできるようになっておりますが、負担割合につきましては6町でそれぞれ負担するということになっております。均等割と人口割になります。通常の運営費と同じです。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

確かにいつ災害が起こってもおかしくないので、できるときにやりたいというのはわかります。ただ、いろんな今回補正含めて当初予算、かなりお金の流れができてくると思うんですね。そういった中で、まだ28年度まで事業年度があるのであれば一気にここに集約する必要があるのかなというのが一つあって、その辺がちょっと疑問に思ったんで、なぜ今かっていうふうに聞いたわけですね。セオリーどおりの答弁ということになります、何かありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今の防災のための電源の施設でございますけど、私町長就任して山脇議員たちが確か10月に東日本の震災地に行かれました。恐らく同じ東松島市ではなかったかと思えます。私もその後、翌年の7月に行ってまいりました。そのときに、その防災の拠点の施設をつくったからよかったと。もうあそこは既に防災マップを出しておりました。この防災マップを出したのがよかったのか悪かったのか、それをはるかに超える津波でございまして、松島市民はその防災マップを信じたということでかなりの被害があったということで、市長がそういった話をしてございました。そういったことから、やっぱり備えあればということで、そういったものが国のほうで仕組まれたのであれば、即これを取りつけるべきだというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そういう答えを求めているので、簡単にじゃなくて町長の思いを、施政方針ですから、町長の思いを、どうしてこうしたいのかっていうのがそういうふうに具体的にわかれば非常に理解をしやすいというふうに感じますので、よろしく願います。

中南部消防署の西出張所が均等割ということで、安心しました。というのも、今の中南部消防署につきましては均等割じゃなかったんですね。今の中部消防署、均等割じゃなくて割り増しがついてるんですよ。だから、今回もしそういうことでつけられたのであれば非常な問題であるから、そこはやっぱり意見をしていかなきゃいけないなというにちょっと感じましたので質問をいたしました。

最後に、第5章、「みんなで創り進めるまちづくり」の実現に向けてについてであります。

健全で効率的な行財政運営を行うに当たり、受益者負担の改正も含め自主財源の確保に力を入れていくことを言われております。平成27年度の自主財源比率は55%と、ここ10年の財政状況の中で一番悪い数値となりました。この数字の意味するものは何が原因と考えるか、教えていただきたいと思えます。

また、公共施設等総合管理計画を策定して、この先10年の公共施設や道路橋梁、上下水道といったインフラの維持管理費などの更新や長寿命化の対策をしていくと言われております。町有財産管理事業費の委託費として750万円余りが計上されております。最近では外部委託でさまざまなリスク管理や調査を行っていて、実際にその策定どおりに計画が実施されているのか疑問であります。策定しても努力目標

であったり、同じ計画が繰り返されているような気がいたします。さまざまな委託費についても相当のお金がかかっていると思います。無駄とは思いませんが、今まで行ってきたものとの精査も必要と考えます。みんなで作るとは、みんなのお金を使ってつくるという意味なのか、その辺も含めておっしゃっていただきたいと思います。

次に、消費生活問題では、複雑多様化する犯罪に対応するため粕屋町ほか4町で広域相談窓口を設置するということでもあります。名称は、かすや中南部広域消費生活センターで、各町の負担金は140万円余りです。単純な疑問ですが、久山町がなぜ抜けているのかちょっとわからないので、その説明をしていただきたいと思います。

そして、最後に、経営政策下における社会保障・税番号制度の推進における課題は多いと思われまます。平成27年10月より実施に向けた作業が始まります。人的にも多くの負担を強いることが予想されます。運用の準備に余念がないと思いますが、人的確保をどのように考えているのか。

以上、第5章についての最後の質問であります。ご答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

数字のことですから、経営政策課長のほうに答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

自主財源の部分についてお答えしたいと思います。自主財源の割合が押しているという内容の要因とされておるものにつきましては、補助金等を活用しているという点と、あと基金の取り崩し等も下げております。そういったことが一つの要因になってきておると思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

公共施設等総合管理計画が計画倒れにならないように、適正な執行をしてもらいたいということだと思いますが、これは来年2月にでき上がります。それに基づいて優先順位を決めまして、これも優先順位の上からということで、全体の予算の関係もございますので、適切に、皆さんが理解できるという内容での執行をまいります。

それから、かすや中南部消費者センターで久山が入ってないということは、久山はつくってます、自分のとこで。自分の町であるということで、これには加入をしておりません。久山町は独自でつくってます、そういうことです。将来は、何年か先には一緒にいらせてもらうという話をしてますけど、今の段階ではそういった、つくったばかりだそうでございます。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

最後のご質問の社会保障・税番号制度の、これから初めて日本が取り組む問題ですので、人的確保が必要だというご意見だろうと思います。

当然です、これは非常に専門的な知識も要るし、総合的な感覚で対処しなくちゃいけないということで、経営政策課を中心にチームを編成してこの対応に当たっております。人的な確保は我々の責任でもございますので、真剣にこれは対応していきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

この自主財源比率55%、当然全体的予算が膨らんだのでパーセンテージには下がるってわかるんですね。じゃあどうしてそこが増えたのかというと、今言われたように補助金であったり基金の取り崩し、ということは事業が増えたっていうふうに自分たちは見るんですけど、それで間違いないですかね。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

経常的な事業に対して、そういう統一的な事業が増えてきているということになります。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

はい、わかりました。非常に町長も積極的で、随分お金を使いながら、お金を使うというところちょっと変な言い方ですけど、補助金を取りながらのお金を使うやり方というふうに感じてますけど、市制に向かった取り組みだというふうに感じてます。町長の今回施政方針と重点政策を読み返すうちに、多くの事業を行い、多くのお金を使い、当然に補助事業には乗っかっているとは思いますが多少なりとも手出

しはあるわけで、公債費率を上げる方向にあると思いました。しかし、積極的な取り組みは粕屋町を市にするための基盤整備と考えます。町長が言うように、何度も言いますが何をしたかではなく何をなし得たか、いわゆる成果主義にならんがためだと感じました。そして、一番大事なのは可視化できることがその成果主義の絶対条件であるというふうに思います。必要な事業は必要でしょう。もし必要であるとするならば、必要であることをわからせることも必要であります。町執行部におきましては、十分な説得力を持って事業を遂行していただきたいと思えます。

これで一般質問を終わります。

(12番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後1時47分)

平成27年第1回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成27年3月20日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範	副町長 箱田彰
教育長 大塚豊	総務部長 八尋悟郎
住民福祉部長 水上尚子	都市政策部長 吉武信一
教育委員会次長 関博夫	総務課長 安河内強士
経営政策課長 山本浩	協働のまちづくり課長 安川喜代昭
税務課長 石山裕	収納課管理係主幹 豊福健司

社会教育課長	中小原 浩 臣	学校教育課長	八 尋 哲 男
健康づくり課長	大 石 進	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	今 泉 真 次	介護福祉課長	吉 原 郁 子
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	安河内 涉
地域振興課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	中 原 一 雄		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

議案第2号粕屋町行政手続条例の一部を改正する条例について、本件に関し、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

おはようございます。

それでは、早速報告をいたします。

平成27年3月第1回定例議会におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案につきまして、その審議の経過と結果をご報告いたします。

総務部総務課所管であります議案第2号は、粕屋町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。平成26年6月13日に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日より施行されることから粕屋町の行政手続条例の一部を改正する必要性があり、議会の議決を求められたものであります。

今回の法律の主な改正点は、行政指導を行う際の根拠理由等を明示すること、法律の要件に適合しない行政指導の中止を求める制度、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める制度を整備するものであります。ただし、町が行うその根拠となる規定が、条例または規則に置かれている処分及び行政指導については、法律の適用はありません。行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることから、必要な措置を講ずる法律の努力規定にのっとり、今回法律の対象外になる部分について行政手続条例に規定するため改正を行うものであります。これにより、町は許認可等に基づく行政指導をする際には、相手方に対して法的根拠を示さなければなりません。また、法令に違反する行為の是正を求める行政指導に対して不服があるときは、申し出書により町に対して当該行政指導の中止その他の必要な措置を求めることができます。そして、町は必要な調査を行い、行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないときは、行政指導の中止その他の必要な措置をとらなければなりません。また、第三者からの申し出により、法令に違反する事実がある場合、町に対して処分または行政指導をすることを求めることができま

す。そして、町は必要な調査を行い、その結果、必要があるときは処分または行政指導を行わなければなりません。総務課で受け付けし、原課のもとで対応することになります。

総務常任委員会で慎重に審議した結果、全員の賛成をもって可決すべきことと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する総務常任会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第3号粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本件に関し総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、総務部総務課所管の議案第3号は、粕屋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

付託を受けました総務常任委員会における議案の審議の経過と結果についてご報告いたします。

この条例は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償を定めておりますが、今回各種所要の整備を行うものであります。具体的な改正点は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い教育委員長の報酬を削るもの、固定資産評価審査委員会の委員報酬を年額1万6,000円から日額7,000円に改めるもの、施設での不在者投票に際し指定病院等における外部立会人の報酬日額1万700円を定めるもの、町内の重要な文化財について指導、助言を求める文化財調査指導委員会の委員報酬日額1万円を定めるものとなっております。

教育委員長の報酬を削ることにつきましては、本年4月1日から施行されます。ただし、改正法において現教育長の任期を有する期間については従前のおりとなっており、この改正法は適用されませんので、教育委員長の身分保障は現行どおりとなります。また、固定資産評価審査委員会におきましては、年1回の開催となっておりますが、今後回数が増えることが予想されることから、南部3町とあわせ日額に変更するものであります。そして、新たに指定病院等での外部立会人の費用弁償を定め、九大農場阿恵遺跡に関しましても国の文化財調査員委員会からの要請もあり、文化財調査指導委員会の費用弁償を定めるものであります。

当委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第4号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、本件に関し総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、総務部総務課所管であります議案第4号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

付託を受けました総務常任委員会における議案の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

平成26年8月7日に人事院勧告が出され、地域間、世代間の適正な給与配分等の実現を図る観点から給与制度の見直しが実施されることになり、一般職及び特別職の国家公務員の給与改定が行われましたので、これに準じて関係する粕屋町一般職の職員の給与に関する条例、粕屋町特別職の職員の給与に関する条例、粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、以上の3条例の改正を一括して行うものであります。

今回の改正の概要といたしましては、第1に一般職の高年齢層で最大4%、全体平均で2%の給料の引き下げを行い、地域の民間給与との格差、世代間の格差を解消するための給料表の見直しを行うものです。これにより、現在行われている55歳を超える6級以上の職員の1.5%減額措置は、平成29年度末をもって廃止されるものであります。なお、経過措置として、激変緩和のため3年間現状の給与を保障し、55歳以上の減額措置が継続されます。

第2に、給料表の引き上げによって生じた民間給与との差を補うため、地域手当を3%から6%に引き上げるものであります。現在粕屋町は福岡市の通勤圏という

こともあり6級地3%であります。平成27年度から4%に引き上げ、その後、段階的に地域手当の支給割合を6%にするよう規則で別途定めるものであります。

第3に、災害への対処のため、緊急の必要により平日深夜に管理職が勤務した場合の管理職特別職務手当を定めるものであります。午前0時から5時までに勤務した場合、最大で6,000円支給されます。

第4に、平成26年11月に改定いたしました一般職の期末勤勉手当の0.15カ月引き上げ分を、6月と12月へ0.075カ月分ずつ均等に配分するものであります。合計月数4.1月に変更はありません。また、特別職の職員の給与及び議会議員の議員報酬、費用弁償にしましては、平成26年11月に改定いたしました期末手当の0.15カ月引き上げ分を、6月と12月へ0.075カ月分ずつ均等に配分するものであります。合計月数3.1月に変更はありません。

人事院勧告による公務員の給与改定は、公務員の地位向上の妨げになっているのではないかとの意見もありましたが、当委員会におきまして慎重に審議を行いました結果、賛成多数をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第4号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

2番川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、反対討論を行います。

昨年11月25日の臨時議会では、平成27年1月1日から昇給された粕屋町一般職の俸給を一部を抑制しました。今3月議会では、地域手当の見直しや管理職特別手当の見直しなど、手当の点で職員の給与を上げる措置はされています。しかし、肝心の俸給表の見直しでは1、地域間の給与配分の平均2%の引き下げ、3で6級以上の俸給で今まで1.5%削減されていた措置の廃止ですが、2の項の世代間の給与配分の見直しでは、3級以上の高位号俸は最大で4%引き下げとなっています。俸給は基本給ですからボーナスにも影響するし、年金にも影響します。20年、30年影響がしてくるのです。

18日、民間の自動車、電気など金属大手企業が労働組合の要求に対する回答を出しています。トヨタがベアで4,000円、日産が5,000円、パナソニックが3,000円、東芝が3,000円。安倍首相は、民間企業は給料上げてくれと言っていますが、安倍首相率いる政府は公務員の給料を引き下げることをしてしています。これで日本の経済、地域の中小企業の働く人のベースアップをするのでしょうか。できるのでしょうか。地域経済が発展していくのでしょうか。地域の中小の企業に働く人の給料の目安となっている今回の粕屋町一般職の給与に関する条例、第4号議案については反対いたします。

以上。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

11番本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

11番本田でございます。

賛成討論いたしますが、ただ賛成ということではなくて、もう少し職員を増やしてほしいということを加えて賛成討論といたします。

日本という国の仕組みは、社会資本が充実している欧米とは違って年齢が上がるにつれて収入を上げ、その中から各家庭が教育費、住宅費を捻出する仕組みになっています。だから、大ざっぱに人件費を引き下げることには賛成しかねる部分がありますが、実はその人件費が高くなるということで維持運営のために人を配置することをためらう自治体が多く、多くの公共施設が箱物行政を推進するという結果を招いています。

粕屋町の平成27年度の人件費は17億9,800万円で、昨年より8,000万円ほど上がっています。これはとてもよい傾向だと思っています。ただ、もともと粕屋町の一般行政職の職員の数、平成25年度では109名と報告がありますが、これは非常に少ない。もともと福岡県の糟屋地区は、日本全般の中でも職員は少ない地域です。その中でも粕屋町はさらに少ないのです。平成25年度版の市町村要覧によると、同じような人口規模の自治体、宇美町127名、志免町118名、那珂川町162名、荻田町222名です。荻田町は、消防署の職員がいるのでちょっと違うと思いますが、新宮や芦屋町と同じレベルの一般行政職員数です。数字だけで単純に比較してあだこうだとは言えないと思いますが、これから市制を目指すなら、なおさら優秀な人材を育成し、行政力のアップを図らなければならないと考えますので、検討をお願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第5号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、本件に関し総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、総務部総務課所管であります議案第5号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

付託を受けました総務常任委員会における議案の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育行政における責任体制の明確化のため、教育委員長と教育長を一本化した特別職新教育長が置かれることになりました。これに伴い関係条例を整備する必要が生じたので、粕屋町特別職報酬等審議会条例、粕屋町特別職の職員の給与に関する条例、粕屋町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の3つの条例について一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、粕屋町特別職報酬等審議会条例では、特別職の職員に教育長を加えるものであります。また、粕屋町特別職の職員の給与に関する条例

におきましても、特別職の職員に教育長を加え、別表に教育長給料を追加するものであります。給与に関しましては、現行の給与と変更はありません。

粕屋町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例につきましても、粕屋町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例に題名を改め、教育長の勤務時間その他の勤務条件について規定するものであります。現在も常勤しており、勤務体系、勤務条件等はそのまま引き継がれるものと思います。

施行日は平成27年4月1日であります。経過措置として施行日における在任中の教育長については、その任期中に限り現行制度を継続するものになっております。現教育長の任期は平成28年7月5日までとなっております。

当委員会におきまして慎重に審議を行いました結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第5号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第6号グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について、本件に

関し総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長(山脇秀隆君)

続きまして、教育委員会社会教育課所管であります議案第6号は、グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例についてであります。

付託を受けました総務常任委員会における議案の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、スポーツ振興法が廃止され、新たにスポーツ基本法が制定されたことに伴い、グラウンド照明施設設置条例に規定する法律名称をこれに改正するものであります。また、町長の施政方針で、学校等の体育館などの施設を広く町民に開放しスポーツの振興を図っていくことを受け、粕屋東中学校テニスコート4面の照明施設24基が設置され、本年4月より町民に供用開始することに伴い、別表に名称及び1、使用料の規定を追加するものであります。利用時間は、20時から22時までと一般団体が使用するには遅い時間帯であることから、早目に利用できることが望ましいとの意見もあり、学校の部活動の今後の動向を見ながら、早い時間からの使用を検討していくということでありました。照明につきましては、バーコードで管理され、施設の防犯灯も20時40分までのタイマーとなり、防犯にも対策がとられております。

当委員会におきまして慎重に審議を行いました結果、全員賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第6号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第7号粕屋町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、本件に関し総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、総務部総務課所管であります議案第7号は、粕屋町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

付託を受けました総務常任委員会における議案の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、同法第11条第5項の規定において、教育長の職務専念義務規定が新設されました。これについて、改正する粕屋町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を受けまして、勤務時間その他の勤務条件は一般職の例とされるものの、職務に専念する義務の特例に関し、別に条例で定めるものでございます。これにより、教育長としての研修会参加や健康診断受診などの職務専念義務の免責規定が設けられることとなります。

施行日は平成27年4月1日ではありますが、経過措置として、施行日における在任中の教育長については、その任期中に限り現行制度を継続するものになっております。

当委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、全員賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第7号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第8号住居表示実施に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第9号粕屋町町民農園設置条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

建設常任委員会委員長。

（建設常任委員長 長 義晴君 登壇）

◎建設常任委員長（長 義晴君）

改めまして、おはようございます。

建設常任委員会所管の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

それでは、議案第8号住居表示実施に伴う関係条例の整備に関する条例について、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告をいたします。

平成27年2月21日の住居表示実施に伴い、長者原駅北自転車駐車場、長者原駅南自転車駐車場及び粕屋町福祉センターの位置の表記が変更となったため、粕屋町福祉センター設置運営条例及び粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。長者原駅北自転車駐車場の位置を粕屋町大字仲原82番1外から粕屋町長者原東一丁目82番1外に、長者原駅南自転車駐車場の位置を粕屋

町大字仲原80番1外から粕屋町長者原東一丁目80番1外に、また粕屋町福祉センターの位置を粕屋町長者原252番地から粕屋町長者原東六丁目5番10号にそれぞれ改めるものであります。施行日は公布の日からであります。

当委員会で審議いたしました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、議案第9号粕屋町町民農園設置条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、農園運営経費に対する受益者負担割合の適正化を図るため、15平方メートル区画3,000円を4,000円に、30平方メートル区画5,000円を6,500円に改め、使用料を改正するものでございます。現在の町民農園利用者には使用料をもって受益者負担をしていただいておりますが、現在の運営経費に対する受益者負担割合の適正化について粕屋町行財政改革推進委員会で審議された結果、意見書が提出され、その意見書を尊重し使用料の引き上げを行うものであります。また、現在の農園利用者の受益者負担割合は40%程度で、50%程度に改めるものであります。施行日は平成27年4月1日であります。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

(建設常任委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第10号粕屋町保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第11号粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、議案第12号粕屋町立幼稚園の保育料の減免に関する条例を廃止する条例について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

本日は、身体的都合により副委員長のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

久我副委員長。

(厚生常任副委員長 久我純治君 登壇)

◎厚生常任副委員長（久我純治君）

おはようございます。

では、報告します。

平成27年第1回粕屋町議会定例会において、住民福祉部子ども未来課所管の議案第10号から12号までを一括して報告いたします。

議案第10号は、粕屋町保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過並びに結果について報告をいたします。

平成27年度から始まる子ども・子育て支援制度の実施に伴い、保育所、幼稚園の保育料に関する事項について、国が定める政令をもとに町の条例で定めることになりました。子ども・子育て支援法（平成24年度法律第65号）の制定に伴い、保育所における保育料を政令で定める額を限度として定める必要があるため改正するものです。説明では、保育料の決定については例年3月の保育料を前年度の所得税で算出しておりましたが、今回の改正で住民税の所得割で算出し、9月、8月の期間の年間の保育料となります。また、新たに保育短時間が新設され、主に短時間のパート勤務の方や休職・育児休業の方が該当します。

以上、当委員会で慎重な審議を行いました結果、全員の賛成をもって可決すべき議案と決まりましたことを報告いたします。

議案第11号は、粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について報告します。

子ども・子育て支援法（平成24年度法律第65号）の制定に伴い、粕屋町立幼稚園における保育料を政令で定める額を限度として定める必要があるため改正するものです。町立幼稚園では、本条例において、現行の保育料を上限として階層区別に応じた保育料を徴収することになります。

以上、当委員会で慎重な審議を行いました結果、全員の賛成をもって可決すべき議案と決しましたことを報告します。

議案第12号は、粕屋町立幼稚園の保育料の減免に関する条例を廃止する条例について報告します。

子ども・子育て支援新制度の移行に伴い、町立幼稚園の保育料も現行の保育料を上限として階層区別に応じた額に改定されます。それに伴い町立幼稚園就園奨励費が廃止されるため、本条例を改正するものです。

以上、当委員会で慎重な審議を行いました結果、全員の賛成をもって可決すべき議案と決まりましたことを報告します。

（厚生常任副委員長 久我純治 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの副委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する副委員長報告は可決であります。本案は副委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する副委員長報告は可決であります。本案は副委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は副委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第13号粕屋町隣保館条例の全部を改正する条例について、議案第14号粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

先ほどに続き、副委員長のほうから説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

久我副委員長。

(厚生常任副委員長 久我純治君 登壇)

◎厚生常任副委員長（久我純治君）

平成27年第1回粕屋町定例会において、住民福祉部介護福祉課所管の議案第13号、14号を一括して報告いたします。

初めに、議案第13号は粕屋町隣保館条例の全部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過並びに結果について報告します。

今回の条例改正は、上大隈公民館と柚須文化センターの両隣保館における部屋使用料の区別と使用料について見直すとともに、隣保館で行われている事業について追加し、また現状に合わせて全部を改正するものです。現在は、午前中、夜間、休日という単位設定になっているため、実際の利用時間以上に使用料を支払うというケースもあり、利用される方にとって使いにくい状況でしたが、今回1時間単位ごとの使用料に改正されたことで実際の使用時間に応じた料金となり、使用しやすい

状況になります。また、隣保館で行われている事業や運営につきまして、現状に沿った内容で全部を改正いたしました。

この条例は、お手元に配付しております資料のとおり改正をし、平成27年度4月1日から実施いたします。

以上、当委員会で慎重な審議を行いました結果、全員の賛成をもって可決すべき議案と決しましたことを報告します。

次に、議案第14号は粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について報告いたします。

平成27年度から平成29年度、第6期介護保険事業計画間の保険料を定めるため、介護保険条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、平成27年度から平成29年度までの介護保険料率と所得段階の変更であり、この間の介護給付費等の見込みを行った結果、65歳以上の1人当たりの介護保険料基準額は第5段階の負担割合が月額4,400円から450円増額され、4,850円となります。また、高齢者の皆さんがそれぞれの所得状況に合わせてできるだけ納めやすい保険料となるように所得段階で細かく区分し、現在の8段階から14段階に変更されます。

審議の中で、介護保険料が上がらないように配慮されたかという質問があり、介護保険積立基金を3年間で6,000万円を取り崩し繰り入れる計画をされていること、介護を必要としない元気な高齢者づくりのための介護予防を充実させる計画であること、所得の多い方には少し多目にご負担をいただき、所得が少ない方の負担を軽くするために所得段階を細かく多段階に設定し、14段階設定を採用した旨が説明なされました。

以上、当委員会で慎重な審議を行いました結果、全員の賛成をもって可決すべき議案と決しましたことをここに報告します。

(厚生常任副委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの副委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑ありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第13号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は副委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は副委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第15号粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の制定について、議案第16号粕屋町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

引き続き、副委員長のほうから説明いたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我副委員長。

（厚生常任副委員長 久我純治君 登壇）

◎厚生常任副委員長（久我純治君）

平成27年第1回粕屋町町議会定例会において、住民福祉部介護福祉課所管の議案第15号、16号を一括して報告いたします。

初めに、議案第15号は粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の制定について報告いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改正の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の公布により、厚生労働省に定められている介護予防支援事業所に関する基準を町の条例で定めるものであります。条例の主な内容は、介護予防支援に従事する人員や運営に関する基準、また介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等が定められ、平成27年度4月1日から施行されます。

議員からは、周知方法について質問があり、事業者には3月末の打ち合わせ、住民の対象者には介護予防カレンダーを個別配布し周知する旨の説明がされました。

以上、当委員会で慎重な審議を行いました結果、全員の賛成をもって可決すべき議案と決しましたことを報告します。

次に、議案第16号は粕屋町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について報告します。

議案第15号と同様に、第3次一括法の公布により、厚生労働省で定められている地域包括支援センターの職員等に関する基準を町の条例で定めるものです。条例の主な内容は、地域包括支援センターの職員にかかわる基準と、また地域包括支援センターの公正かつ中立的な運営の確保について定められ、平成27年度4月1日から施行されます。

議員からは、国で定めた基準でもよいかと質問があり、国の基準はあくまでも最低限であり、粕屋町は複数で対応している趣旨を説明がなされました。

以上、当委員会で慎重な審議を行いました結果、全員の賛成をもって可決すべき議案と決しましたことを報告します。

（厚生常任副委員長 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの副委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。
質疑ありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第15号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第15号を採決いたします。
本案に対する副委員長長の報告は可決であります。本案は副委員長長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
これより議案第16号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第16号を採決いたします。
本案に対する副委員長長の報告は可決であります。本案は副委員長長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
どうぞ。

◎5番（福永善之君）

5番福永です。

特別委員会設置と付託に関する動議を提出いたします。

次の議題となります議案第17号について、粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成することも館設置に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査すること、及び閉会中継続審査することを望みます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ただいま（仮称）こども館建設についての特別委員会を設置せよとの意見が出されました。さきの26年度補正予算審議の際にもその意見は出ておりましたけれども、それは難しいということの説明をいたしておりました。しかし、このことについては、事務局において県事務局に問い合わせ、県はさらに国の段階にも問い合わせられております。その結果は、できないということであります。

町の事務局においては、そのことについては26年度予算の補正のときに特別委員会をとおっしゃった議員さんには説明されております。しかしながら、今後のことでもありますので、皆さんにもご説明しご理解を賜るため、大体ここで暫時休憩しようと思うとりますけれども、暫時休憩してそのことを説明させていただきたいと思えます。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時26分）

（再開 午前11時40分）

◎議長（進藤啓一君）

議案第17号から議案第21号までの補正予算5議案は、長義晴予算特別委員会委員長からの報告になります。

議案第17号平成26年度粕屋町一般会計補正予算を議題といたします。

福永議員。

◎5番（福永善之君）

5番の福永です。

議案第16号の後に、私は動議を出させていただきました。傍聴者の方もいらっしゃると思いますので、今から取り下げの理由を述べさせていただきます。

取り下げの重要な項目といたしましては、特別委員会の中に特別委員会を設置することはできないということになっておりますので、一旦この動議を取り下げさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

では、午前の部でご意見がございましたその分については、今のようなことで取り下げさせていただきます。

最初から申します。

議案第17号から議案第21号までの補正予算5議案は、長義晴予算特別委員会委員長からの報告になります。

議案第17号平成26年度粕屋町一般会計補正予算を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長委員長。

（予算特別委員長 長 義晴君 登壇）

◎予算特別委員長（長 義晴君）

大変お待たせいたしました。

議案第17号平成26年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ7億2,069万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億7,461万2,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、1款町税では住民税個人分の納税義務者の増加、固定資産税の新築家屋や償却資産の増により2億90万円、14款県支出金では国の緊急経済対策事業を活用したこども館建設に伴う森林整備加速化・林業再生事業費補助金等により1億8,832万円余、20款町債では国の緊急経済対策でのこども館建設、粕屋中学校大規模改修の補助裏について元利償還金が通常より有利な交付税を措置される起債等で3億8,030万円増額するものとなっております。また、2款地方譲与税を1,000万円、17款歳入金では町事業費の歳出減額により基金繰入を8,086万円余減額するものであります。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、初めに総務部では経営政策課所管の歳出補正は8,805万円余の増額であります。主なものといたしましては、2款1項6目行財政改革推進事業費のうちまち・ひと・しごと創生法に係る地方版総合戦略及び第5次総合計画策定業務の前倒しとして委託料等を1,954万円余、8款6項1目流域関連公共下水道費では補助金を3,000万円、13款1項1目公共施設整備基金費では基金積立金を5,000万円余増額するものであります。

次に協働のまちづくり課所管の歳出補正は2,529万円余の減額であります。主なものといたしましては、9款1項1目常備消防費では粕屋南部消防組合負担金を精

算により1,441万円余減額するものであります。

次に、住民福祉部におきましては、総合窓口課所管の歳出補正は1,585万円余の減額であり、主なものといたしましては、3款1項3目社会保障費のうち国民健康保険事業費繰出金を4,291万円余増額し、同じく2項3目では子育て支援費のうち児童手当給付事業費を5,520万円減額するものであります。

次に、介護福祉課所管の歳出補正は729万円余の増額であります。主なものといたしましては、3款1項4目老人福祉費のうちまち・ひと・しごと創生法にかかわる地域消費喚起・生活支援型交付金による温泉利用補助事業、敬老祝い金給付事業等で1,349万円、同じく1項8目障害者福祉費のうち障害者及び障害福祉サービス事業費を扶助費の増加見込みから3,857万円余増額し、同じく1項10目臨時福祉給付事務費を2,931万円減額するものであります。

続いて、子ども未来課所管の歳出補正は4億4,992万円余の増額であります。主なものといたしましては、3款2項2目児童福祉施設費のうち町立保育所の臨時雇い賃金社会保険料を1,400万円、私立保育所の運営委託料を3,680万円減額するものであります。同じく2項3目こども館整備事業では、国の緊急経済対策事業を取り入れ2億円の県補助金及び元利償還金に50%の交付税措置が受けられる起債をするもので、備品購入費2,000万円を含む5億1,372万円余の事業費を増額するものであります。

次に、都市政策部におきましては、都市計画課所管の歳出補正は900万円の増額であります。主なものといたしましては、8款1項2目駕与丁公園管理事業費で水鳥橋対策委員会の復旧検討業務支援委託料として1,000万円の増額となっております。

道路環境整備課所管の歳出補正は5,774万円の減額であります。主なものといたしましては、4款1項4目広域環境衛生事務で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金を1,530万円、8款2項2目道路改良新設事業で峰屋敷向井川原線道路新設工事、町道改良新設工事費等3,420万円の減額となっております。

地域振興課所管の歳出補正は3,485万円の増額であります。主なものといたしましては、7款1項2目地域振興事業費で、まち・ひと・しごと創生法にかかわる地域消費喚起・生活支援型交付金による地域消費喚起プレミアムつき商品券発行事業補助金4,000万円の増額となっております。

引き続き、教育委員会に移ります。

学校教育課所管の歳出補正は2億7,150万円余の増額であります。主なものといたしましては、10款3項1目中学校施設整備事業費で、国の緊急経済対策事業を取り入れた粕屋中学校第3期大規模改造工事費等2億9,312万円余の増額となっております。

ります。

社会教育課所管の歳出補正は1,954万円余の減額であります。主なものとしたしましては、10款7項2目総合体育館管理運営事業費で、事業費を初め不用額1,049万円余の減額となっております。

以上、補正予算の概要を報告させていただきましたが、国の平成26年度補正予算、好循環実現のための経済対策、さらにはまち・ひと・しごと創生法にかかわる地域消費喚起・生活支援型交付金や地方創生先行型交付金を活用した積極的かつ限られた財源で、より効果的な財政運営が図られた評価すべき予算編成と思料されまます。これら慎重に審議いたしました結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたしまして、終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

予算特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましては、既に予算特別委員会で審議が尽くされているとは思いますが、その後特に質疑はございませんでしょうか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第17号の討論に入ります。

まず、原案反対の議員の発言を許します。

10番因議員。

◎10番（因 辰美君）

それでは、反対討論いたします。

粕屋町にはゼロ、3歳児が4,000人おり、半分の2,000人が家庭で子育てされていると。この子どもたちに雨が降ったときの遊び場をつくりますという因清範町長の挨拶を何回も聞いたたびに、昔ながらの緊急性もない箱物行政であり、何て強引な人なのだろうかと、なぜ職員は誰もとめないのだろうかと不信感でいっぱいです。

思い起こせば、町長就任の年に3・11東日本大震災が発生しました。そのときも現地見たさに町長自らが率先して区長会を誘って東北に視察に行かれましたね。理由もその場その場の後づけで、とにかく思いつきで行動されるその姿に、議員の大先輩たちも口をそろえてその暴走ぶりにびっくりされていたことを、つい昨日のように思い出します。

町長は、お金の使い過ぎであり、むちゃくちゃに感じます。粕屋町のリーダーになられているのですから、少しは人の言うことに耳を傾けていただきたいという思

いから反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

先ほど、東北を自分が見たいがためにというようなことが発言がありました。以後の発言につきましては、慎んでいただきたいと思います。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算の焦点は、何といたっても（仮称）こども館建設の補正の件であると思います。

十数年前ごろから柚須文化センターで子どもの遊び場づくりみたいなものが始まりました。若いお母さんたちが小さい子どもを連れて集まって来てありました。それをボランティアの人が世話をしており、ほほ笑ましく思いました。当時は、あちらこちらから集まってきていたように思います。恐らく、その人たちが町の中心に子どもの遊び場をお母さんたちが交流、学べる場としての児童館建設の運動を始めたと思われまます。

私たちの党でも、予算要望書にも長年児童館建設の要求を掲げてきております。今年度、因町長が児童館よりもより規模の大きいこども館建設構想を発表されたので、少しの期待は感じていました。予算の問題で少額の補助金しかとれないようであれば時を待ってもよいのではないかと考えていましたが、町職員の皆様の健闘により2億円の補助金と1億円の交付金が取れたと聞いております。これは結構なことだと思います。

確かに、場所の問題などあります。できれば公的な施設の少ない西小学校校区に建設を要求したいのですが、26年度の補正予算での建設となると急がねばなりません。中高生の利用は未知数ですが、東京の杉並区のゆうステーションのように中高生の自主性を生かした運営方法などを取り入れれば可能性は生まれてくると思います。粕屋町は、子どもが多く、升が大きい。それなりに利用する子どもたちも増えていくでしょう。課題はまだあるでしょうが、それらを一つずつ克服していくことを期待して、賛成討論にします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

5番福永議員。

◎5番（福永善之君）

5番福永です。

議案第17号粕屋町一般会計補正予算に反対をいたします。

少子化対策として、こども館設置の必然性については理解をしておりますが、町当局のずさんな財政運営や財政計画の不履行を指摘して反対の理由といたします。

まず、ずさんな財政運営の指摘として、さまざまな分野で成熟した社会では、今後は箱物等を新たにつくることは控え、民間所有物を含め既存の施設を有効利用することが求められます。また、粕屋町が資産として所有の建物、道路、橋梁などの維持管理費用を正確に把握し、今後どのくらいの資金が必要されるのか、そのようなことを理解した上で中・長期的視野に立った財政運営が求められます。そのためにも、来年2月に民間コンサルタント会社に委託してある公共施設等総合管理計画を策定されてから、財政に余裕があればこども館事業を提案していただいても町民の皆さんは待ってくださる、粕屋町の現状を理解してくださると考えています。

次に、財政計画の不履行として、土地開発公社の解散に向けた債務立て替え費用の補助が行われておらず、平成27年から一般会計からの繰り入れが予定されておられません。毎年一般会計から2億円と金利分を補助しておりますが、平成27年度本予算案を見れば明らかですが、平成28年度の解散計画に黄色信号が見られてもおかしくありません。明らかに粕屋町の財政体力以上の出費が予算化されているのが原因でしょう。

私は、町民の財産を守る代弁者として、箱物建設を初め目先の利益を求める計画性のない財政出動よりも、中・長期的な視野に立った財政運営や計画を履行されることを求めます。

最後に、同僚議員の皆さんの中には、こども館の箱物費用に国からの補助が多くついたから粕屋町の財政出動が軽減できたと考えておられる方もいらっしゃるでしょう。しかし、粕屋町が出すのも国が出すのも同じ税金です。拠出先が違うだけの税金が、最終的には町民負担、国民負担という形で、例えば使用料等を含めた行政サービスの負担増、消費税増税、税額控除の廃止などの請求書が回ってくるということを考えておかなければなりません。

以上、私の反対理由とさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

7番田川議員。

◎7番（田川正治君）

私は、こども館の建設は国の補助金の見込みがないなら中止を含めて見直しをすべきという立場でした。それはなぜかというのは、給食センターの建設の大義名

分、実質公債費比率が18%を超えて借金できないということもあり、PFI事業で行うということで強行されました。私は、給食センターは町が建設して運営すべきという立場であります。それが民間委託ということで反対をいたしました。しかし、給食センターの費用、これから毎年4億円に上る財源が必要になる。これにこども館を建設するためにさらに4億円、借金してまで急ぐのかということはありません。

しかし、3億円の補助と起債の交付税を含めて見込まれることで、町は25%費用で建設できるという説明もあり、私はこのこども館は今建設する必要があるという立場に立ちました。それは、粕屋町はご存じのように出生数が毎年700人という状況、全国的に見ても非常に若者が住み、そして子育てを行うというような町になっております。将来人口で20歳から39歳の女性が増加するという自治体で、いろんなときに皆さんも私も説明をいたしますが全国4番目といわれるこの粕屋町、2040年までですね、というようなことを考えると、今子育てに必要なことは急いでやるべきだというふうに考えます。特に就学前の子どもや保護者の人たちが気軽に来れる施設、これが必要です。私は、公民館でのいろんな子育て支援事業やってある、これも充実させなければならないと思います。それでも、もっともっとこの子育て支援をしていく必要があるというふうに考えます。

もう一つは、私はこの中央保育所の民営化のときから意見を述べてまいりましたが、老朽化した町立保育園をほったらかして、そしてこども館を建てるということは町民の理解を得られないということも指摘してまいりました。この老朽化した町立保育園の建て替え、また大規模改修を行うということについて、町長にもこの内容について答弁を求めました。そのときには、来年の2月に作成する公共施設等総合計画管理計画で中央保育所や仲原保育所などの計画を優先度が高いという点で計画が必要だという回答をされました。このようなことから見たら、私はこの今回の補正予算、当初予算については教育環境や子育て支援努力されてるというふうに思います。

しかし、介護や福祉、障害者の施設の問題施策などについて、また特に国保の問題というのは国政の国の施策が非常に大きな影響がありますので、町では非常に苦労する問題だというふうに思います。この点については、もっともっと町民が本当に生活できる、安心できる、こういうような状況をつくっていくことが求められると思います。

今回の補正予算の内容で、公共事業として中央粕屋線の工事の問題やプレミアム商品券、または学校教育施設整備事業債で粕屋中学校の第3期大規模改造工事、このようなことも含めて急がなければならない問題もあります。また、敬老祝い金や温泉利用補助ということで独自の施策も出されておりますが、もっともっとほかに

もこのような施策を取り入れながら、そして進めていくことを要請もし、これらの事業を推進していくためにも26年度の一般会計補正予算に賛成をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

4番太田議員。

◎4番（太田健策君）

私は、こども館建設につきましては賛成であります。設置場所について反対をしたいと思います。

なぜならば、まだ駐車場もない場所で、また今年も商工会と子どもが祭りを一緒にやるということで、そのときでも花火大会もあるということでも駐車場がまるきり足らなくなるということが目に見えております。

それで、私は自分なりに役に立つことはないかと思ってあちこち見てまいりましたが、18日の全協のときに副町長に駕与丁の芝生の広場、これ7,800平米あると思います、ここに建てたらどうかという進言をしましたら、あそこは遠かけんつまらんとぼんと言われました。これは、議員が提案したならば、本来ならどういう場所であるか、どういうところ、整備されるかどうかということをやっぱり計画して調べていただきたいと思いましたが、ただ遠いということで。しかし、駕与丁公民館から3分か5分しかかからんですよ。それから、今の駐車場のところに建てても、あれは1,350平米です、こっちは7,800平米。そしたら、将来的に人口が増えてるということは、将来的に増築をせにゃいかんようなことになると思っております。その場合に、駕与丁の広場やったら十分増築もできましようし、環境的にも池の周囲であるし子どもたち、皆さんたちにとってぜひいい環境で立派な人間が育てられるんじゃないかなと思ってこの広場を提案しましたけど、本来なら副町長がつまらんという返事をする前に、これの選考委員会というのがつくられていると思いますが、その辺で本当は審議されてどうかなということで返ってくるならわかりますけど、ただどうかなと言うたら遠いけつまらん、ぼんと断られたということで、もうちょっと心ある行政をやっていただきたいと思って、私はこのことについて反対します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

（202）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

11番本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

11番本田でございます。

実は原稿を用意してきていないので、内容がきちんと伝わるかどうかわかりません。

ただ、今町長、副町長に対して、あるいはその行財政に対して反対をされましたけれども、私は町長はどこでも行ってほしいと思います。そして、世の中の広い施策を見て、それを粕屋町に生かしてほしい。それなら予算はどんどん使ってほしい。この狭い糟屋郡の中で、隣の町がしているからうちもせないかんという発想でする町長は、うちの町には必要ありません。だから、今からもどんどん行ってほしい。

あの防災で区長会の予算を出されたときに、反対者結構いましたね。私、賛成しました。そしたら今回、協働のまちづくり課が11区の行政が自主防災組織をつくると。今の行政区の区長さんは、本当に大変なんですね。いろんな方がいらっしゃるから、もう文句を言う人、若い人、かといって仕事はしていただけない方、そういう中で新たな事業を組むということは並大抵ではないんですが、それが11もできるようになる。それは、やっぱりあのときに町長が決断をされたからというふうに思います。

それから、建設場所ですが、実は私はちょっとこれが終わってから問いただそうと思う懸念材料が1つあるんですが、あのサンレイクの場所はとてもいいと思います。遠方の提案をされましたが、私は自分の活動でそこに行きます。だけでも遠いんです。3分、4分ではありません。行楽として行くならいいんです。でも、例えば相談業務にあそこまでは行けません。それは役場に近い、しかもたくさんの方が来る、気軽に入れるような、そういう場所ということで私はサンレイクはとてもいいと思います。

今、反対討論なので各いろいろな方に対して私は言いますが、行財政でも本当に粕屋町はよくなっています。それは、総合計画にひもついているということが、これがどんなに最初される時大変なことだったか、そして今それがどんなにきているか、私は今少しずつ、実は土地開発公社のこともあって勉強したかったのでしてありますが、過去が悪過ぎたのかもわかりません。それは何とも言えないんですけれども、過去に比べると粕屋町は本当によくなっています。

それで、そういう中で私は自分がボランティアをしている中で粕屋町に絶対児童

館が必要と思っ議員になったんですけれども、それを言い出しても聞いてくださる議員の方も職員の方もいらっしやいません。今町長が2,000人の子どもの雨の日の云々と言われましたが、ああいう表現をすると結構飛びついてこられる方が多いんですね。だから、ああいう表現になっているのではないかと私は善意に解釈していますが、本当に行政の皆さんの理解、議会の理解、町民の、もう高齢者の理解を得るのは大変なんです。だから、10年かかったと思います。

そういう中で、私今回、昨年から（仮称）こども館の事業を提案して下さった町長に、その見識ですかね、うちの町にこれが必要だというのは多分勘でおわかりでしょう。それは、長年福祉の部門に因町長はいらっしやいました。私も検討委員会で一緒に参加したことがございます。今うちの町で健康づくりがとていいぐあいに、あるいは福祉の部分でもとて力を入りますけれども、それは因町長の長年の今までの経験から来て、そういった中で多分勘もあると。それを突然言われるようなことがあるのかなと思いますが、行政の職員の皆さんはそれを具体化しないとイケません。ひょっとしたらその具体化する時点で、説明をする時点でいろんな行き違いがあるのかなというふうに今考えています。

だから、うちの町は、予算特別委員会では申しましたように30から49までの子どもを産むことのできる女性が今後、増えていくという、これは日本経済新聞の発表なんですけれども、それが全国第4位なんです。だから、その方たちがほかの自治体に行かないように、そうすることがうちの町に今求められています。でも、実際図書館でも、その方たちの利用率が高いからうちの図書館よかったですけど、陰りが出ています。わかりません、今後どうなるか。だから、総合計画の中でそういったところを重視して、やっぱり活力が必要なんです。

うち、今組長をしているんですけれど、うちの今の組合は高齢者がとて多い。25%が高齢者なんですよ。そういうところにいろんな話を持っていっても、もうよか、しない、もう自分は過去にしたからと。本当にコミュニティーが難しゅうございます。だから、やっぱり若い方に来ていただいて、若い方が力を出せる場所、あるいは若い方の悩みを聞けるところ、それがこの町への信頼につながるし、この町に来てよかった、この町でこんなにいいことがあるというふうに。そして、その若い方たちがさらにこの町をよくして下さる。

私は、そういうためにこども館は必要だと思っていますが、実は5億円もの予算は要らないと。もうその組織づくりだけでいいと思っていました。けども、今回いろんな条件の中でとていい内容で予算が来ていますので、それは本当にありがたい、これを生かさな手はないと。今後は、この運営をどうするかというところに自分の活動の中心を持っていきたいというふうに考えているところです。だか

ら、本当に補正でこの案が出てきて、実際にこれだけの事業ができるというこの内容について、私はもう大賛成です。

ただ、一つだけ言いたいのは、実は当初予算にも係るんですけど、2,000万円の備品の購入費がありますよね。それ以外のことが具体化全然ないんです。私が児童厚生委員という専門職がここに必要だと思います。なぜならば、今までの経過でこれは子育て支援で結局子ども未来課が一生懸命言ってくれていますが、教育委員会が半分以上かかわらないといけない仕事なんです。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、賛成討論ですから、その旨。

◎11番（本田芳枝君）

だから、今言っとかないとだめなので、次では言えないから。

それで、子ども・子育て支援に関するニーズ調査がありました。乳幼児に対しても61%の回収、それから小学校児童の保護者にも60%の回収。非常に先ほど川口議員が言われたのはアンビシャス運動で、粕屋町は10年ほど前はとても盛んでした。ところが、線香花火です。それを支えるサポートする体制ができていないので、一生懸命されても続かない。だからこそ、私はこの運営に関して議会はもっともっと、厚生在所管であり教育委員会の所管である総務の所管、その両方で、建設も関係して、これからこの運営にみんなの意見を出し合って進めていくのが町長を支えることになるというふうに私は思っているので、そういう意味で賛成討論をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

6番小池議員。

◎6番（小池弘基君）

6番小池弘基です。

賛成の立場で討論を行います。

この議案は、ゼロ歳児から18歳までを対象とした（仮称）こども館建設であり、国の補正予算がつき、職員の努力により補助率75%という高い補助金がつきました。町の財政が厳しい中、来年度よりPFI事業による約5億円の支払いが15年間続き、また土地開発公社の債務返済や今後考えられる中学生の医療費の無料化など多くの支出が予想される中、たとえ75%の補助金がついたとはいえ箱物建設には、

特にこういった新規事業には慎重にあるべきだと考えております。

しかし、今回の国からの補助金が多い、特にいろんな方の努力があり、やっと実現した事業でございますので、私としてはぜひともやはり実施していただくということを考えております。

終わりになりますけれども、これを今後も議会に対して、いろんな面でやはり説明を丁寧にしていただきたいとそう思いまして、それはぜひともこれから、中にいろんなことの運営の方法とか設備の問題とか出てくるかと思っておりますけれども、これにつきましては議会、あと執行部、やはり一緒になって、ぜひともこども館を立派なものを建てて、その運営に当たっていただきたいと思いますと思っております、賛成討論を終わります。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午後0時20分）

（再開 午後1時20分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第18号平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第19号平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第20号平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。
長委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長(長 義晴君)

議案第18号平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過並びに結果をご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万円を減額し、歳入歳出総額を41億5,025万6,000円とするものであります。

歳入といたしましては、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金等繰入金を4,291万1,000円増額し、また収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を4,421万1,000円減額するものであります。

一方、歳出といたしましては、特定健康診査等事業費を290万円増額し、出産育児一時金を420万円減額するものであります。

以上、3月9日の予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決すべき議案といたしましたことをご報告をいたします。

続きまして、議案第19号平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、審議の経過並びに結果をご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億4,734万8,000円とするものです。

歳入としましては、繰入金を44万9,000円増額するものです。

一方、歳出としましては、後期高齢者医療広域連合納付金を44万9,000円増額するものです。

以上、3月9日の予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことをご報告をいたします。

次に、議案第20号予算特別委員会に付託を受けました、平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についての審議の経過と結果についてご報告いたします。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を20億6,440万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を53万7,000円、一般会計繰入金を24万3,000円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を77万5,000円増額するものでございます。

介護保険サービスの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万

円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,584万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、サービス収入を68万円増額するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費を68万円増額するものでございます。

当委員会において慎重に審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この各議案につきましても、既に予算特別委員会にて審議済みであります。その後特に質疑はありませんか。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第18号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7番田川議員。

◎7番（田川正治君）

後期高齢者医療制度を廃止する立場から、この議案に反対します。

皆さんご存じのように、この後期高齢者医療制度、世界にも類がないと言われるような希代の悪法であります。うば捨て山とも言われる、このような後期高齢者医療制度、この制度は全県一本の広域連合になっております。町は保険料を徴収して福岡県に納入する。そういう点では、町には一切の権限なく75歳以上の高齢者の保険料が年金から天引きされると。収入がない人も徴収されるという状況である制度であります。

このような中で、昨年消費税が8%に増税されて年金が引き下げられ、高齢者の医療費がかさむ中で生活がなお一層厳しくなっております。全国の保険料の平均は、現在月額で5,668円になっております。福岡県は6,660円ですので、全国の平均より1,000円高くなっております。東京、神奈川、愛知、大阪に次いで5番目に高い保険料です。ですから、生活が厳しく、高齢者の保険料の滞納者は増えております。保険料の滞納保険料の高齢者に対する差し押さえ、全国で1,986人になっていると言われております。福岡県で45人、差し押さえを受けております。

このような中で、全国では20の広域連合で保険料が引き下げられております。所得税や均等割を据え置いたところも13の広域連合で行われております。しかし、福岡県の広域連合の議会では、日本共産党の北九州の市会議員、藤沢議員がこの保険料の引き下げを求めて発言をしております。けれど、特別そのほかの議員からの発言もなく、形式的な議会、このような傾向に陥っております。介護保険の広域連合と同じように、それぞれの独立性がなくなって、県の広域連合で決められる。そして、ただ保険料徴収と事務作業を行うというような状況になってきております。粕屋町で保険料が払えず短期保険証を交付された人は25年が22人、そして26年は27人、27年は半年で17人おられます。昨年を超える状況であると思えます。滞納繰り越しの保険料56人分が該当するということでもあります。こういう点では高齢者が今から多くなる状況のもとで、医療費がかさみ、保険料が高くなってまいります。戦後の日本の復興と経済発展に貢献した高齢者を大事にする、それが私たち、また次代を担う子どもたちに引き継ぐべき医療制であったと思えます。国民皆保険の制度が求められます。75歳以上の高齢者を医療差別するこの制度を廃止して、もとの老人保健制度に戻して、高齢者が安心して医療を受ける。このようなことができるように国民保険や社会保険に加入して、そして現在の加入者の中でも低い窓口負担、このようなことができるようにすることが緊急な問題としてあります。

このような立場から、この後期高齢者医療制度に反対し、この関連する議案に対して反対意見とします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第21号平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長(長 義晴君)

予算特別委員会に付託を受けました、議案第21号平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

今回の補正は、既定の収益的収支の収入を1億7,628万8,000円増額し、総額を14億2,088万5,000円に、支出を7,014万9,000円増額し、総額を13億3,464万円に、また既定の資本的収支の収入を91万4,000円増額し、総額を6億6,965万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、公営企業法改正による長期前受金戻入益及び減価償却費の確定による増額と、一般会計からの繰入額を増額するものであります。

予算特別委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたので、ご報告します。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましても、既に予算特別委員会にて審議済みではありますが、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第21号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(進藤啓一君)

全員賛成であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第22号平成27年度粕屋町一般会計予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長委員長。

（予算特別委員長 長 義晴君 登壇）

◎予算特別委員長（長 義晴君）

予算特別委員会に付託を受けました、議案第22号平成27年度一般会計予算について、審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

審査の結果につきましては、全員によります予算特別委員会でありますので省略し、結果のみご報告いたします。

予算の総額についてであります。歳入歳出それぞれ130億9,800万円とするもので、これは前年度比に比べ8億2,200万円、率にして6.7%の増額予算となっております。

初めに総務部の報告をいたします。

経営政策課所管の当初予算についてですが、歳入を37億7,935万1,000円、歳出を19億9,345万5,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、地方交付税11億7,000万円、地方消費税交付金6億8,000万円、基金繰入金3億4,800万円、臨時財政対策債5億6,800万円を含む町債が10億9,950万円であります。

歳出の主なものといたしましては、電子自治体推進事業費1億4,886万円余、流域関連公共下水道補助金5億6,000万円、公債費の元利償還金は前年より1億4,537万円余減少し10億4,080万円余、粕屋西小学校プール移設補償金積立等として公共施設整備基金に9,244万円の積み立てを行うものであります。

次に、税務課所管であります。歳入を55億4,841万3,000円、歳出を9,846万7,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、町税の現年課税分として個人、法人分の町民税合わせまして26億1,200万円、固定資産税25億7,341万円余、本年度は固定資産評価がえの年であります。増収は期待できない見込みであります。軽自動車税6,300万円、町たばこ税3億円となっており、町税現年度分の増減は9,300万円、率にして1.7%の増額であります。

歳出の主なものといたしましては、町民税課税事務費1,117万円余、固定資産税課税賦課事務費2,114万円余であります。

次に、収納課所管であります。歳入を1億3,250万2,000円、歳出を1億264万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、町税の滞納繰越分として個人、法人分の町民税合わせて3,650万円、固定資産税2,500万円、県税徴収事務取扱委託金の総務費県委託金6,000万円であります。

歳出の主なものとしたしましては、徴税と徴収事務費4,951万円余であります。これには社会保障・税番号制度の導入を見込んだ滞納整理システムの入れ替え費用も含んでおります。

次に、総務課所管であります。歳入を3,071万4,000円、歳出を5億5,667万5,000円とするものであります。歳入の主なものとしたしましては、長者原駅西駐車場利用料の総務使用料900万円、県知事県議選にかかわる総務費県委託金610万円余、財産貸付収入428万円余、派遣職員の人件費等1,031万円余であります。

歳出の主なものとしたしましては、町有財産管理事務費で前年債務負担行為いたしました公共施設等総合管理計画策定委託料755万円余、防災非常用発電装置設置工事関係、役場駐車場整備工事と合わせて1億8,858万円余、県知事及び県議会議員選挙執行事務費809万円余、町長選挙及び町議会議員補欠選挙執行事務費1,150万円余であります。

次に、協働のまちづくり課所管であります。歳入を1,375万2,000円、歳出を5億9,527万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、ふるさとづくり寄附金200万円、雑入で消防団員退職報償金639万円、コミュニティ助成事業助成金250万円であります。

歳出の主なものとしたしましては、消防組合事務費は粕屋中部消防署出張所建設を含む南部消防組合負担金4億969万円余、消防団等運営事業費が4,548万円余、消防施設設置補助事業では消防自動車購入費等で2,786万円余、災害対策事業費では自立防災組織設置促進の助成金など1820万円余であります。

以上で総務部を終わります。

次に、会計課所管であります。歳入予算はなく、歳出を2,675万8,000円とするものであります。

歳出の主なものとしたしまして、指定金融機関委託事務229万円、会計管理事務費58万円であります。

続いて、教育委員会の報告をいたします。

学校教育課所管であります。歳入2億9,975万3,000円、歳出を12億3,471万7,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、粕屋西小学校校舎増築工事に伴う国庫負担金9,638万円余、小・中学校体育館等非構造部材耐震工事に伴う国庫補助金等7,588万円余、放課後児童クラブ運営費県補助金2,026万円、粕屋西小学校プール等移設補

償金9,752万円余の雑入であります。

歳出の主なものといたしましては、学童保育運営事業5,113万円余、小学校運営事業費1億8,102万円余、小学校施設整備事業費では粕屋西小学校の増築工事費、4校の非構造部の耐震化工事費、粕屋西小学校校舎改修工事等が5億3,625万円、中学校運営事業費9,282万円余、中学校施設整備事業費では2校の非構造部耐震化工事等が1億2,677万円、その他小・中学校の学力テスト、学力検査については全学年で実施する費用が計上されております。

次は、学校給食共同調理場及び建設準備室所管についてであります。歳入予算は雑入として1,000円、歳出を1億4,881万3,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、調理場の管理運営事業費で、取り替え備品等の減少により7,533万円余とするものであります。

次に、社会教育課所管であります。歳入を1億3,010万円、歳出を5億6,814万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、総合体育館生涯学習センター使用料等の教育使用料8,515万円、埋蔵文化財発掘調査に係る教育費国庫補助金490万円、総合体育館生涯学習センターの事業収入等の雑入が2,898万円余であります。

歳出の主なものといたしましては、分館活動支援事業費2,833万円余、文化財調査管理事業費1,793万円余、図書館管理運営事業費では備品購入、修繕費の増加により8,429万円余、生涯学習センター管理運営事業費は耐用による舞台装置改修工事を含む1億3,521万円余、社会体育事業費3,350万円余、総合体育館管理運営事業費1億5,205万円余であります。

以上で教育委員会関係を終わります。

続きまして、議会事務局であります。

歳入予算はなく、歳出を1億3,949万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものとはいたしましては、議会事務費1億1,974万円余、特別委員会事務費148万円余であります。

続いて、都市政策部の報告をいたします。

都市計画課所管では、歳入を658万1,000円、歳出を2億6,247万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、駕与丁公園自動販売機手数料及び使用料等の収入で雑入として536万円余となっております。

歳出の主なものといたしましては、御野立所公園駐車場舗装工事等で緑化等推進事業費は5,823万円余に、水鳥橋復旧設計委託料等で駕与丁公園管理事業費は6,716万円、柚須駅駐輪場設置工事等で駐輪場等設置管理事業費は1,713万円余、粕

屋・久山線街路建設県事業費負担金で街路建設事業に伴う町事業は5,625万円、債務負担行為として柚須駅バリアフリー整備事業J R負担金が1億600万円となっております。

次に、道路環境整備課所管であります。歳入を2億1,065万6,000円、歳出を15億253万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、交通安全対策特別交付金1,200万円、土木使用料800万円、ごみ袋売却代等の衛生使用料1億683万円余、土木費国庫補助金5,885万円、古紙類等売却収入、派遣職員人件費等の雑入が2,496万円余となっております。

歳出の主なものとはいたしましては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金など広域環境衛生事務費6億8,026万円余、草・樹木の資源化業務委託等のリサイクル推進事業費3,874万円余、可燃・不燃ごみ等の収集運搬委託のごみ収集事業3億5,860万円余、側溝・水路の下水道整備事業1,500万円余、道路維持修繕事業6,051万円余、峰屋敷・向井川原線道路新設工事費ほか4線の道路改良新設事業が1億3,713万円余、高橋橋補修工事等の橋梁維持費3,450万円余、区画線・防護柵・カーブミラー等の交通安全施設整備事業が4,838万円余となっております。

次に、地域振興課所管であります。歳入を5,411万7,000円、歳出を1億9,162万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国勢調査事務委託金等の総務費県委託金1,769万円余、中小企業誘致預託金収入の貸付金元利収入が2,000万円。

歳出の主なものといたしましては、国勢調査事務費2,389万円余、農業振興事業費6,838万円余、ふれあい農園の新設工事費等のふれあい農園管理事業費が1,247万円余、商工会補助金、花火大会補助金、中小企業融資預託金等の地域振興事業が3,470万円余となっております。

以上で都市政策部を終わります。

続きまして、住民福祉部の報告をいたします。

総合窓口課所管であります。歳入を13億8,405万1,000円、歳出を23億4,141万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、児童手当負担金等の民生費国庫負担金8億2,593万円余、児童手当負担金等の民生費県負担金3億2,650万円、民生費県補助金1億2,313万円余であります。

歳出の主なものといたしましては、国保特会繰出金の国民健康保険事務費3億2,696万円、後期高齢者医療療養給付費負担金等の後期高齢者医療事務費3億9,003万円余、重度障害者医療費助成事業9,598万円余、児童手当給付事業費11億

5,252万円余、乳幼児子供医療費助成事業費1億7,223万円余、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費3,478万円余であります。

次に、健康づくり課所管であります。

歳入を1,505万円、歳出を4億2,720万7,000円計上するものであります。

歳入の主なものといたしましては、衛生費国庫負担金500万円、衛生費国庫補助金412万円、衛生費県負担金250万円、衛生費県補助金277万円であります。

歳出の主なものといたしましては、各種予防接種等の感染症予防事業費1億8,749万円余、妊婦健診支援事業費5,890万円余、未熟児養育医療費等の健やか子育て支援事業1,713万円、乳幼児医療事業費2,209万円余、がん検診事業費2,560万円余であります。

次に、介護福祉課所管であります。歳入を5億5,040万2,000円、歳出を12億4,292万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、公営住宅使用料の土木使用料3,300万円、民生費国庫負担金2億5,380万円余、民生費国庫補助金7,055万円、土木費国庫補助金3,383万円余、民生費県負担金1億2,690万円、民生費県補助金2,851万円余であります。

歳出の主なものといたしましては、社会福祉協議会補助金等の社会福祉総務事務4,721万円余、隣保館等管理運営事業3,005万円余、老人保護措置委託料等の高齢者福祉事業2,961万円余、敬老会費補助金等の元気高齢者支援事業2,505万円余、福祉センター管理運営事業2,526万円余、障害者自立支援給付事業4億5,317万円余、障害者地域生活支援事業5,564万円余、障害者自立支援医療費事業5,688万円余、介護保険特別会計繰出金等の介護保険事務費3億3,053万円余、臨時福祉給付金給付事務費5,349万円余、甲仲原団地屋根断熱防水及び外壁改修工事等の町営住宅管理運営事業費7,482万円余であります。

次に、子ども未来課所管であります。歳入を9億4,255万7,000円、歳出を16億6,107万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、保育所入所児童負担金の民生費負担金4億532万円余、民生費国庫負担金2億7,949万円余、民生費国庫補助金3,584万円余、民生費県負担金1億3,974万円余、民生費県補助金3,807万円余であります。

歳出の主なものといたしましては、町立保育所運営管理事業費2億872万円余、私立保育所運営事業費7億6,766万円余、認定こども園運営事業1億1,190万円余、地域子育て支援センター事業費補助金、延長保育事業費補助金等の子育て支援事業費1億751万円余、町立幼稚園運営事業4,637万円、幼稚園屋根改修工事等の幼稚園施設整備事業2,177万円余、私立幼稚園就園奨励金の奨励等の私立幼稚園奨励事業

費3,362万円であります。

以上で住民福祉部を終わります。

予算の概要について、ただいま申し上げましたように報告させていただきましたが、平成27年度は第4次総合計画の仕上げの年でありますと同時に平成28年度から10カ年の町政の方向性を定める第5次総合計画策定年度でもあります。本予算は、第4次総合計画の施策に沿った編成となっておりますが、財政運営の観点からは土地開発公社の負債解消、公共施設の老朽化対策、PFIでの給食センター債務負担など喫緊の課題が山積した情勢にあります。

第5次総合計画策定につきましては、住民ニーズの集約による住民満足度や幸福度の向上を図るために、これら財政負担の解消計画や将来需要を見据えた安定した運営を期待するものであります。

以上、議案第22号平成27年度粕屋町一般会計当初予算を予算特別委員会におきまして全員により審議いたしましたところ、慎重審議の結果、賛成多数で可決されましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

予算特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましては、既に予算特別委員会で審議が長く尽くされているとは思いますが、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第22号の討論に入ります。

まず、原案反対の議員の発言を許します。

5番福永議員。

◎5番（福永善之君）

5番福永です。

議案22号粕屋町一般会計予算に反対をいたします。

この予算案からは、財政の逼迫感が見てとれます。土地開発公社への補助金2億円が省かれ、一方では新規事業として高齢者への温泉券補助事業など、ばらまきのである特定の層を意識した予算化が見受けられます。

私は、町民の代弁者として、ばらまきの予算を認めるわけにはいきません。少ないかもしれませんが、納税者である町民は、ばらまき要素の強い予算に対して自分たちは税金を納めているのではないという思いを持っておられるのではないでしょ

うか。不特定多数の町民の税金だから、層化的な予算化をするっていうのではなく、まず町民一人一人として、また自分のお金だったら本当にそのような事業にお金を惜しまないのかということを考えられて税金の執行をとり行っていただきたいと思います。

最後になりますが、町民は増え続ける税負担に苦しんでおります。町民の税負担の軽減に力を注ぐべきです。

以上です。

(5番 福永善之君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

11番本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

議案番号22番のこの平成27年度一般会計予算について賛成いたします。

ただ、2点要望を添えたいと思います。ちょっと長くなるかもわかりません。

◎議長（進藤啓一君）

なるべく簡明にお願いします。

◎11番（本田芳枝君）

それが、なかなかならないんです、済みません、ごめんなさい。言う場所がないので申し上げます。

それでは、2点の1つは安易な委託が増えているのではないかということと、2つ目はキャッチフレーズの大切さというのを申し述べたいと思います。

それでは、1つ目の安易な委託が増えているのではないかと感じた例を説明します。

成人式の司会、バラ祭りのセミプロへの謝礼、それから昨年とても好評だった文化祭でのミュージカルに委託を、好評だったからといってそのまま詳しい分析もしないで同じ内容の委託金、それからまた3年越しの花火大会の予算。これも3年分ということで大きな予算設定ということで300万円予算設定という説明をさせていただいております。今後のことを聞きますと、これはわからないということです

が、大きな事業で対外的にもとても影響があるので、その辺のところはきちんと今後の見通しを立てて、再開するんだったらしてほしいというふうに思いました。

それからもう一つ、子育て支援事業についてですが、今回子育て支援センターと児童館を一緒にしたこども館建設ということを補正予算で上げられまして、運営のほうに関してはまだ予算が入っていませんね。それで、その維持運営費をどういうふうに今からされるのか、去年から私は心配していました。最低2,000万円はかかるはずなんです。それで、当然この私立保育園に出している併設の子育て支援事業の、今3園ですけれどもそれを5園にして3,700万円の事業費を出しておられますが、国と県から補助金があります。でも、町から1,200万円ほどそれに出さないといけないんです。だから、その辺の、こちらをするんだったらこのことをどうするかというきちんとした検討をしてほしいなというふうに思いましたし、それに関する運営費が今のところ出ていないということは、じゃあもう建設前からある程度運営を考えた予算をしとかないと、これがどうなるかがはっきりしないし、またこれは教育委員会とそれから住民福祉部両方の関係の場所なので、その辺を十分予算の段階から検討しておかないと、これが失敗策、箱物行政というふうに言われる可能性があるんです。補正のときも、それからこの当初予算のときもその辺を注意して聞いていたんですけれども、それに対する具体的な方策が今の段階ではありません。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、賛成討論なさってるんですから、それに沿っての発言をお願いします。

◎11番（本田芳枝君）

はい。それで、ここがとても重要なんです、結局反対なさる方はこの辺が曖昧だからそれで反対ということいろいろされていると思うんです。うちの町は、社会教育課、放課後の子どもたちの支援に対する施策が非常に今のところ、体育関係は多いんですけれども、その辺がないので、ぜひその辺を検討課題なんです、そのことをちょっと感じましたので、賛成なんですけれども申し上げました。

それは小さなことなんです。一般会計の27年度の130億9,800万円に、これは昨年よりも6.7%、8億2,000万増えたというふうにおっしゃいますが、実は、私が申し上げたいのは、今度3月の補正予算で組まれた繰越明許費9億8,700万円も平成27年度の事業になるんです。だから、皆さんは140億円の事業を1年間でなさることになると思いますが、これは国からの経済対策によるさまざまな臨時的補助金、財政支援などで大きく膨らんでいます。

ただ、ここからが肝心なんですけど、人口が増え、地方税の伸びもあるのですか

ら仕方がない分、賛成したい部分も大いにあります。で、今賛成討論をしますが、扱う予算額が膨れて数字への感覚が麻痺し、大事な部分を忘れつつあるのではないかと感じているんです。それは、今まで粕屋町が培ってきた人材育成のよい部分が薄れつつあるのではということです。委託する際は詳細な予算立てをし、査定し、翌年につなげる必要があり、その作業を怠るとただ経費が膨らむだけでということになるのです。大ざっぱな委託は、その作業ができません。できるだけ委託をしないで職員と町民が一緒になって事業を展開する、そういう方向に進んでいただきたい。一つ一つは小さい、さして大きくない金額ですが、どうもただ単に予算をつけただけという印象のある事業があります。

粕屋町は、今まで人材育成を大切にし、多くの目に見えないところで職員が頑張り、手づくりでやってきたところがあります。もちろんその弊害もありますが、ただそれは職員を町民を育てることになっていたと考えます。粕屋町のこの手法が、ある意味今の元気な粕屋町をつくっているのではないかと私は分析をしております。だから、大事だと思っているんです。

もう一つは、キャッチフレーズの大切さを述べたいと思います。これは、予算審議のときにも言いましたけど、健康日本一のまちづくりというのが施政方針演説の中から抜けていたんです、一生懸命探したけど。基本的に、町長は自分の気持ちは変わらないとおっしゃいましたけど、そこにはないんですね。私は、これがとても大事だと思っているんです。平成25年度、26年度の施政方針の中にあつた言葉でよいフレーズ、そういうことを中心に事業をされていたというふうに思います。町長になられて、まず健康をと願い、このフレーズを使われたと思いますし、今回の住民意識調査でも健康づくりに関する町の事業に満足度が高いことになっています。

私は、どうしても今までとてもいいと思っていたのは……。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、何遍も申しますが、賛成討論に沿って発言してください。

◎11番（本田芳枝君）

はい、もう終わりますから。

育てよう、心豊かな粕屋の子ども、このキャッチフレーズがどれだけ多くの町民と皆さんを奮い立たせたことか。だから、今後もこの健康日本一のまちづくりというそのフレーズをぜひぜひお願いしたい、それが私の賛成討論。済みません、長過ぎて申しわけないんですけど、以上です。

◎議長（進藤啓一君）

原案反対の方の発言を許します。

13番八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

反対の発言をさせていただきます。

現在、執行部が財政運営をなさってること全て正しいというふうに思っております。しかし、予算執行権があるから何でもかんでもいいとは言えない部分があるように私は思います。例えば、日本は民主主義国家であって独裁国家ではありません。ですから、やはりこの行政運営にも民主主義の運営を取り入れていただきたいなというふうに思います。

それについて2つ例を挙げたいというふうに思います。

1つは、以前、数年前ですけれども普通財産の売却が執行部のほうで決定されました。当時、坪16万円で行っていました。しかし、なぜ坪16万円の売却を執行部がなさったのですかというお聞きをしましたところ、鑑定士が出した数字でありますから間違いありませんという回答をいただきました。そのときに私は、鑑定士は立つ位置、鑑定角度によって鑑定価格は変わりますよということを提案いたしましたところ、それを受け入れていただきました、当時。その結果、坪22万円まで、坪6万円上がりました。要は、コンサルあるいは鑑定士等が出すものは全て正しい。立つ位置から、右から立った場合は正しい、しかし左側で立った場合は正しくない場合もあります。それは、やはり民主主義でございますので、周りの意見等を聞いていただいて、町民から預かってる財産を有効に生かすために努めていただきたいというふうに思います。

それとあと一点は、今本田議員も言ってありましたように花火大会でございますけれども、花火大会は3年前は当時予算は100万円で行っていました。しかし、今年は300万円の予算を組まれたようであります。その説明を受けますと、2年間実施してないから今年は300万円。じゃあ次年はどうなさいますかとお尋ねいたしましたら、まだ未定でございますという回答をいただきました。やっぱり、こういう少数の意見だけで予算等を決定されるものについては、少数でありますので気がつかない部分、あるいは誤解を受ける部分が出てくると思います。ですから、やはり予算あるいは行政の運営をしていく以上は議員あるいは職員の意見等も執行部は取り入れていただいて、本当に一つでも1カ所でもよくなるような方向で、皆さんでみんな協賛をして預かったお金を大切に使い、すばらしい行政運営を今後図っていただきたいと思いますという思いで、今回はこの予算に対してはあえて反対をさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたしたいと思えます。

(休憩 午後 2 時17分)

(再開 午後 2 時30分)

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第23号平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について、議案第24号平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第25号平成27年度粕屋町介護保険特別会計予算について、議案第26号平成27年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し予算特別委員会委員長の報告を求めます。

長委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長（長 義晴君）

議案第23号平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過並びに結果をご報告いたします。

国民健康保険特別会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ45億7,875万7,000円とするものでございます。これは、前年度当初予算比11.1%の増となります。

主な予算増額の要因は、保険財政共同安定化事業の対象拡大の制度改正になるものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税 8 億 3,853 万 7,000 円、国庫支出金 9 億 4,584 万 4,000 円、前期高齢者交付金 8 億 88 万円、共同事業交付金 10 億 3,974 万 2,000 円です。

一方、歳出の主なものとしたしましては、保険給付費 26 億 6,235 万円、後期高齢者支援金等 4 億 7,432 万 9,000 円、共同事業拠出金 10 億 7,020 万 1,000 円でございます。

以上、3月13日の予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第24号平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について審議の経過並びに結果をご報告いたします。

後期高齢者医療特別会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ 4 億 5,039 万 2,000 円とするものであります。これは、前年度当初予算比で 6.1% の増となります。

歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料 3 億 5,490 万円、繰入金 9,447 万 7,000 円です。

一方、歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 2,972 万 2,000 円です。

以上、3月13日の予算特別委員会で慎重審査いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第25号平成27年度粕屋町介護保険特別会計予算についての審議の経過と結果についてご報告いたします。

平成27年度の本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっております。

保険事業勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 7,801 万 4,000 円とするものでございます。これは、対前年度比 2.3% 増となっており、その主な理由は地域支援事業費の増加に伴うものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、介護保険料 4 億 6,196 万 6,000 円、国庫支出金 4 億 2,121 万円、支払基金交付金 5 億 5,084 万 5,000 円、県支出金 2 億 9,376 万 8,000 円、繰入金 3 億 5,016 万 6,000 円でございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費 7,548 万 3,000 円、保険給付費 18 億 9,490 万 4,000 円、地域支援事業 1 億 278 万 6,000 円でございます。

次に、介護サービス勘定は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,423 万

4,000円とするもので、対前年度比7.7%の増額となっております。

歳入の主なものとしたしましては、介護予防サービス計画給付費収入1,145万2,000円を計上しております。

一方、歳出の主なものとしたしましては、総務管理費1,292万1,000円でございます。

当委員会において慎重に審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第26号平成27年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての審議の経過と結果についてご報告いたします。

平成27年度の本会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ206万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、諸収入205万1,000円で、一方歳出の主なものとしたしましては、諸支出金141万円でございます。

当委員会において慎重に審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきと決したことをご報告申し上げて、終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この各議案につきましても既に予算特別委員会で審議済みではありますが、その後特に質疑はありませんか。

質疑は議案一括番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第23号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7番田川議員。

◎7番（田川正治君）

国民健康保険の特別会計予算に反対する立場から討論に参加します。

昨年度の3月予算議会で一般会計からの法定外繰入額が4,000万円でした。その後、補正予算で2億1,640万円繰り入れを行いまして、それなのに今年度も昨年度と同様4,000万円しか当初予算に組み込まれておりません。私は、毎年補正予算で赤字補填のために一般会計からの繰り入れを行うならば、当初予算に前年度の繰入総額を計上すべきと提案してきました。それとあわせまして、保険税の軽減のため

に1世帯当たり1万円引き下げる、このようなことも含めて提案してまいりました。

粕屋町の保険税、福岡県では23年度には4番目に高い保険税、25年度は8番目に高いということであります。粕屋町の25年度の保険税は、40歳代、子ども2人の4人家族で年間141万の給与所得の場合、年間給与所得の2割近い27万420円の保険税になります。このように高い保険税の支払いが、消費税導入後にさらに厳しくなり、低所得者には担税能力を超えた保険税として負担増がのしかかっております。

全国的には、本年度の保険税を引き下げた自治体も出ております。それは15年度から国からの保険者支援金1,700億円と言われておりますが、これを使って一般財源からの繰り入れを削減に使うのではなくて国保税引き下げに活用しているということが報告されております。

因町長も、私が一般質問したとき、または篠崎前町長も川口學前議員が質問したときには担税能力を超えてるということをお答えされました。このように町長も認めている、粕屋町の国保税が高いということは明らかです。保険税の引き下げをしなければならぬのが現状であると思っております。

国保税を払えずに保険証がなく病院にかかれずに、病院に行くためにお金を工面して役場に行き保険料を支払い、1カ月の短期保険証で病院に通っているという人たちもいます。このような町民の苦しみ、真摯に受けとめるべきではありませんか。

町民の3割がこの国民健康保険に加入しております。1世帯1万円引き下げるために必要な予算は5,000万円です。この1世帯1万円引き下げることも含めた予算を毎年提案をしてまいりましたが、町の予算には計上されておられません。このような立場から、この国民健康保険特別会計に対して反対を行います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第27号平成27年度粕屋町水道事業会計予算について、議案第28号平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長（長 義晴君）

予算特別委員会に付託を受けました、議案第27号平成27年度粕屋町水道事業会計当初予算の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

収益的収支につきましては、収入が10億893万9,000円、支出が9億4,493万円であります。

収入の主なものは、営業収益が9億6,246万1,000円であります。

支出の主なものは、営業費用が8億7,054万7,000円であります。

資本的収支につきましては、収入が410万円、支出が4億7,163万3,000円であります。

支出の主なものは、建設改良費が3億4,911万1,000円であります。

収入が支出に対し不足しております額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

予算特別委員会において慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案のとおり

可決すべきことに決しましたのでご報告申し上げます。

続きまして、議案第28号平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計当初予算の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

収益的収支につきましては、収入が13億5,504万6,000円、支出が13億7,423万8,000円であります。

収入の主なものは、営業収益が9億5,944万4,000円であります。

支出の主なものは、営業費用が11億4,633万5,000円であります。

資本的収支につきましては、収入が6億1,198万9,000円、支出が9億6,698万円あります。

収入の主なものは、企業債が3億8,800万円あります。

支出の主なものは、企業債償還金が7億5,860万円あります。

収入が支出に対して不足しております額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

予算特別委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたので、ご報告終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましても、既に予算特別委員会で審議済みではありますが、その後特に質疑はありませんか。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第27号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長

の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第29号町道の路線認定、廃止及び変更についてを議題といたします。

本件に関し、建設常任委員会委員長の報告を求めます。

建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 長 義晴君 登壇)

◎建設常任委員長（長 義晴君）

議案第29号町道の路線認定、廃止及び変更について、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

町道管理において、路線の認定、廃止及び変更をする必要が生じたもので、新規認定路線は花ヶ浦一丁目地内の土地区画整理事業により整備された道路を町道として路線認定するものが5路線、また粕屋町学校給食センター建設に伴い河川管理者から占用許可を受け多々良川の堤防敷を町道として認定するもの、県事業の粕屋・久山線整備に伴い町へ移管される路線ほか1路線の計8路線であります。

また、廃止路線としては、県事業の粕屋・久山線整備に伴い、町へ移管されたため、志免・長者原線と向井川原・長者原線が廃止路線であります。

変更になる路線は、県道福岡・篠栗線の道路拡幅工事完成に伴い、起点を変更す

る必要が生じるため路線変更をするものでございます。

当委員会では慎重審査をした結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第29号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案に対する建設常任委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第30号福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

総務部総務課議案第30号は、福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

付託を受けました総務常任委員会における議案の審議の経過と結果についてご報

告いたします。

平成27年4月1日から有明広域葬祭施設組合が有明生活環境施設組合に名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

名称変更の理由は、この組合が葬祭事業単一事務からごみ処理事務を加えた複合的一部事務組合に組織改編することによるものであります。

当委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、全員賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第30号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第31号訴えの提起についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、教育委員会学校給食調理場所管であります議案第31号は、訴えの提起についてでございます。

付託を受けました総務常任委員会における議案の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

この案件は、長期にわたり給食費を滞納している学校給食滞納者に対し、給食費の支払いを求める支払い督促の申し立てを福岡簡易裁判所に行ったところ、町の支払い督促の申し立てに対し相手方から異議申し立てがなされたため、民事訴訟法第395条の規定により支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したものでございます。つきましては、本議案において、町が原告となって訴訟を行う訴えの提訴について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求められたものであります。

今後の訴訟手続は、可決した場合、口頭弁論が行われ、和解勧告内容を議会で再度議決し、和解案に従うこととなります。また、反対に否決された場合、申し立てが却下され、取り立てができなくなります。

滞納の請求額は4万6,180円ですが、今後の学校給食の運営に影響が出ないように町として強い姿勢を見せるべきだとの意見に基づき、当委員会におきまして慎重に審議を行いました結果、全員賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第31号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

発議第1号粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、八尋議会運営委員会委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長 八尋源治君 登壇)

◎議会運営委員長（八尋源治君）

発議第1号粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について、さきの第186回通常国会で、教育委員長と教育長の一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長などの出席義務が改正されましたので、粕屋町議会委員会条例の一部を改正し整備を行うものであります。

改正内容は、粕屋町議会委員会条例第19条第1項中の教育委員会の委員長を、教育委員会の教育長に字句の訂正を行うものであります。

また、施行日は平成27年4月1日ですが、経過措置として、施行日において在任中の教育長においては、その教育委員としての任期中に限り現行制度を継続するものであります。

当委員会におきまして慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

(議会運営委員長 八尋源治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより発議第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

本案に対する議会運営委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

5番福永善之議員。

◎5番（福永善之君）

5番福永です。

特別委員会設置に関する動議を提出させていただきます。

先ほど議案第17号が可決したことにより、こども館事業は推し進められることとなります。これにより、議会として粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、こども館がすぐれた施設と運営となるよう議員全員で構成する（仮称）こども館建設特別委員会を設置し、これに付託して調査、審査すること、及び閉会中継続審査することを望みます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ただいま福永善之委員から動議が提出されました。

この動議が成立するためには、他に1名以上の賛成者が必要です。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は、押しボタンによって行います。本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは可

決されました。

◎議長（進藤啓一君）

追加日程第1 粕屋町（仮称）こども館建設特別委員会設置の動議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、5番福永です。

（仮称）こども館建設特別委員会の設置について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び粕屋町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、（仮称）こども館建設特別委員会を次のとおり設置します。

提出時期、平成27年3月20日。提出者、粕屋町議会議員福永善之、山脇秀隆、因辰美、本田芳枝、久我純治、小池弘基、太田健策、木村優子。

設置の理由について説明します。

町が進める（仮称）こども館の対象年齢は、ゼロ歳から18歳となっています。対象の年齢の幅は広く、所管の委員会が複数にまたがることから、幅広い意見やいろいろな視点を集約して、子どもたちのためによりよい施設や運営の推進を調査研究するため。

委員会の名称は、（仮称）こども館建設特別委員会、委員定数は議員全員、委員長及び副委員長は委員長1名、副委員長2名。委員会の設置期間は、議会閉会中も審査を行い、供用開始まで継続するとします。

以上になります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番長議員。

◎8番（長 義晴君）

建設に伴う特別委員会ということでございますが、要するに建設的な予算にかかわることがない分野の特別委員会なのか、そこいらの具体的な内容が、ただいろんなことの改善というか、執行部が提案してあるようなそれ以上のことをいろいろ審議するにしても、言葉的にまた協議の中でできるものの内容であればそれはよろしいかと思うんですが、予算が伴うようなことについていろいろ申しても、町の執行部のお考えもあろうかと思しますので、そこいらがちょっと特別委員会でどうふうな内容まで踏み込んで協議というか提案がされるのか、そこらをちょっとお尋

ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

長議員の質問にお答えいたします。

建設の予算に関しましては、先ほど議案第17号でもう議決をされております。これからは、こども館の建設が始まります。その中において、今外部の検討委員会さんと粕屋町の内部の委員会でいろいろと推し進められておりますけど、その中で議会がかかわるところがまずないということが一つの問題でありまして、そのかかわれるような議会体制をまず構築していく、その一環として特別委員会を設置すると考えていただければよろしいかと存じます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎8番（長 義晴君）

議員がいろいろ言うのはわかるんですが、要するにこういったことが今後、審議が尽くされんというか、我々議会のほうが納得がいかんというふうなことが今後出てきたときに、やっぱり大きな予算やから、その意味合いちゅうのはいろいろな内容が、案件があろうかと思いますが、そういったことで今後、そんな中でいろいろなことが起きてきたときに、今日の補正予算やないけど限られた期間内で審議ができなかったときは……。

◎議長（進藤啓一君）

長議員、もし討論でありましたら、この次に討論の時間とりますので、質疑であれば質疑おっしゃってください。

ほかに質疑ありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本動議に反対の方の発言を許します。

長議員、どうぞ。

◎8番（長 義晴君）

再度同じようなことですが、要するに今後の問題も含めてこれが十分な審議が時間内、期間内でできないときはこういうふうな形で、ずっと延々とじゃないけど続

くようなことがたびたび起こるんじゃないかなという気がするのですが、先ほど福永議員が言われたように予算は認めるというふうなことで、予算内のことで落ちつけばよろしいかと思うんですが、そこいらがちょっと、私どもも初めてのケースだからわからんところがありますが、それに対してお答え願えれば。

◎議長（進藤啓一君）

今、討論ですから。

次に、本動議に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、本動議に反対の方の発言を許します。

15番伊藤議員。

◎15番（伊藤 正君）

非常に特別委員会を設置するというのはいいことかもしれませんが、さきの平成26年度の補正予算の際に、こども館に関してはかなり深いところまで審議をしたというふうに私は考えております。また、執行部のほうからいわゆる説明については十分説明責任を果たしますということまで回答をいただいておりますので、執行部と議会との摩擦をこれ以上増やす必要はないと思うわけでございます。

一応、従来やっている全員協議会の中でも十分議会からの意見も反映できると思いますので、そういったことから反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、本動議に賛成の方の発言を許します。

11番本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ただいまの動議に対する反対に対してお答えしたいというふうな形でいいですか。

◎議長（進藤啓一君）

いや、賛成討論ですから自分の考えをおっしゃってください。

◎11番（本田芳枝君）

私は、補正予算ではそう申し上げなかったんですが、当初予算ではこれにかかわることをちょっと言いました。それが当初予算に対してよくわからない部分もあったのではないかと思うので、議長が私の発言をちょっと注意をされたのかなと思いますが、実は、摩擦が起きないようにという話をされましたけれど、私は逆に、この特別委員会をつくることによって摩擦が起きない。それはなぜかといいますと、

私は部外者でした、ずっと。子ども未来課が担当で、そこに質問、いろんな話があるんですね。確かに全員協議会で話をされましたけれども、そのことに対するお答えは私にとっては不十分でした。私は、だから12月にキックオフ会議に出たいと言って、私は今の流れを知った上で自分が提案できることがあれば賛成の立場から提案したいというふうに思っているのですが、それすらもできない。私たちに情報はないんです。

さっき、子ども・子育て会議のニーズ調査の件をちょっと言いましたけれど、それも付託の、どうも私が調査したところは厚生委員会にも報告をされていないんですね。そういったことは結構あるんです。ところが、私はある程度の情報網がありますので、しかもそれは関心があるのである程度流れがわかるんですね。ところが、今厚生常任委員会の方はわからない、あれはどうだ、これはどうだともうそこでとまっているんですよ。それでは全くもったいない。皆さんが知っている情報を集めて、予算はこれで、その中でよりよいものをつくるためにこの特別委員会を設置する。私は、議員も勉強が必要だと思います。職員も勉強が必要だと思います。そういうことのために、短期間ではありますが皆さん全員一致でやりましょうと。その動議です。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、本動議に反対の方の発言を許します。

7番田川議員。

◎7番（田川正治君）

私は、今まで全員協議会、そして厚生常任委員会などでこのこども館の問題について、また私自身も一般質問で取り上げて、問題点、また町民の保護者の人たちの要望なども受けて質問もしてまいりました。

こういう中で、それぞれのその考え方ということよりも、町民の子ども・子育て支援の人たちがどれほどこのこども館というのを求めているかというのが一つ大事なことだと思いますね。それは、今までのいろんな公民館での子育て支援の問題もあります。それぞれの公民館規模、また2つ3つこの粕屋町で、今の全体予算よりも少ないという形でできるということであればそれも可能かと思いますが、しかし今の状況のもとで国の予算、補正予算も含めて活用して補助金を活用して、そしてやっていくという時期は、今を除いたらできなくなるということになったら、公民館規模でやっていくとかということも含めたら、町のお金を出して、そして予算化していかないかないということにもつながりますし、私はそういう点では今の財政状況の中で一番いい方法で……。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員、建設の議案は可決されてるわけですから。

◎7番（田川正治君）

だから、そういう点でこの問題について、動議に対しては反対、発議に対して。

◎議長（進藤啓一君）

次に、本動議に賛成の方の発言を許します。

6番小池議員。

◎6番（小池弘基君）

賛成の立場で討論を行います。

まず、特別委員会といった委員会を設置となりますと、中の審議が非常に深いところまで質問できたりすることが可能になります。本来、全員協議会というのは執行部からのいろいろの途中経過であり、そういったものの説明を受けるといったような位置づけで、今現在特別委員会でもいろんな議員の方が意見を申しておられますけども、本来はそこで審議というよりも自分の思いとか要望を伝えるといった程度の内容かと思っております。

やはりこれからこういった、せつかく補助率75%あるような建物を建てていくには、より有効な運営を考えながら、また我々総務常任委員会も前回東京のほう、杉並のほうにも視察に行きました。やはり学校教育課、社会教育課といったような目線、専門性を持った中でもっともっと深い議論もしていきたいという思いもあります。だから、そういった面も踏まえて特別委員会の設置は望ましいと、私はそう考えておりますので、今回の動議に賛成いたします。

◎議長（進藤啓一君）

本動議に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

本動議に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより先ほど福永議員がおっしゃったその名称についての動議を採決いたします。

この採決は押しボタンによって行います。

本動議に賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、（仮称）こども館建設特別委員会設置の動議は可決されました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

◎町長（因 清範君）

先月の27日から開会いたしました第1回の定例会、大変長丁場でお疲れさまでございました。

いろいろこの間いただきましたご意見、ご指摘等々については、執行の段階で十分に遺漏がないように執行してまいります。

なお、特に（仮称）こども館の建設については皆さん方の大体のご理解は得ていると思います。さりながら、この今からの運営について、これは28年度からの運営でございますので、皆様方と一緒に動議が可決されました、私どもも動議が出ないでも全員協議会なりいろんな場をつくって、こういうふうな運営をしたいという報告をしようかと思っておりますけれども、たまたま福永議員の動議の発議でこれが可決されました。もっと深い、今おっしゃったような、小池議員がおっしゃったような中身の深い議論をしながら、よりいいこども館にしようというのは私どもも議員さん方も一緒でございましょうから、よりいいものにこれはして、今までいろいろありましたけども、これを機会に本当に車の両輪として粕屋町が発展する方向に向かっていくのであれば、積極的に特別委員会のほうにいろんな資料、それから他市町村のこども館の状況等々も報告しながら取り入れられる分については取り入れていきたいと思っております。ただ、側（がわ）が決まっておりますから。運営は、どんなにでもできると思っております。今後も私どももよりいい施設をつくりたいと思っておりますので、今後ともよろしくご理解をいただきたいと思っております。

もう桜のつぼみもピンク色になって、今か今かと咲く時期を待っておるようでございます。大変春らんまんの季節を迎えます。議員の皆様方にとりましては、本当に身も心も、また家庭の中も春になりますように、またひいては粕屋町が本当の春を迎えられますように、今後ともご支援いただきますようお願いいたしまして、簡単過ぎるようでございますけどもお礼の言葉にかえます。どうも今日はお疲れさまでした。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。よって、平成27年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

さて、この年度をもって退職される職員の皆さん、職員としての在任期間はそれぞれであろうと思いますが、長い間のお勤めご苦労さまでした。皆さんのこれまでのご精励、そしてご努力に敬意を表しますとともに、退職後におかれましても健康に留意され、それぞれのお立場で充実した日々を送られますことをご祈念いたします。お疲れさまでした。

最後に、ここにおそろいの議員の皆さん、理事者側の皆さん、今議会は長丁場の会議でありましたゆえお疲れだったろうと思います。全ての皆さんにご慰労を申し上げ、平成27年第1回定例会を閉会いたします。

（閉会 午後3時25分）

会議録調製者 青 木 繁 信

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 木 村 優 子

署名議員 安河内 勇 臣